整備主任者(検査員)
研　修　資　料

法 令 研 修

令 和 6 年 度

【九州共通教材】

目　　次

Ⅰ　整備事業関係

1．令和５年度　自動車特定整備業実態調査結果の概要について…… 1
2．「不正改造車を排除する運動」の強化月間における
街頭検査等の実施結果について　プレスリリース…… 6
3．燃料電池自動車等の車両法一元化に係るＱ＆Ａについて …… 7
4．タイヤ点検に関するお願いについて…… 11
5．自動車整備士を中心とした魅力ある職場づくりを推進します！！…… 13
6．「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について …… 21
7．「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について … 26
8．令和７年４月より、車検を受けられる期間が延びます…… 34
9．OBD 検査システムへの申請を行う整備事業者様へ …… 36
10．認証又は指定変更届出を行った整備事業者様へ
（OBD 検査システムの登録情報変更もお忘れなく！！）…… 38
11．改正法施行前の特定整備記録簿の修正方法について …… 40

Ⅱ　指定整備事業関係

1．指定自動車整備事業者の処分状況 …… 42
2．「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱について …… 48
3．OBD 検査対象車等における旧指定整備記録簿への記載方法について …… 52

Ⅲ　検査業務関係

1．審査事務規程の第51次改正概要 …… 54
・審査事務規程7-107、8-107（直前及び側方の視界）
・審査事務規程4-10（車載式故障診断装置を活用した検査（OBD 検査））
2．審査事務規程の第54次改正概要 …… 61
・審査事務規程4-25
（圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験）
・様式16（ガス容器等再試験結果証明書）
・自動車技術総合機構からのお知らせ（高圧ガスの燃料装置に係る審査方法が変更になります）
3．審査事務規程の第56次改正概要 …… 65
・審査事務規程7-105の２、8-105の２（車両後退通報装置）
4．OBD 検査の概要 …… 68

Ⅳ　Ｑ＆Ａ

1．指定関係 …… 75
2．研修関係 …… 83
3．整備関係 …… 84
4．検査申請（窓口）手続き関係 …… 86
5．検査関係 …… 87

Ⅴ　参考資料

1．自動車検査証の有効期間及び定期点検時期早見表 …… 92
2．定期点検項目数・走行距離項目数一覧 …… 93
3．保安基準適合証の余白に記載する保険会社名の略称表 …… 94
4．ディーゼル自動車の排出ガス測定について …… 95
5．指定整備記録簿の「目視等による検査」欄と保安基準の対照表 …… 99
6．保安基準適合証の交付の可否等について …… 101
7．【整備工場コード】お知らせ …… 102

８．重量税額照会システムのお知らせ …… 103
９．自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて …… 105
10.『電子制御装置整備』、『OBD 検査』、『OBD 確認』、『OBD 点検』、違いは？ …… 107
11. 受検者の皆様へ（事故注意喚起）…… 108

Ⅰ　整備事業関係

１．令和５年度　自動車特定整備業実態調査結果の概要について

この度、令和５年度の自動車特定整備業実態調査の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

１．目的

本調査は、自動車整備業の現状および経営状況等の実態を把握し、同事業の健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施しています。

２．調査時点

令和５年６月 30 日現在。整備売上高については、令和４年７月１日から令和５年６月 30 日までに決算が終了した事業実績であり、会計年度では「令和４年度」実績となります。

３．調査結果の概要（別紙参照）

道路運送車両法に規定する自動車整備事業者(令和５年６月 30 日時点 91,849 事業場)の中から、２割を対象として調査を行いました。(有効回答率 43%)

令和５年度調査における総整備売上高は５兆 9,072 億円となり、前年度より 1,684 億円(2.9%)増と２年連続で増加しました。

なお、詳細は、４月に発刊予定の「令和５年度版　自動車整備白書」に掲載します。

(業態区分)
専　　業：自動車整備業の売上高が総売上高の 50%を超える事業場
兼　　業：兼業部門（自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等）の売上高が総売上高の 50%以上を占める事業場（ディーラーを除く）
ディーラー：自動車製造会社または国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場
自　　家：主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

（１）総整備売上高

直近６年間の総整備売上高の推移をみると、令和３年度は減少しましたが、その後は２年連続で増加しました。増減率は、昨年度に次ぐ伸び率となりました。

業態別に前年度と比較すると、専・兼業が 755 億円(2.7%)増、ディーラーが 888 億円(3.2%)増、自家が 41 億円(1.7%)増と、いずれも増加しました。作業内容別では、「車検整備」が 1,279 億円(5.4%)増、「定期点検整備」が 126 億円(2.9%)増、「事故整備」が 176 億円(1.8%)増、「その他整備」が 103 億円(0.5%)増と、いずれも増加しました。

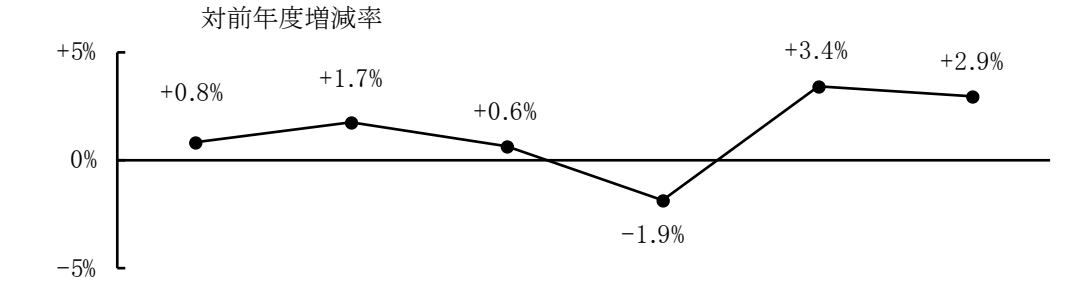

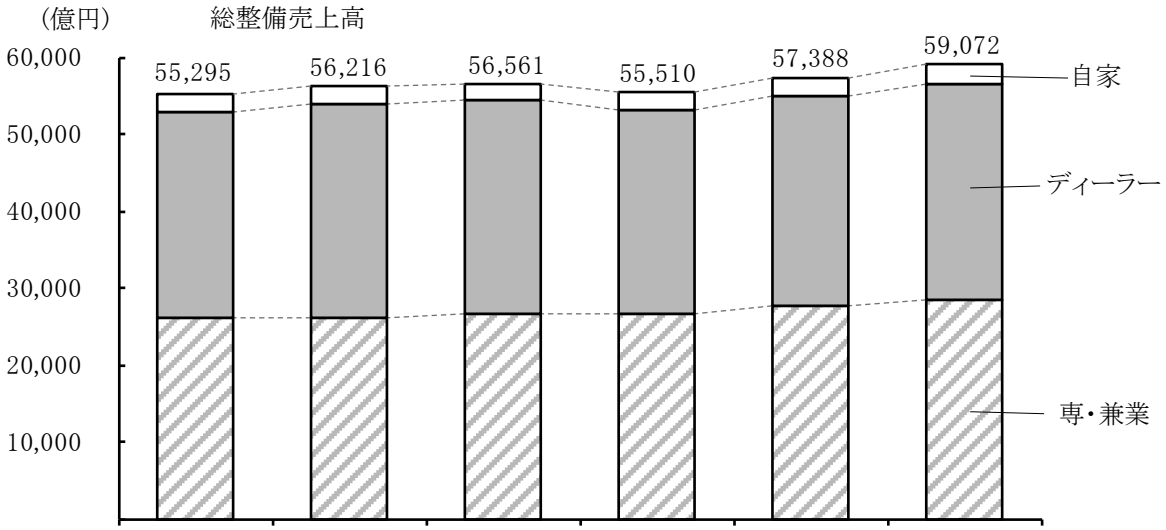

業態＼調査年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	R5-R4
専･兼業	26,077	26,274	26,650	26,757	27,677	28,432	+755
	-1.8%	+0.8%	+1.4%	+0.4%	+3.4%	+2.7%	
専 業	19,364	19,444	19,854	20,144	21,146	21,531	+385
	-2.9%	+0.4%	+2.1%	+1.5%	+5.0%	+1.8%	
兼 業	6,713	6,830	6,796	6,613	6,531	6,901	+370
	+1.5%	+1.7%	-0.5%	-2.7%	-1.2%	+5.7%	
ディーラー	26,927	27,672	27,749	26,419	27,340	28,228	+888
	+3.0%	+2.8%	+0.3%	-4.8%	+3.5%	+3.2%	
自 家	2,291	2,270	2,162	2,334	2,371	2,412	+41
	+5.6%	-0.9%	-4.8%	+8.0%	+1.6%	+1.7%	
合 計	55,295	56,216	56,561	55,510	57,388	59,072	+1,684
	+0.8%	+1.7%	+0.6%	-1.9%	+3.4%	+2.9%	

(注)表の上段は売上高(億円)、下段は対前年度増減率である。

（作業内容別整備売上高・業態別）

業態＼作業内容		車検整備			定期点検整備				事故整備	その他整備	合計
		2年	1年	小計	1年	6か月	3か月	小計			
専･兼業	売上高	8,983	4,473	13,456	645	164	443	1,252	4,724	9,000	28,432
	増減額	+456	+7	+463	+46	+4	+38	+88	-251	+455	+755
	増減率	+5.3%	+0.2%	+3.6%	+7.7%	+2.5%	+9.4%	+7.6%	-5.0%	+5.3%	+2.7%
専業	売上高	6,416	3,811	10,227	452	129	388	969	3,854	6,481	21,531
	増減額	+305	+5	+310	+29	+2	+29	+60	-37	+52	+385
	増減率	+5.0%	+0.1%	+3.1%	+6.9%	+1.6%	+8.1%	+6.6%	-1.0%	+0.8%	+1.8%
兼業	売上高	2,567	662	3,229	193	35	55	283	870	2,519	6,901
	増減額	+151	+2	+153	+17	+2	+9	+28	-214	+403	+370
	増減率	+6.3%	+0.3%	+5.0%	+9.7%	+6.1%	+19.6%	+11.0%	-19.7%	+19.0%	+5.7%
ディーラー	売上高	8,553	1,637	10,190	2,428	452	198	3,078	5,081	9,879	28,228
	増減額	+706	+51	+757	+49	+42	-48	+43	+406	-318	+888
	増減率	+9.0%	+3.2%	+8.0%	+2.1%	+10.2%	-19.5%	+1.4%	+8.7%	-3.1%	+3.2%
自家	売上高	776	329	1,105	58	34	9	101	414	792	2,412
合計	売上高	18,312	6,439	24,751	3,131	650	650	4,431	10,219	19,671	59,072
	増減額	+1,210	+69	+1,279	+89	+76	-39	+126	+176	+103	+1,684
	増減率	+7.1%	+1.1%	+5.4%	+2.9%	+13.2%	-5.7%	+2.9%	+1.8%	+0.5%	+2.9%

（単位：億円）

（２）事業場数

調査時点における事業場数は 91,849 事業場で、前年度より 138 事業場(0.15%)増と２年連続で増加しました。

指定工場数は 30,090 事業場で、前年度と比較すると 14 事業場(0.05%)減少しました。

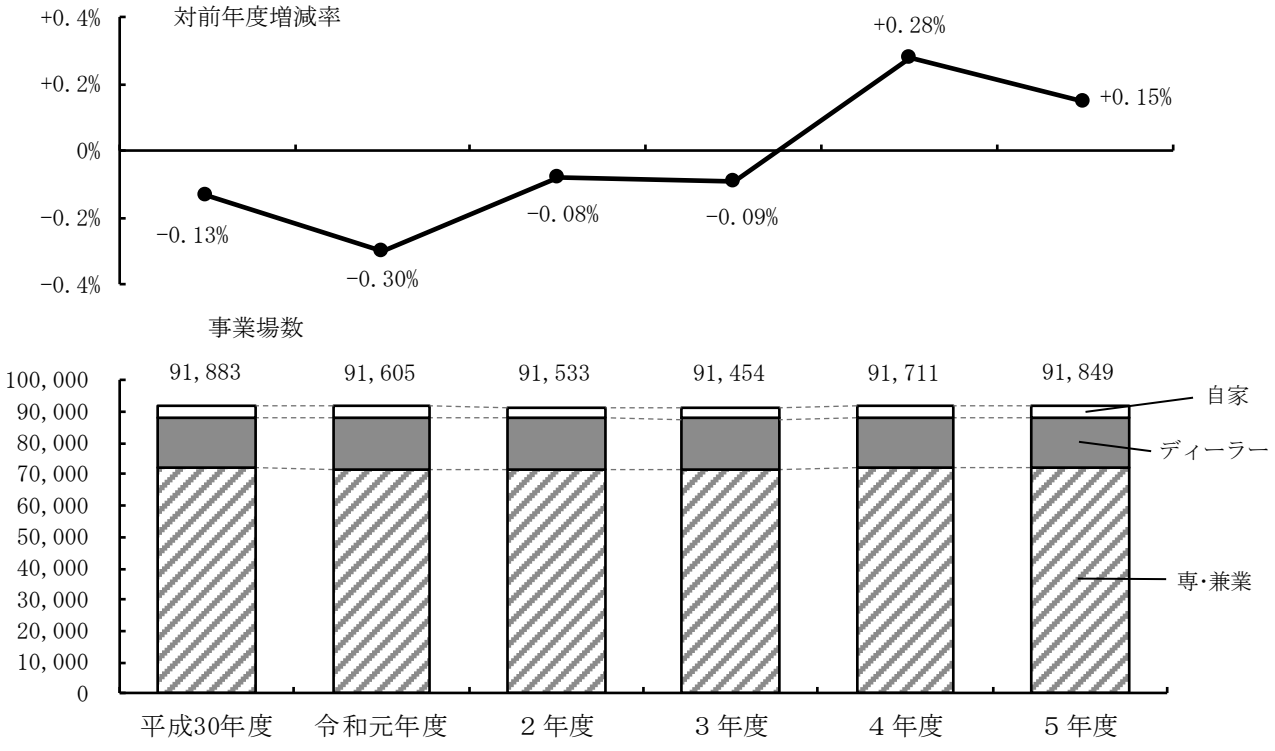

（３）整備関係従業員数

整備関係従業員数は 554,307 人で、前年度より 6,975 人(1.27%)増加しました。

（４）整備要員数および整備士数

整備要員数は 399,770 人で、前年度より 151 人(0.04%)増加しました。

整備士数は 331,255 人で、前年度より 426 人(0.13%)減少、整備要員数に対する整備士数の割合(整備士保有率)は 0.1 ポイント低下して 82.9%になりました。

(参考) 内数として、女性の整備要員数は 19,193 人(44 人減)、整備士数は 10,481 人(8 人減)、全整備要員数に占める割合は 4.8%、全整備士数に占める整備士数の割合は 3.2%となっております。

（５）整備要員１人あたり年間整備売上高

整備要員１人あたり年間整備売上高（自家を除く）は 14,857 千円で、前年度より 2.9%増加しています。

業態別では、専・兼業は 10,779 千円(2.5%増)、ディーラーは 24,003 千円(3.6%増)となりました。

（６）整備要員平均年齢

整備要員平均年齢（自家を除く）は 47.2 歳で、前年度より 0.5 歳上昇しました。

（７）整備要員平均年収

整備要員平均年収（自家を除く）は 4,172.8 千円、前年度と比較すると 129.0 千円（3.2%）増加しています。

別紙

自動車整備業の概要

項目 ＼ 調査年度			平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	対前年度増減率
1. 総整備売上高 （億円）			55,295	56,216	56,561	55,510	57,388	59,072	+ 2.9 %
	専・兼業		26,077	26,274	26,650	26,757	27,677	28,432	+ 2.7 %
		（比率、%）	(47.2)	(46.7)	(47.1)	(48.2)	(48.2)	(48.1)	
	専業		19,364	19,444	19,854	20,144	21,146	21,531	+ 1.8 %
		（比率、%）	(35.0)	(34.6)	(35.1)	(36.3)	(36.8)	(36.4)	
	兼業		6,713	6,830	6,796	6,613	6,531	6,901	+ 5.7 %
		（比率、%）	(12.1)	(12.1)	(12.0)	(11.9)	(11.4)	(11.7)	
	ディーラー		26,927	27,672	27,749	26,419	27,340	28,228	+ 3.2 %
		（比率、%）	(48.7)	(49.2)	(49.1)	(47.6)	(47.6)	(47.8)	
	自家		2,291	2,270	2,162	2,334	2,371	2,412	+ 1.7 %
		（比率、%）	(4.1)	(4.0)	(3.8)	(4.2)	(4.1)	(4.1)	
2. 企業数			73,018	72,845	72,523	72,214	72,370	72,176	− 0.27 %
3. 事業場（工場）数			91,883	91,605	91,533	91,454	91,711	91,849	+ 0.15 %
	専・兼業		71,993	71,734	71,654	71,585	71,939	72,174	+ 0.33 %
	専業		56,270	56,032	56,156	56,075	56,483	56,620	+ 0.24 %
	兼業		15,723	15,702	15,498	15,510	15,456	15,554	+ 0.63 %
	ディーラー		16,252	16,349	16,315	16,305	16,269	16,173	− 0.59 %
	自家		3,638	3,522	3,564	3,564	3,503	3,502	− 0.03 %
4. 指定工場数			30,075	30,087	30,085	30,083	30,104	30,090	− 0.05 %
5. 整備関係従業員数 （人）			535,418	536,493	539,086	544,670	547,332	554,307	+ 1.27 %
6. 整備要員（工員）数 （人）			399,374	399,135	399,218	398,952	399,619	399,770	+ 0.04 %
	うち整備士数 （人）		338,438	336,897	339,593	334,319	331,681	331,255	− 0.13 %
	整備士保有率 （%）		84.7	84.4	85.1	83.8	83.0	82.9	− 0.1 ポイント
7. 1事業場あたり整備要員数（人）			4.35	4.36	4.36	4.36	4.36	4.35	− 0.01 人
8. 保有車両数 （3月末、千台）			81,563	81,789	81,850	82,078	82,175	82,451	+ 0.3 %
9. 技術料（工賃）の値上率 （%）			+1.0	+1.5	+2.0	+2.0	+2.5	+4.0	+ 1.5 ポイント
10. 整備要員1人あたり年間整備売上高（千円）	専・兼業		9,866	9,963	10,115	10,190	10,514	10,779	+ 2.5 %
		専業	9,581	9,647	9,817	10,007	10,428	10,634	+ 2.0 %
		兼業	10,794	10,982	11,097	10,790	10,801	11,257	+ 4.2 %
	ディーラー		23,212	23,635	23,646	22,440	23,180	24,003	+ 3.6 %
	平均（自家を除く）		13,936	14,166	14,284	13,981	14,433	14,857	+ 2.9 %
11. 整備要員平均年齢（歳）	専・兼業		49.7	49.9	50.2	50.8	51.2	51.7	+ 0.5 歳
		専業	50.8	50.9	51.2	51.8	52.1	52.7	+ 0.6 歳
		兼業	46.3	46.8	47.0	47.7	48.0	48.5	+ 0.5 歳
	ディーラー		35.3	35.5	35.7	36.4	36.8	37.0	+ 0.2 歳
	平均（自家を除く）		45.3	45.5	45.7	46.4	46.7	47.2	+ 0.5 歳
12. 整備要員平均年収（千円）（給与、各種手当および賞与）	専・兼業		3,582.3	3,621.6	3,652.6	3,674.2	3,702.5	3,848.8	+ 4.0 %
		専業	3,539.3	3,571.0	3,603.8	3,623.8	3,646.1	3,783.2	+ 3.8 %
		兼業	3,722.2	3,785.7	3,813.9	3,839.9	3,891.7	4,065.3	+ 4.5 %
	ディーラー		4,661.1	4,606.0	4,659.8	4,684.6	4,805.4	4,899.6	+ 2.0 %
	平均（自家を除く）		3,911.4	3,924.3	3,963.0	3,987.0	4,043.8	4,172.8	+ 3.2 %

(注)各項目の数値は各年6月末現在、ただし、売上高は各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるものである。
事業場数と指定工場数は国交省、保有車両数は自検協の集計により、その他は、各自動車整備振興会の会員事業場に対する2割の抽出調査から、全体を推計している。なお、四捨五入による丸め誤差のため、構成比率の合計は必ずしも100%にならない。

News Release　国土交通省九州運輸局

令和６年７月２９日

「不正改造車を排除する運動」の強化月間における街頭検査等の実施結果

～不正改造車、整備不良車合計１４台に整備命令書を交付～

九州運輸局では、「不正改造車を排除する運動」の強化月間（６月）において、警察、独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部、その他関係団体等の協力を得て、街頭検査を実施し、九州運輸局管内の各運輸支局構内での構内検査等も合わせ、計４２５台の車両について検査を行いました。

その結果、街頭検査での車両、警察から検査要請があった車両、構内検査での車両に不正改造箇所又は整備不良箇所があり、保安基準に不適合であったため整備命令書を交付する行政処分を行いました。

九州運輸局では、強化月間のみならず、関係機関と協力し、街頭検査を実施することとし、不正改造車の排除に努めるとともに自動車の使用者に対し指導等を行ってまいります。

【検査結果】

・街頭検査台数　　３８７台
・警察要請検査台数　　１４台
・構内検査台数　　２４台
・検査台数合計　　４２５台
・整備命令書交付台数　　１４台（うち二輪９台）

運輸と観光で九州の元気を創ります

＜お問い合わせ先＞
・不正改造車排除運動に関すること
　九州運輸局自動車技術安全部整備課　担当：取違・上野
TEL：０９２－４７２－２５３７
・街頭検査の実施に関すること
　九州運輸局自動車技術安全部技術課　担当：前﨑
TEL：０９２－４７２－２５３９

３．燃料電池自動車等の車両法一元化に係るＱ＆Ａについて

事　務　連　絡
令和５年１２月５日

各地方運輸局
　自動車技術安全部整備課長　殿
　自動車技術安全部整備・保安課長　殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長　殿

物流・自動車局
自動車整備課　整備事業班長

燃料電池自動車等の車両法一元化に係るＱ＆Ａについて

燃料電池自動車等の車両法一元化に伴い、Ｑ＆Ａを別添のとおり作成しましたので、業務の参考とされますようお願いいたします。

別添

燃料電池自動車等の車両法一元化に係るＱ＆Ａ

問１　燃料電池自動車等の車両法一元化の対象の範囲は。

（答）

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）であって、圧縮水素（ＣＨＧ）、圧縮天然ガス（ＣＮＧ）又は液化天然ガス（ＬＮＧ）を燃料とするものに備えるガス容器及びガス容器附属品。

問２　指定自動車整備事業者において、今回対象となる高圧ガスの燃料装置を備える自動車のガス容器等の再試験を実施できる検査設備について、事業場に常時備えていなくても良いか。

（答）

指定自動車整備事業者において、高圧ガスの燃料装置を備える自動車のガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施する場合にあっては保安基準に定める、試験に必要な設備としてガス検知器等を用いて実施する必要がある。

しかし、当該設備を指定自動車整備事業者の自動車の検査の設備の基準に定めることは過度な規制となることから、必ずしも事業場で備えなければならないこととはせず、他の事業場又は他の事業者から借りて使用することができることとしている。なお、借用先の距離や時間の制約は設けていない。

問３　ガス容器等の再試験に必要な検査設備の届出は必要か。

（答）

自動車の検査の設備の基準に定めていないことから届出は不要である。

問４　指定自動車整備事業者として、ガス容器等の再試験を実施した場合にこれまでと取扱いがどのように変わるのか。

（答）

これまで容器再試験については、高圧法体系であったことから外注により他の事業場で実施した結果を活用することができたが、今回の車両法に一元化される改正に伴い、指定自動車整備事業として実施する場合には、容器再試験を含め、すべての検査を自ら行わなければならないことになる。

なお、ガス容器等再試験を実施した事業場に限り、当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書（完成検査日にガス容器等再試験結果証明書に記載された有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の１年１か月後の日）を経過していないものをいう。）を活用して判定することができることとしている。

問５　指定自動車整備事業として実施する場合、ガス容器及びガス容器附属品の修理については、これまでどおり他の事業者に委託（外注）しても良いか。

（答）

委託（外注）しても良い。なお、点検・検査については、委託（外注）はできない。

問６　施行日以降、車検満了日より先に容器再検査有効期限を迎える車両が少なからず存在するものと想定していますが、当該車両のガス容器等の再試験はいつ実施すればよいか。

（答）

車検満了日前までの継続検査時に実施すればよい。

問７　自動車特定整備事業者が行う場合と指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業以外で実施する場合は証明書を２部、指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業として行う場合は１部をなぜ交付しなければならないか

（答）

これまでの容器再検査と同等の期間での取扱いを行う場合、１年車検のものについてはその都度容器再試験を実施すると過度な負担になることから最初に行った容器再試験の試験結果を活用して審査を行うため、指定自動車整備事業以外では２部を、指定自動車整備事業では１部を交付することとしている。

なお、２年車検のものについては、必ずしも交付する必要性はないが、業界要望を受け、取扱いが煩雑にならないよう、すべて交付することとしている。

問８　容器再試験の取扱いについて、ケースの例示をお願いしたい。

（答）

ケース１：Ａ指定工場で容器再試験を実施し、１年後の車検もＡ指定工場に入庫した場合

→有効なガス容器等再試験結果証明書の提出があれば、容器再試験は不要

ケース２：Ａ指定工場で容器再試験を実施し、１年後の車検をＢ指定工場に入庫した場合

→Ｂ指定工場において、指定整備で実施する場合には、再度、容器再試験を実施。Ａ指定工場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書の提出があれば、持込検査で活用することで容器再試験は不要

ケース３：Ａ指定工場で容器再試験を実施し、１年後の車検をＣ認証工場に入庫した場合

→Ａ指定工場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書の提出があれば、持込検査で活用することで容器再試験は不要

ケース４：Ｃ認証工場で容器再試験を実施し、１年後の車検をＤ認証工場に入庫した場合

→Ｃ認証工場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書の提出があれば、持込検査で活用することで容器再試験は不要

問９　「再試験を実施した日の１年１か月後の日」とは、日付は同日になるのか、１日前になるのか。

（答）

日付は、基本的に同日となる。なお、同日とならない場合は末日としている。

例）

ケース１：１日に実施した場合、１年１か月後の１日となる。

ケース２：31 日に実施した場合、1 年 1 か月後の末日が 30 日であれば、30 日となる。

ケース３：末日が 30 日である月に実施した場合、1 年 1 か月後の末日が 31 日であったとしても、30 日となる。

ケース４：１年１か月後が閏年である１月 29～31 日に実施した場合は、２月 29 日となる。

ケース５：閏年である２月 29 日に実施した場合は、３月 29 日となる。

４．タイヤ点検に関するお願いについて

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和５年 12 月 26 日
物流・自動車局
自動車整備課

車に関わる全ての皆様へお願いです

国土交通省から車に関わる全ての皆様へお願いです。
周りの、そして自分の人生を一変させてしまう前に、もう一度、ご自身の車のタイヤ点検をしてみませんか？

近年、大型車のタイヤ脱落事故は増加傾向にあり、これまで国土交通省においてはタイヤ脱落事故防止に関する取組みを進めてまいりました。しかし、令和5年度の事故件数は 11 月末時点でほぼ昨年度と同じ件数となっており、冬季を迎え、大型車に限らず自家用車のタイヤ脱落による重大事故も発生しています。

そのような状況を踏まえ、国土交通省では、国民の皆様へタイヤ脱落事故の危険性を認識していただきたいため、再度啓発いたします。

事故後に後悔しないためにも、適切な脱着作業や増し締めを実施してください。

タイヤ脱着後や運転前にもう一度、タイヤの確認作業をしてみませんか？

【大型車のタイヤ脱落事故の状況】

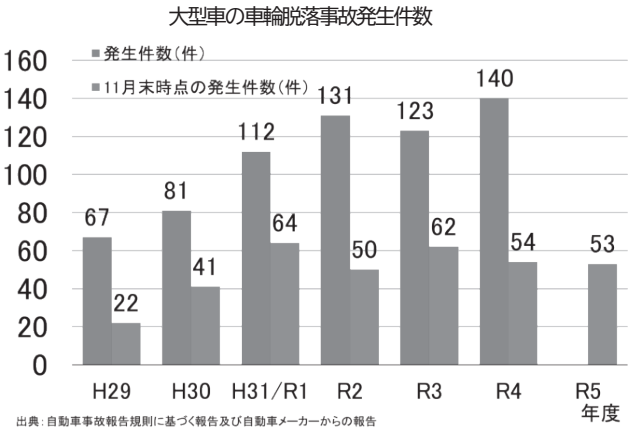

※令和5年度については速報値

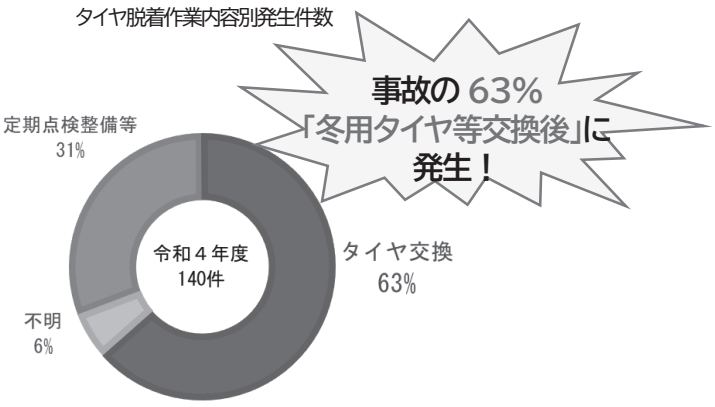

出典:令和4年度「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会資料」

重大事故は、あなたの“タイヤ脱着作業後・運転前のチェック”で防げる可能性があります！

【添付資料】
タイヤ脱落事故防止啓発チラシ

【大型車タイヤ脱着作業のポイント】
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-1/#4point

〈問い合わせ先〉
物流・自動車局　自動車整備課　杉本、森山、坂本、本田
代表:03-5253-8111（内線：42412, 42413）　直通:03-5253-8599

なんでやらなかったんだ！

事故後に後悔しても過去には戻れません。

国土交通省から車に関わる全ての皆様へお願いです。

タイヤ脱落事故は非常に危険です。周りの、そして自分の人生を一変させてしまう
その前に、皆様の車のタイヤ、もう一度みてみませんか？

国土交通省

画像出典：MLIT Channel

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和６年３月２６日
物流・自動車局自動車整備課

自動車整備士を中心とした魅力ある職場づくりを推進します！！

～「自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン」の策定～

国土交通省は、自動車整備士をはじめとする人を中心とした魅力ある（働きやすい・働きがいのある）職場づくりに向けたガイドラインを策定・公表し、整備事業者に対し働く環境や処遇の改善等を促すことにより、人材定着・育成を後押しします。

自動車整備業では、少子高齢化や働き方の多様化が進む中で、整備技術の高度化などに適切に対応するため、整備士をはじめとする整備要員の定着・育成を進めていくことが重要です。

このため、国土交通省は、自動車整備士にとって魅力ある（働きやすい・働きがいのある）職場づくりのため、自動車整備士や関係業界の意見を踏まえ、整備事業者が取組むべき内容をまとめたガイドラインを策定・公表します。

今後は、本ガイドラインをより多くの整備事業者に活用していただけるよう、関係団体と連携を図りながら、周知・啓発を進めます。

＜本ガイドラインの内容（概要）＞

４つの要素	整備事業者において実施することが望ましい取組みの例
働き方・労働条件	■フレックス勤務・時差出勤等による勤務シフトの柔軟化 ■女性用作業機械等の設備機器の充実、産後の復職研修制度の充実
人間関係・コミュニケーション	■コミュニケーション能力評価等による風通しの良い意思疎通文化の醸成 ■システムの活用等による社内での作業進捗の見える化
人材開発	■等級制度・研修制度等による多様なキャリアアップの支援の提供 ■新技術対応の整備器具導入等による知識・技能向上のための環境整備
待遇（働く価値）	■資格・役職手当の支給等による個人の能力に応じた報酬の支給 ■顧客の声を知る等による社会貢献を実感できる機会を提供

※ガイドライン等は、以下の国土交通省ホームページに掲載しています。
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000023.html

別添１：自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン（本文）
別添２：自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン（概要）
別添３：自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドラインを実践する際の参考資料（ユースケース）

（問い合わせ先）
物流・自動車局自動車整備課　東海、浅野、田所
代表：03-5253-8111（内線 42426、42429）
直通：03-5253-8589

自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン（概要）

国土交通省

別添２

背景・目的

- 自動車整備業では、少子高齢化や働き方の多様化が進む中で、整備技術の高度化などに適切に対応するため、整備士をはじめとする**整備要員の定着・育成を進めていくことが重要**。
- 本ガイドラインは、このような観点から、**整備士をはじめとする人を中心とした魅力ある（働きやすい・働きがいのある）職場づくりを行うにあたり、整備事業者において実施することが求められる取組みや望ましい取組みを示すことにより、整備事業者によるそれらの実施を後押し**するもの。

働きやすい・働きがいのある職場づくりに係る４つの要素		ガイドラインに示す取組みの例
働く環境	働き方・労働条件	■定期的な作業機械等の安全点検、事業場内の清掃、安全又は衛生のための特別の教育などを実施 □ **女性用の作業機械などの設備・機器**や**産後の復職研修制度**の充実により、女性整備士の活躍を推進 □ **フレックス勤務、時差出勤等の勤務シフトの柔軟化**により、個々の背景に合った働き方を実現
	人間関係・コミュニケーション	■ メンター制※の導入などを通じ、若手が先輩に対して人間関係等の困りごとを相談できる機会を提供 ※年齢の近い先輩が新卒採用者等をサポートする制度 □ **コミュニケーション能力を昇給等の評価を行う際に考慮すること**などにより、風通しの良い意思疎通の文化を醸成 □ **入庫から出庫までの一連の過程を随時共有するシステム**の活用などにより、社内で作業の進捗を見える化
働く職場	人材開発	■ 法令遵守、整備業務、作業の安全確保策などに関する社内教育の実施又は社外研修への参加を推奨 □ **等級制度、研修制度、コーチング等の多様なキャリアアップ**の支援を提供 □ **新技術に対応する診断機器・整備器具の導入**により、継続的に知識・技能を向上できる環境を整備
	待遇(働く価値)	■ 労務費等の適正な価格転嫁などにより、若年層を含む整備要員に支払う賃金を確保 □ **整備士資格手当や役職手当の支給**などにより、個人の能力に応じた報酬の支給 □ **アンケートなどで顧客の声を知る機会を設ける**など、整備要員に社会貢献を実感できる機会を提供

（備考）整備事業者において**実施することが求められる取組みを「■」、実施することが望ましい取組みを「□」**で示している。

別添３

令　和　６　年　３　月
物流・自動車局自動車整備課

自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドラインを実践する際のユースケース（参考事例集）

１．本ユースケース（参考事例集）の概要

国土交通省は、整備事業者における人材定着・育成を後押しすべく、令和６年３月に、「自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン」を策定・公表しました。

本ユースケース（参考事例集）は、整備事業者が当該ガイドラインに示す取組みをより実践できるよう、既に一部の整備事業者において実施されている取組み例をまとめたものです。

２．本ユースケース（参考事例集）の構成

下記５つの事業場において既に実施されている取組み例について、⑴取組み実行前の課題、⑵取組みの内容、⑶取組みの効果（取組みの実施による課題の解決状況等）の３点をまとめています。

①小規模（整備要員数 2~3 人規模）・専業の事業場
②中規模（整備要員数 4~10 人規模）・専業の事業場
③中規模（整備要員数 11~20 人規模）・専業の事業場
④中規模（整備要員数 11~20 人規模）・専業の事業場
⑤大規模（整備要員数 31 人以上規模）・ディーラーの事業場

３．本ユースケース（参考事例集）の活用方法

職場づくりに関する課題がある場合には、「職場の現状把握（実行した取組みの効果検証）⇒目指す職場像及びそれを実現するための具体的な目標の設定（更新）⇒取組み内容の策定（更新）⇒取組みの実行」という一連のサイクルを回すことが重要です。

本ユースケース（参考事例集）は、整備事業者が上記の一連のサイクルを回す際に、「他の整備事業者における課題を参考に自らの職場においても同様の課題がないかどうかを把握する」、「他の整備事業者における取組み内容及び効果を参考に、自らの職場の取組み内容を策定する」といったかたちで活用いただくことができます。

整備要員が経営層に対して労働条件等を気軽に相談できる機会を設けることなどにより整備要員の多様な働き方を実現するとともに、基本給以外の手当を支給し整備要員のモチベーション向上にも努めた事例

1. 取組み実行前の課題

- 誰が何の業務を担当するかは作業しながら決め、口頭で確認していた。そのため、記憶違いや聞き間違えなどにより、既に完了している作業を再度実施してしまうなど無駄な作業が発生したり、反対に待機時間が長くなったりすることが度々あった。
- 親族の介護等により勤務時間に制約のある整備要員の希望に合わせた勤務シフトを組むことができず、その結果整備要員が不足している状況であった。

2. 取組みの内容

(1) 業務分担の明確化

- 退勤前に現場のリーダーが、翌日の作業を、翌日出勤予定の整備要員に割り振り、その結果をホワイトボードに明記することとした。その上で、現場のリーダーは、作業開始前に必ず朝会を開催し、上記ホワイトボードを用いて、各整備要員の担当業務を説明することとした。

(2) 業務記録簿の活用

- 各整備要員は、毎日業務記録簿に自らが実施した作業内容を記載するとともに、会社に対して伝えたいことも記載することとした。

(3) 柔軟な勤務シフト

- 社長をはじめとする経営層が日ごろから整備要員に話しかけることを意識するようにした。その上で、整備要員が労働条件に関して相談・希望がある場合には、気軽に経営層と整備要員が対話する時間を設けるようにした。

(4)「頑張り料」などの手当の支給

- 整備要員が顧客を会社に紹介した場合や通常よりも多くの作業を行った場合などには、「頑張り料」として基本給以外の手当を支給するようにした。

3. 取組みの効果

- 現場のリーダー以下が、1 日の仕事の流れを把握できるようになったことで、従来作業待ちとなっていた時間も作業に充てることができるようになり、残業も削減できた。
- 経営層と整備要員が気軽に相談できる機会を設けるとともに、経営層が業務記録簿の記載をもとに整備要員の希望・相談事項を把握できるようになった結果、従来よりも柔軟な勤務シフトを組むことができるようになるなど、整備要員の多様な働き方を実現できた。
- 「頑張り料」として基本給以外の手当を支給するようになった結果、整備要員のモチベーション向上につながった。

残業ゼロの方針を掲げ、全ての整備要員が週休２日を確保することを前提とした計画的な業務の割り振りなどにより整備要員の定着を実現した事例

1. 取組み実行前の課題

- 入庫の予約を基に１日単位で業務管理を行っていたところ、一定の残業が発生していた。
- 整備要員は、残業した翌日に疲労を感じ、業務効率及び集中力が低下していた。

2. 取組みの内容

- 基本的には残業ゼロの方針を掲げ、整備要員の勤務時間を 9:00-18:00 に固定し、業務が終わらなかった場合には翌日に回しやすいような職場環境づくりを行った。
- 予め 2～3 日分の業務を各整備要員に割り振ることとした。
- 全ての整備要員の休暇予定を予めカレンダーに記入してもらい、当該カレンダーの記載を基に入庫調整（なお、依頼者には基本的に前日の夕方までに入庫してもらうようにしている。）、業務の割り振り等を行うことにより、必ず週休２日（日曜日及び平日のいずれか一日）を確保するようにした。
- 整備要員が確実に始業時間（9:00）に業務を開始するようにタイムカードを導入し、遅刻の有無、残業時間等の勤怠管理を徹底した。

3. 取組みの効果

- 過去約 20 年間の退職者は 0 人であり、整備要員の定着を実現できている。
- 残業ゼロの方針を掲げ、全ての整備要員が週休２日を確保できるようにした結果、個人の希望・やる気に応じた勤務形態を実現することができた。例えば、現在 80 歳前後の整備要員も定年退職せずに嘱託として勤務し続けている。

整備要員からの定期的な意見聴取、研修の充実化などにより、整備要員が自信を持って適切に業務を遂行できるようになるとともに、個々の整備要員の希望に応じたキャリア支援ができるようになった事例

1. 取組み実行前の課題

- 社長が整備要員の意見を把握できていなかったことから、個々の整備要員の希望等に応じたキャリア形成を実現することができていなかった。
- 若い人材を積極的に採用したいと考えていたが、若い人材を教育するための体制整備ができていなかったため、実際には若い人材を多く採用できていなかった。

2. 取組みの内容

(1) 整備要員の意見、希望等の把握

- 整備要員は半年に１回、社長に対して現状報告書を提出することとした。現状報告書には、自己評価の社内基準に基づき自らを５段階で評価した結果、半年前から成長した点、直近半年間の反省点、今後の目標、社長への意見等を記入することとした。
- 社長は、整備要員から提出された現状報告書の内容を踏まえ、半年に１回、整備要員との個別面談を実施することとした。

(2) 新卒採用の整備要員研修の充実

- 職場に関するルールブック（服装、勤務時間、退職、懲戒等のルールを規定したもの）を作成し、新卒採用の整備要員に配布することとした。
- 新卒採用の整備要員に対する社内研修として、ビジネスマナーやモラルに関する研修及び整備スキル修得のための研修（点検整備や板金塗装等の基礎に関する座学、現場での OJT など）を実施することとした。

(3) 既存の整備要員に対する研修機会の提供

- 既存の整備要員に対する研修として、損保会社等が開催する研修（例えば、ハイブリッド車や電気自動車などに関する最新技術に対応するための研修など）に参加させることとした。なお、誰をどの研修に参加させるかは、現状報告書の記載（希望するキャリアなど）、個別面談の結果等を基に決定している。

3. 取組みの効果

- 現状報告書及び社長との個別面談を導入したことにより、全ての整備要員（コミュニケーションが苦手な者も含む）から会社に対する意見を聴取することができ、かつ、個々の整備要員のキャリアの希望などを把握することもできるようになった。また、整備要員は、定期的に社長と面談する機会を与えられたことなどにより、会社が整備要員を尊重し真摯に向き合っていると実感できるようになった。
- 社長が全ての整備要員のキャリアの希望などを把握した上で、個々の整備要員に応じた研修機会を提供することが可能となった。
- 新卒採用の整備要員は、充実した社内研修を受講することにより、若手であっても、自信を持って適切な顧客対応及び整備作業を行うことができるようになった。

ユースケース④：中規模（整備要員数 11~20 人規模）・専業の事業場

整備要員が作業内容の記録だけでなく、当該記録を基にした顧客への説明用資料の作成も行うことにより、自然と整備要員間のコミュニケーションが促進され、整備要員がやりがいを実感できるようになった事例

1. 取組み実行前の課題

- 整備要員は整備作業のみに従事し、顧客との接点がなかった。そのため、整備要員が、自らの仕事が「顧客の役に立っている」等のやりがいを感じにくい環境であった。
- 整備要員は、黙々と整備作業のみを行っていたため、整備要員間のコミュニケーション機会に限りがあった。

2. 取組みの内容

- 業務効率化システムを導入し、整備要員がタブレットを用いて整備作業の内容等の記録を行うこととした。
- 具体的には、整備要員がタブレットを用いて整備作業前後の作業箇所の写真撮影を行ったり、実際に実施した整備作業の内容を入力したりすることとした。
- その上で、整備要員が自ら上記システムを用いて整備作業の内容を顧客に説明するための資料を作成することとした。

3. 取組みの効果

- 営業担当の整備要員ではなく、実際に整備を実施する整備要員が作業箇所の写真撮影や実施した整備作業の内容を記録することにより、業務の効率化を図ることができた。
- 説明用資料の表現に迷いが生じた場合などに自然と整備要員間でコミュニケーションが行われるようになった。
- 整備要員が、顧客への説明用資料の作成を通じて顧客に対し自らの整備作業に対する熱意やこだわり等を間接的に伝えられるようになったことで、整備要員のモチベーション向上につながった。
- 顧客からも、実際に整備作業を実施した整備要員が整備内容を詳細に記録することで、整備内容及び料金の透明性が確保されるといった声を得るなど好評である。

ユースケース⑤：大規模（整備要員数 31 人以上規模）・ディーラーの事業場

現代の若手の整備要員の仕事に対する考え方に配慮し、最新施設・設備の導入、個々の特性等に配慮した教育体制の強化、顧客の声を知る機会の提供などの取組みを実施したことにより、若手の整備要員において仕事とプライベート両面の充実化及び仕事に対するモチベーションの向上につながった事例

1. 取組み実行前の課題

- 時代の変化とともに若手の整備要員の仕事に対する考え方も変わり、若手の整備要員とベテランの整備要員との間で仕事に対する考え方にギャップが生じていた。このギャップを解消して若手の整備要員の定着を図るべく、若手の整備要員の仕事に対する考え方に配慮し、仕事に対するモチベーションを向上することが急務であった。

2. 取組みの内容

(1) 最新施設・設備の導入

- 入庫から出庫までの一連の過程を随時社内で共有するシステムを導入し、フロント業務及び整備作業の進捗を見える化した。
- 個々の整備要員について作業実績を基に適切な仕事量を算出した上で、一日の業務におけるタスクを各整備要員に配分し、業務量を平準化した。
- 整備要員が安全かつ快適に作業することができるようにするため、事業場内に空調設備を導入した。

(2) 個々の知識、技能、特性等に配慮した若手の整備要員に対する教育体制の強化

- 前提として、会社の理念の一つに整備士としての心構えを掲げて社内で共有した。
- 後輩への接し方に関するマニュアルを作成し、これを整備要員に配布した。
- 入社１～３年目の整備要員に、専属の教育担当者をつけて、個々の知識、技能、特性等に配慮した指導を行ったり、人間関係等の日々の困りごとに対する相談を受けたりすることとした。
- 整備要員の昇格基準を明確に規定し、個人面談において当該基準に従って振り返りを行うこととした。

(3) 整備要員が自らの作業に対する顧客の声を知る機会の提供

- 整備要員が実際に作業している様子を見ることができるよう、来店した顧客向けの待合室を設置した。
- 顧客のアンケート回答を当該顧客の自動車整備を担当した整備要員に共有することとした。

3. 取組みの効果

- 業務の進捗の可視化により待機時間の削減（洗車作業の待ち時間に別作業を行うなど）につながった。
- 業務量の平準化により、定時以降に作業を実施しなければならない日が減った。
- 若手の整備要員に対する教育体制の強化により、自然と先輩が後輩を気にかける文化が醸成された。
- 整備要員が作業を頑張るとその結果が顧客のアンケート回答として当該整備要員にフィードバックされるようになり、整備要員がより一層仕事に対するやりがいを感じることができるようになった。
- 業務の可視化など効率的な作業環境の整備、若手の整備要員の特性等に配慮した育成環境の整備により、若手の整備要員において仕事とプライベートの両面の充実化が図られ、仕事に対するモチベーションの向上、ひいては職場への定着につながった。

６.「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

九運技整第１０１号の２
令和６年５月２７日

自動車整備振興会九州連合会会長　殿

九 州 運 輸 局 長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

今般、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成１８年３月２日付け国自整第１２６号）を改正した旨、物流・自動車局長から通達されたところです。

つきましては、当局管内における標記基準について、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準」（九運達第１９号、平成１８年３月１４日付け）を別添のとおり改正しましたので了知願います。

別添

自動車整備事業者に対する行政処分等の基準（平成１８年３月１４日付け九運達第１９号）
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
九運達第 19 号 平成 18 年３月 14 日 九運達第１号 最終改正　令和６年５月２７日	九運達第 19 号 平成 18 年３月 14 日 九運達第２号 最終改正　令和２年５月１９日
自動車整備事業者に対する行政処分等の基準	自動車整備事業者に対する行政処分等の基準
１～５　（略）	１～５　（略）
６　その他 (1)（略） (2)　行政処分の公表 道路運送車両法第１０３条の規定に基づく聴聞結果による同法第９３条、第９４条第４項、第９４条の４第４項又は第９４条の８第１項の規定による処分及び同法第９２条又は第９４条の３第２項の規定による処分に関しては、名あて人となるべき自動車整備事業者等の事業場等の所在地を管轄する地方運輸局及び運輸支局の掲示板に公示するとともに、国土交通省ホームページの「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」への掲載並びに広報資料の配布等により公表するものとする。 また、地方運輸局等は、ＯＢＤ検査（ＯＢＤ確認を含む）実施事業者に対し行政処分等を行い、利用者登録の停止等の措置が必要な場合は、独立行政法人自動車技術総合機構へその旨を情報提供すること。 (3)　公表方法 事業者に対する行政処分を行った場合の「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」等への公表は、次に掲げる範囲及び内容等を参考に行うこと。 １．公表する行政処分 ① 自動車特定整備事業の認証の取消	６　その他 ①　（略） ②　行政処分の公表 この通達に基づく行政処分については、行政処分を受けた事業者の名称及び処分内容等を「自動車整備事業の監査方針について」（平成１４年５月１４日付け国自整第１０号）により公表するものとする。

新	旧
② 自動車特定整備事業の停止 ③ 指定自動車整備事業の指定の取消 ④ 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止 ⑤ 自動車検査員の解任命令 ⑥ 優良自動車整備事業者の認定の取消 ⑦ 事業改善命令 ⑧ 是正命令措置 ２．公表する内容 ① 処分年月日 ② 事業者の氏名又は名称及び住所（市区町村まで） ③ 事業者の法人番号（個人を除く。） ④ 事業場の名称及び所在地（市区町村まで） ⑤ 行政処分の種類 ⑥ 主な違反条項 ⑦ 違反行為の概要 ３．公示及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載の期間 ①　公示 ⅰ　処分の日から６ケ月間を超えない期間（停止処分を除く。） ⅱ　停止処分にあっては、停止処分期間 ②　国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載 行政処分年月日より５年間 (4)　地方運輸局間における情報提供 地方運輸局は、(2)により公表等を行った処分の概要等を別紙により本省へ電子メールで報告するとともに、他の地方運輸局にも電子メールで情報を提供すること。 附則　（略） 附則（令和６年５月２７日付け　九運達第１号） １　この基準は、令和６年１０月１日以降に行われた違反行為に適用する。 ２　この基準の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。	

新	旧
別添１・別添２（略） 別紙　下段に記載	

別紙

行政処分整備事業者の概況等

九州運輸局

<table>
<tr><td rowspan="2">事業場の
名称及び住所</td><td>認証番号
及び年月日</td><td rowspan="2">専業</td><td rowspan="2">ディーラー</td><td rowspan="2">組合</td><td rowspan="2">計画</td><td rowspan="2">特別</td><td rowspan="2">年月日</td><td colspan="2">区分</td><td colspan="3" rowspan="2">違反条文</td></tr>
<tr><td>指定番号
及び年月日</td><td>指定</td><td>認証</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>認証番号

年月日</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">年

月

日</td><td rowspan="3">年

月

日</td><td rowspan="3">処分
年月日
（決裁日）
解任
年月日
聴聞
年月日</td><td>取消</td><td>取消</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>停止
日</td><td>停止
日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>指定番号

年月日</td><td>解任
人</td><td>解任
人</td><td>※氏名</td><td>生年月日</td><td>教習修了番号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>是正</td><td>改善</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="10"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

1. 監査の動機及びその内容

3. 違反発見の概要

2. 違反の概要

4. 違反点数

5. その他（参考事項）

７．「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

九運技整第１０２号の２
令和６年５月２７日

自動車整備振興会九州連合会会長　殿

九州運輸局自動車技術安全部長

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

今般、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成１８年３月２日付け国自整第１２６号）が一部改正されたことに伴い、「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成１８年３月２日付け国自整第１２７号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正した旨、通達されたところです。

これに伴い、「自動車整備事業者に対する行政処分等の実施細則」（平成１８年３月１４日付け九運技整第４８０号）を別添のとおり改正しましたので通知します。

（案）

別添

自動車整備事業者に対する行政処分等の実施細則（平成１８年３月１４日付け九運技整第４８０号）
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
九運技整第 480 号 平成 18 年 3 月 14 日 九運技整第 102 号 最終改正　令和 6 年 5 月 27 日	九運技整第 480 号 平成 18 年 3 月 14 日 九運技整第 93 号 最終改正　令和 2 年 5 月 19 日
自動車整備事業者に対する行政処分等の実施細則	自動車整備事業者に対する行政処分等の実施細則
１～６（略）	１～６（略）
附則（平成２０年５月１５日付け九運技整第５２号） １．この実施細則は、平成２０年５月１日以降に行われた違反行為に適用する。ただし、次の改正規定は平成２０年８月１日以降に行われた違反行為に適用する。 (1)～(4)④　(略) ⑤法 91 条の 3［則第 62 条の 2 の 2 -1 項-4］の改正規定（備考欄に係るものを除く。） ⑥法 91 条の 3［則第 62 条の 2 の 2 -1 項-7］に「③整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備」を加える改正規定 ⑦法 91 条の 3［則第 62 条の 2 の 2 -1 項-9］を加える改正規定 (5)～２．　(略) 附則（平成２３年５月９日付け九運技整第４５号）　(略) 附則（平成２８年４月１日付け九運技整第８３９号）　(略)	附則（平成２０年５月１５日付け九運技整第５２号） １．この実施細則は、平成２０年５月１日以降に行われた違反行為に適用する。ただし、次の改正規定は平成２０年８月１日以降に行われた違反行為に適用する。 (1)～(4)④　(略) ⑤法 91 条の 3［則 62 の 2 の 2 条 1-4］の改正規定（備考欄に係るものを除く。） ⑥法 91 条の 3［則 62 の 2 の 2 条 1-5］に「③整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備」を加える改正規定 ⑦法 91 条の 3［則 62 の 2 の 2 条 1-8］を加える改正規定 (5)～２．　(略) 附則（平成２３年５月９日付け九運技整第４５号）　(略) 附則（平成２８年４月１日付け九運技整第８３９号）　(略)
附則（令和２年５月１９日付け九運技整第９３号） １．この通達は、令和２年４月１日以降に行われた違反行為に適用する。ただし、	附則（令和２年５月１９日付け九運技整第９３号） １．この通達は、令和２年４月１日以降に行われた違反行為に適用する。ただし、

新	旧
別表１中、違反条項欄「則第62条の２の２－１項-9」中の備考欄の「不正改造の実施を依頼等した場合又はペーパー車検若しくは不正改造状態で車検を依頼等した場合」及び違反条項欄「法第94条の5」に掲げる処分については、令和２年７月１日以降に行われた違反行為に適用する。 ２．　（略） 附則（令和６年５月27日付け　九運技整第102号） １．この通達は、令和６年10月１日以降に行われた違反行為に適用する。 ２．この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。	別表１中、違反条項欄「則第62の２の２条1-10」中の備考欄の「不正改造の実施を依頼等した場合又はペーパー車検若しくは不正改造状態で車検を依頼等した場合」及び違反条項欄「法第94条の5」に掲げる処分については、令和２年７月１日以降に行われた違反行為に適用する。 ２．　（略） （新設）

新

別表１　　自動車特定整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備　考
法第29条 ～ 法第91条の2 [則第57条]	(略)			
法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-1]	(略)			
法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-2]	(略)			
法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-3]	(略)			
法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-4] 法第99条の2	(略)			
法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-5]	(略)			
法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-6]	・エーミング作業の不適切	(略)		
法第91条の3 [則第62条の2の2 -1項-6の2]	・フロン類放出違反	・フロン類放出禁止違反	３点	

旧

別表１　　自動車特定整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備　考
法第29条 ～ 法第91条の2 [則第57条]	(略)			
法第91条の3 [則第62の2の2条1-1]	(略)			
[則第62の2の2条1-2]	(略)			
[則第62の2の2条1-3]	(略)			
[則第62の2の2条1-4] 法第99条の2	(略)			
法第91条の3 [則第62の2の2条1-5]	(略)			
法第91条の3 [則第62の2の2条1-6]	エーミング作業の不適切	(略)		
（新設）				

新					旧
法第91条の3［則第62条の2の2 -1項-6の3］	・検査整備用電子情報処理組織の安全性確保違反	・検査整備用電子情報処理組織への接続に必要な識別符号の不正な使用	３点	次に掲げるものを含む ・識別符号を当該事業場以外の者に提供し使用させた場合 ・他の事業場の識別符号を使用し、OBD検査又はOBD確認を実施した場合	
法第91条の3［則第62条の2の2 -1項-6の4］	・検査整備用電子情報処理組織の真正性確保違反	①OBD検査及びOBD確認に係る不正なデータを送信した	１０点	事故を惹起した場合は30点/台 ①次に掲げるものを含む ・なりすまし行為により虚偽のデータを送信した場合 ・不適合状態のものを適合状態であるようにして虚偽のデータを送信した場合	
		②独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会において基準適合性審査を受けるまでにOBD検査又はOBD確認作業後にOBD検査に影響がある整備及び調整を実施又は依頼	５点		
		③自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外	３点		

新					旧				
		の車両に対してOBD検査またはOBD確認を実施した場合 ④事業場外でOBD検査又はOBD確認を実施した場合	３点						
法第91条の3［則第62条の2の2-1項-7］	（略）				法第91条の3［則第62の2の2条1-7］	（略）			
法第91条の3［則第62条の2の2-1項-8］	（略）				［則第62の2の2条1-8］	（略）			
（削除）					［則第62の2の2条1-9］	・フロン類放出違反	・フロン類放出禁止違反	３点	
法第91条の3［則第62条の2の2-1項-9］	（略）				［則第62の2の2条1-10］	（略）			
法第91条の3［則第62条の2の2-2項］					［則第62の2の2条-2項］				
法第92条 ～ 法第100条-2項					法第92条 ～ 法第100条-2項				
注１－１～注１－２（略）					注１－１～注１－２（略）				

新

別表２　指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備　考
法第94条の2 -1項 ～ [指定規則第5条 -4項]	（略）			
法第94条の5 -1項	（略）			
	（点検・整備・検査不適切）	（略）		
		⑦なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し適合証を交付した	10点／台	事故を惹起した場合は30点／台 注２－１
		⑧OBD検査をOBD確認モードで実施し適合証を交付した	３点	
	（略）			
-4項	・検査員の不正証明行為	（略）		
		④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し適合証に証明した	－	解任命令
（略）				

旧

別表２　指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備　考
法第94条の2 -1項 ～ [指定規則第5条 -4項]	（略）			
法第94条の5 -1項	（略）			
	（点検・整備・検査不適切）	（略）		
		（新設）		
		（新設）		
	（略）			
-4項	・検査員の不正証明行為	（略）		
		（新設）		
（略）				

<table>
<tr><th colspan="5">新</th><th colspan="3">旧</th></tr>
<tr><td>法第94条の5の2-1項</td><td colspan="4">（略）</td><td>法第94条の5の2-1項</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td></td><td>（点検・整備・検査不適切）</td><td colspan="3">（略）</td><td></td><td>（点検・整備・検査不適切）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し限定適合証を交付した</td><td>10点／台</td><td>事故を惹起した場合は30点／台
注２－１</td><td></td><td></td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④OBD検査をOBD確認モードで実施し限定適合証を交付した</td><td>３点</td><td></td><td></td><td></td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">（略）</td><td></td><td></td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>-3項</td><td colspan="4">（略）</td><td>-3項</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td></td><td>・検査員の不正証明行為</td><td colspan="3">（略）</td><td></td><td>・検査員の不正証明行為</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し限定適合証に証明した</td><td>－</td><td>解任命令</td><td></td><td></td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>法第94条の6-1項～法第100条-2項</td><td colspan="4">（略）</td><td>法第94条の6-1項～法第100条-2項</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="5">注２－１～注２－６（略）</td><td colspan="3">注２－１～注２－６（略）</td></tr>
</table>

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和6年6月 25 日
物流・自動車局
自動車整備課
保障制度参事官室

来年4月より、車検を受けられる期間が延びます

～ 年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします ～

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改正し、車検証の有効期間満了日の**「２か月前」**から車検を受けられることとしました。

1. 背景

現在、車検は、「有効期間満了日の**1か月前**から満了日までの間」※に受検いただいていますが、車検需要が年度末に集中しているため、この時期は、自動車ユーザーが整備や車検の予約が取りづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に追われるという問題が生じています。

※ この期間に受検すると、残存する旧車検証の有効期間を失うことなく、新車検証に更新できます（下図参照）

2. 道路運送車両法施行規則等の改正

今般、道路運送車両法施行規則を改正し、「有効期間満了日の**2か月前**から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないこととしました。また、自賠責保険の有効期間もこれに整合させるため自動車損害賠償保障法施行規則を改正しました。（いずれも**令和7年4月1日施行**）

3. 自動車ユーザーの皆様へのお願い

車検は年度末が大変混雑します。余裕をもった予約・受検にご協力をお願いいたします。

月別の車検台数

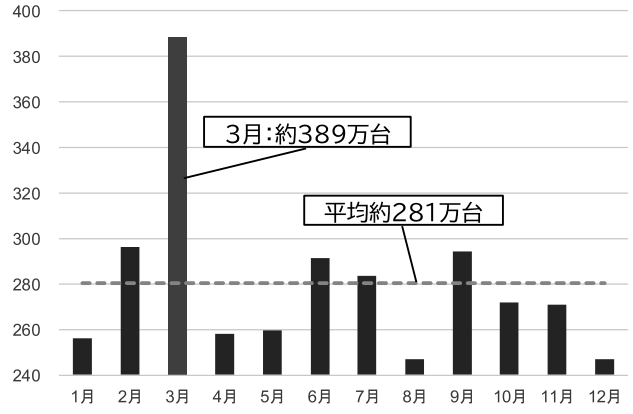

月別車検台数[万台]（2019年から2023年までの5年間における平均）

車検の受検可能期間の拡大（今次改正）

【現行】　※自家用乗用車の2回目以降の車検の例
車検証の有効期限前1か月以内に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。

【改正後】
車検証の有効期限前2か月以内に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。

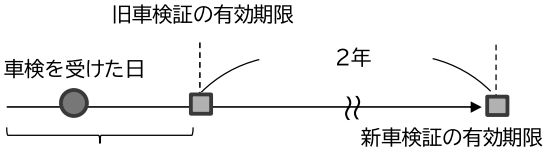

1か月以内 → 「2か月以内」へ改正

【問合せ先】
物流・自動車局
自動車整備課　本田（内線 42413）　（直通）　03-5253-8599　【車検関係（全般）】
保障制度参事官室　上地（内線 41443）　（直通）　03-5253-8582　【自賠責保険関係】

令和６年６月
物流・自動車局

道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令について

１．背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 62 条に基づく自動車の継続検査については、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「車両法施行規則」という。）第 44 条において、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間を、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前以内（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、二月前以内）と定めているところである。

他方、特定の期間、特に年度末等に継続検査関連業務が集中することで、当該期間中における自動車整備工場等の業務に大きな負担がかかり、その結果、自動車の使用者が継続検査を円滑に受検することに支障が生じることが懸念される状況にある。

そのため、今般、特定の期間に集中する継続検査関連業務の平準化及び自動車の使用者全体の利便性向上を図るべく、車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則（昭和 30 年運輸省令第 66 号。以下「自賠法施行規則」という。）について所要の改正を行う必要がある。

２．概要

（１）継続検査の受検可能期間の拡大（車両法施行規則第 44 条関係）

継続検査を受けようとする自動車の使用者に対し、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日を、自動車検査証の有効期間が満了する日の「一月前」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、「二月前」）と規定しているところ、これを全国一律に「二月前」とする。

（２）自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）第 11 条第４号に規定する「国土交通省令で定める期間」の拡大（自賠法施行規則第７条関係）

保険会社（組合）に対し、自動車損害賠償責任保険（共済）に係る保険期間（共済期間）の末日がその申込みの日から起算して、これから検査を受け、記録されることとなる自動車検査証の有効期間に「一月」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車について継続検査を受ける場合にあっては、「二月」）を加えた期間を経過する日より前の日までの契約の申込みについて、契約の締結義務を課しているところ、継続検査を受けるものにあってはこれを全国一律に「二月」とする。

３．今後のスケジュール

公　布：令和６年６月 25 日
施　行：令和７年４月１日

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

OBD検査システムへの申請を行う整備事業者様へ

○ OBD検査/OBD確認を行う場合、OBD検査システムへの申請が必要です。

○ 通常、申請時に、運輸局より交付される指定・認証書と指定・認証番号が必要です。

○ システム申請から利用可能となるまでに通常１～２週間かかります。

運輸局からの**指定（認証）を受けたらすぐに**
OBD検査/OBD確認を実施する予定の場合、
あらかじめOBD検査システムへの申請を行っておいてください。

✓ 申請方法は「OBD検査ポータル」をご確認ください。

✓ 申請時に入力が求められる、**新しい『指定番号』『認証番号』**については、
その番号の代わりに、こちらを入力してください。

管轄運輸支局コード（2桁） ＋ 事業場の電話番号（10～11桁）

✓ 申請時に添付が求められる、**新しい『指定書』『認証書』**については、
その代わりに、こちらを添付してください。

運輸局への申請書（届出書）

✓ システムへの申請が承認されるのは、**運輸局の決裁後**となり、
申請時に入力いただいたメールアドレスに通知メールが送信されます。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

システム申請時の入力画面イメージ

『指定番号』『認証番号』

未定の場合 ▶ **管轄運輸支局コード（2桁） ＋ 事業場の電話番号（10～11桁）**

『指定書の写し』『認証書の写し』

未交付の場合 ▶ **運輸局への申請書（届出書）**

詳しくは
こちら ▶ OBD検査ポータル

OBD　ポータル

240328

１０．認証又は指定変更届出を行った整備事業者様へ（ＯＢＤ検査システムの登録情報変更もお忘れなく！！）

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

変更届出　を行った整備事業者様へ

OBD検査システムの登録情報変更

も お忘れなく !!

☑ 事業場名称の変更

☑ 事業場所在地の変更

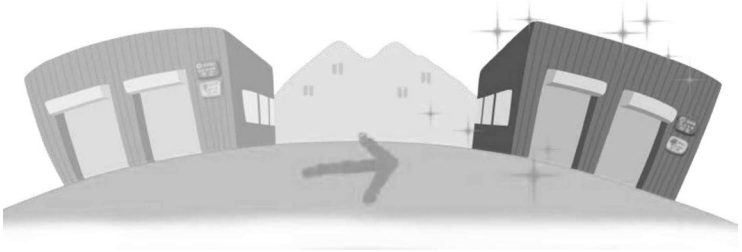

☑ 検査員の選任・解任 工員の変更

システム登録情報変更の画面イメージ

『事業場管理』
↓
『事業場情報』

『修正』

内容修正

↓

『確認』

詳しくは
こちら ▶

OBD検査
ポータル

OBD　ポータル

240328

改正法施行前の特定整備記録簿の修正方法について

「自動車点検基準等の一部を改正する省令」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」の改正に伴い、「自動車点検基準」についても改正（令和５年１２月２１日施行）され、高圧ガスを燃料とする燃料装置等について、点検項目が追加されたところです。

今般、本改正に伴い、特定整備記録簿の修正が必要の場合（高圧ガス燃料装置車）は「**その他の点検・整備項目**」等を活用し下記整備の概要を記入してください。

記録簿	追加される点検項目
別表第３	・ガス・ボンベ、ガス・ボンベ付属品の損傷
別表第５ 別表第５の２ 別表第６ 別表第７	・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷 ・ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷 ・ガス・ボンベ、ガス・ボンベ付属品の損傷

※対象となる高圧ガス燃料装置車において、追加される点検項目の記載のない記録簿を使用される場合は、以下の点検方法及び記録簿の記載例をご参照ください。

■パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷

容器カバーを外し、次の点検をする。

１．ベーパ・ライザ、パイプ及びジョイント部に石けん水などを塗るなどの方法により、ガス漏れがないかを目視などにより点検する。

２．パイプ及びジョイント部に損傷がないかを目視などにより点検する。

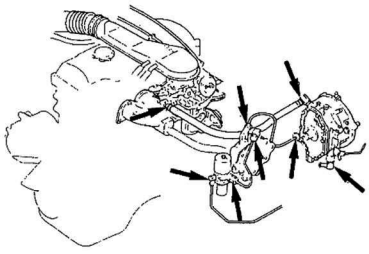

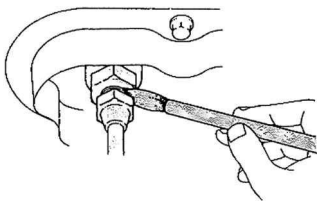

■ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷

容器カバーを外し、ガス・ボンベまたはコンテナ取付部及びクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。

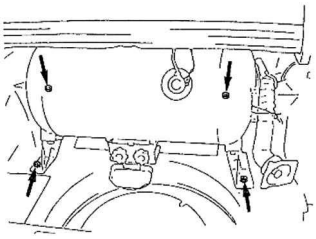

■ガス・ボンベ、ガス・ボンベ付属品の損傷

容器カバーを外し、次の点検をする。

1．ガス・ボンベの一部または全部に膨張又は変形が生じてないかを目視などにより点検する。

2．バス・ボンベ表面に変色又は局所的な損傷がないかを目視などにより点検をする。

3．継目なしガス・ボンベの場合は、凹みなどの衝撃を受けた痕跡がないかを目視などにより点検する。

4．複合容器の場合は、樹脂層表面の割れ又は繊維の破断がないかを目視などにより点検する。

5．ネックリングがあるガス・ボンベの場合は、保護キャップ及びセミコンテナケースに屈曲又は歪みなどの変形がないかを目視などにより点検する。

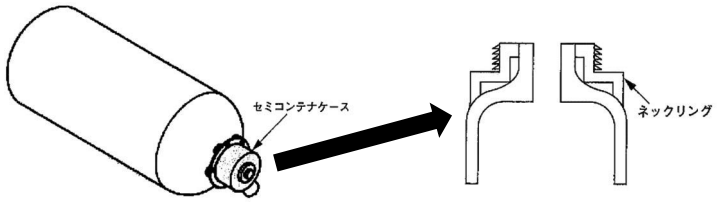

■記録簿の記載

「**その他の点検・整備項目**」等を活用し、追加する点検項目を記載する。

例：別表第６

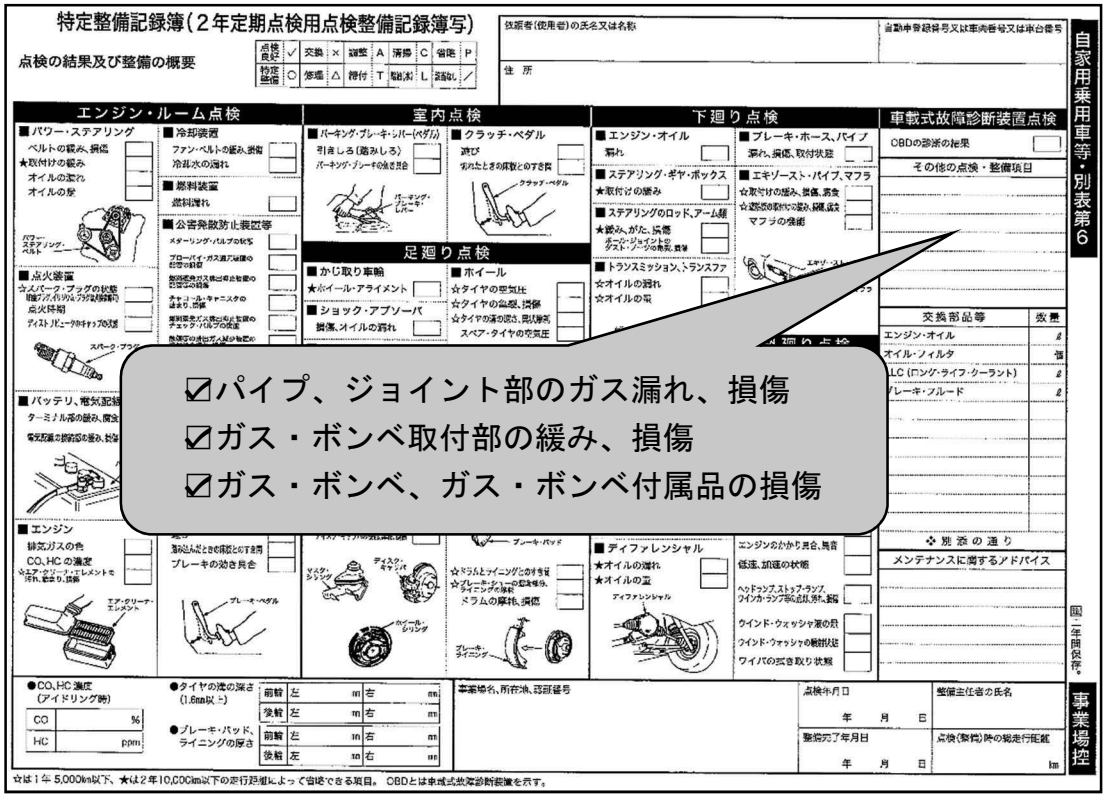

Ⅱ　指定整備事業関係

１．指定自動車整備事業者の処分状況

１．全国及び九州の処分状況

全　国

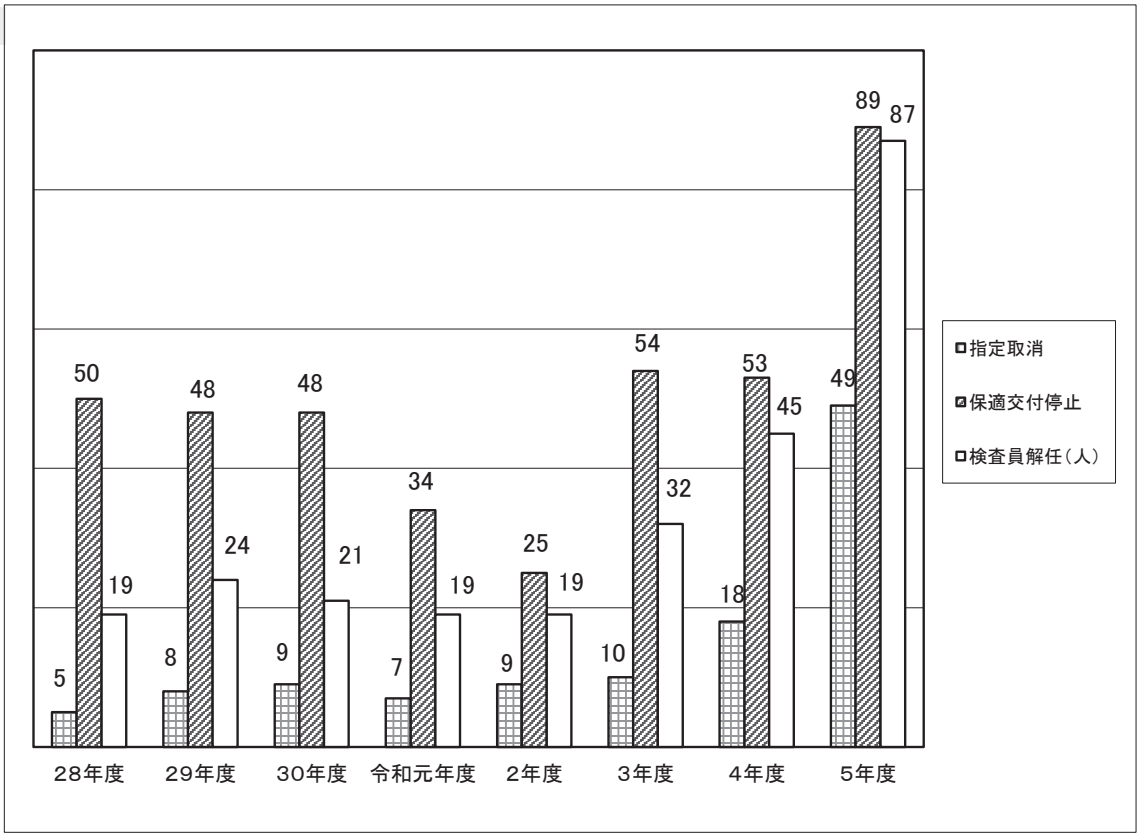

九　州

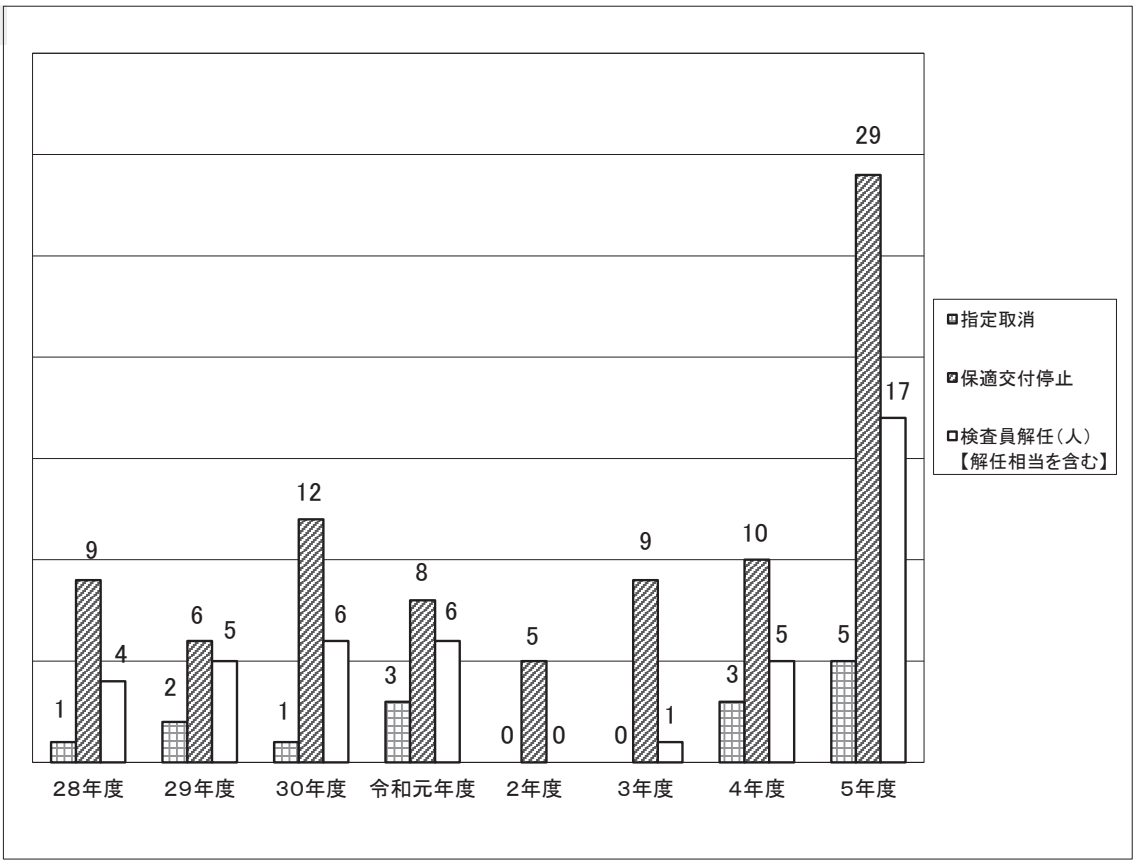

2．管内の処分における違反内容

28年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・検査機器の校正を一部実施せず	1件	・不正改造状態で適合証交付	2件
・対象車種以外に適合証交付	2件	・法令の規定を遵守する体制でない。	2件
・指定整備記録簿の虚偽記載	2件	・概算見積書の未交付	2件
・同一性相違	4件	・分解整備記録簿の虚偽記載	1件
・点検・整備・検査を全て実施せず	1件	・分解整備作業に重大な瑕疵	1件
・点検・整備を全て実施せず	1件	・料金の過剰請求	1件
・点検・整備を一部実施せず	1件	・設備の要件を満たしていなかった。	1件
・検査を一部実施せず(故意)	1件	・整備主任者の未届	1件
・点検整備上又は検査上の瑕疵	2件	・整備主任者の統括管理不足	1件
・自賠責不足で適合証交付(一部)	1件	・不正に車検証の交付を受けた	1件
・自賠責不足で適合証交付(大部分)	1件	・工員不足	1件

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
10	指定処分件数	2		2	2		3	1
3	認証処分件数	1					1	1

29年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・指定整備記録簿の虚偽記載	1件	・不正改造状態で適合証交付	1件
・同一性相違	3件	・不適合状態で適合証交付	2件
・点検・整備・検査を全て実施せず	2件	・検査と整備が分業化されていない	1件
・適合証の交付年月日の記載誤り	1件	・概算見積書の未交付	1件
・検査を一部実施せず	2件	・ペーパー車検で手続き	2件
・自賠責の未提示で適合証を交付	1件	・違反行為の依頼	1件
・自賠責不足で適合証交付(一部)	1件	・廃止届未提出	5件
・法令の規定を遵守する体制でない。	2件	・不正に車検証の交付を受けた	1件

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
8	指定処分件数			4		1	1	2
10	認証処分件数	6		1		1		2

30年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・指定整備記録簿の虚偽記載	4件	・不正改造状態で適合証交付	3件
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	1件	・不適合状態で適合証交付	4件
・同一性相違	2件	・分解整備記録簿の虚偽記載	3件
・点検・整備・検査を全て実施せず	1件	・分解整備記録簿の未交付	1件
・点検・整備を全て実施せず	3件	・概算見積書の未交付	1件
・検査を全て実施せず	1件	・料金表を掲示していない	1件
・検査を一部実施せず	4件	・工員不足	1件
・適合証の検査年月日の虚偽記載	2件	・整備主任者の統括管理不足	3件
・自賠責不足で適合証交付(一部)	2件	・認証外の作業場で分解整備実施	2件
・自賠責不足で適合証交付(大部分)	1件	・ペーパー車検で手続き	1件
・法令の規定を遵守する体制でない。	3件	・ペーパー車検の依頼	1件

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
13	指定処分件数	5	1	3	2	1	1	
7	認証処分件数	2		1	1			3

令和元年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・指定整備記録簿の虚偽記載	1件	・不正改造状態で適合証交付	1件
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	3件	・不正改造を実施した	1件
・指定整備記録簿を保存せず	1件	・不適合状態で適合証交付	2件
・同一性相違	3件	・分解整備記録簿を保存せず	1件
・点検・整備・検査を全て実施せず	2件	・分解整備作業に重大な瑕疵があった	1件
・点検・整備を一部実施せず	1件	・概算見積書の未交付	3件
・検査を全て実施せず	3件	・ペーパー車検で手続き	2件
・検査を一部実施せず	3件	・ペーパー車検の依頼	1件
・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	1件	・料金表を掲示していない	1件
・法令の規定を遵守する体制でない。	2件		

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
11	指定処分件数	5	1	1	2		1	1
7	認証処分件数	2	2	1	1		1	

令和2年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	2件	・適合証未交付	1件
・特定(分解)整備記録簿の写し未交付	1件	・同一性相違	1件
・特定(分解)整備記録簿の一部記載漏れ	1件	・点検・整備を一部実施せず	1件
・特定(分解)整備作業に重大な瑕疵があった	1件	・検査を一部実施せず	1件
・整備内容等を説明していない	1件	・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	1件
・自賠責不足で適合証交付(大部分)	1件	・廃止届未提出	1件

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
5	指定処分件数	2				2		1
3	認証処分件数			1		1		1

令和3年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・法令の規定を遵守する体制でない。	3件	・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	2件
・自賠責不足で適合証交付(一部分)	1件	・指定整備記録簿の虚偽記載	4件
・同一性の相違での適合証交付	1件	・指定整備記録簿の記載漏れ	2件
・不正改造状態で適合証交付	1件	・特定整備記録簿の虚偽記載	5件
・不適合状態で適合証交付(故意)	1件	・特定整備記録簿の記録なし	1件
・不適合となるおそれがある状態で適合証交付	1件	・特定整備記録簿の未交付	1件
・検査を一部実施せず(故意)	1件	・特定整備作業に重大な瑕疵があった	1件
・検査を一部実施せず	1件	・整備主任者の統括管理不足	3件
・点検・整備を一部実施せず	2件	・廃止届未提出	2件
・点検に付随する整備作業が実施出来る体制にない	1件		

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
9	指定処分件数	6			1		1	1
8	認証処分件数	4		1				3

令和4年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・法令の規定を遵守する体制でない。	5件	・指定整備記録簿の記載なし	1件
・自賠責不足で適合証交付(一部分)	2件	・指定整備記録簿の虚偽記載	4件
・同一性の相違での適合証交付	1件	・指定整備記録簿の記載漏れ	2件
・不正改造状態で適合証交付	1件	・特定整備記録簿の虚偽記載	2件
・不適合状態で適合証交付(故意以外)	3件	・特定整備記録簿の一部記載誤り	1件
・検査を一部実施せず(故意)	2件	・特定整備作業に重大な瑕疵があった	1件
・点検・整備及び検査を全て実施せず(ペーパー)	1件	・概算見積書の未交付	1件
・点検・整備を全て実施せず適合証を交付した(ライン通し)	1件	・廃止届未提出	1件
・点検・整備を一部実施せず	2件	・整備内容及び必要性を説明していない	1件
・ペーパー車検で手続き	1件	・整備主任者の統括管理不備	2件
・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	3件	・虚偽の陳述	1件
		・不正改造状態での車検手続き	1件

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
13	指定処分件数	7	1		3			2
6	認証処分件数	3	1					2

令和5年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・法令の規定を遵守する体制でない。	25件	・指定整備記録簿の保存なし	1件
・自賠責不足で適合証交付(一部分)	3件	・指定整備記録簿の虚偽記載	8件
・同一性の相違での適合証交付		・指定整備記録簿の記載漏れ、誤り	12件
・不正改造状態で適合証交付	3件	・特定整備記録簿の虚偽記載	5件
・不適合状態で適合証交付(故意以外)	7件	・特定整備記録簿の一部記載誤り	23件
・検査を一部実施せず(故意)	8件	・特定整備記録簿への記載、交付、保存なし	22件
・点検・整備及び検査を全て実施せず(ペーパー)		・特定整備作業に重大な瑕疵があった	2件
・点検・整備を全て実施せず適合証を交付した(ライン通し)		・概算見積書の未交付	2件
・点検・整備を一部実施せず	2件	・廃止届未提出	6件
・ペーパー車検で手続き		・検査と整備が分業化されていない	2件
・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	2件	・整備主任者の統括管理不備	22件
・不適合状態で適合証交付(故意)	2件	・点検整備料金の過剰請求	10件
・整備主任者研修未受講	2件	・不正改造状態での車検手続き	1件
・不正改造を実施	3件	・作業場違反	5件
・過失により検査員の証明を誤って記載した	1件	・認証基準違反	3件
・保安基準不適合のおそれがある状態	1件		

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
38	指定処分件数	21	5	3	3	2	1	3
33	認証処分件数	12	4	3	4	2	1	7

処　分　一　覧　表　（令和５年度・指定）

番号	支局	事業形態	違反事項	処分基準	処分日	処分内容
1	長崎	ディーラー	・適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった（事故を惹起）	2年	4月18日	交付停止20日
2	福岡	専業	・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した	2年	5月16日	交付停止15日
3	鹿児島	専業	・事業場の廃止届出の未提出	2年	8月24日	指定取消
4	福岡	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・故意により保安基準不適合状態で適合証を交付した	2年	9月25日	交付停止20日 解任命令1名
5	福岡	専業	・不正改造状態であるにもかかわらず適合証を交付した ・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した	2年	10月4日	交付停止15日
6	熊本	ディーラ	・検査作業と整備作業が分業化されていない ・不正改造状態で適合証を交付した ・点検整備の一部を実施せず適合証を交付した ・故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した ・指定整備記録簿の虚偽記載 ・故意により保安基準不適合状態で適合証を交付した	2年	10月17日	交付停止50日 解任命令相当1名
7	福岡	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・検査作業と整備作業が分業化されていない ・故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した ・指定整備記録簿の一部記載漏れ ・指定整備記録簿の虚偽記載 ・検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した	2年	10月24日	指定取消 解任命令1名 解任命令相当1名
8	福岡	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・指定整備記録簿の一部記載漏れ ・指定整備記録簿の虚偽記載	2年	10月24日	交付停止40日
9	福岡	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した ・指定整備記録簿の一部記載漏れ ・検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した	2年	10月24日	交付停止70日 解任命令1名
10	福岡	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した ・指定整備記録簿の一部記載漏れ ・指定整備記録簿の虚偽記載 ・検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した	2年	10月24日	交付停止180日 解任命令1名 解任命令相当1名
11	福岡	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した ・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した ・指定整備記録簿の一部記載漏れ ・指定整備記録簿の虚偽記載 ・検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した ・検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した	2年	10月24日	指定取消 解任命令2名

番号	支局	事業形態	違反事項	処分基準	処分日	処分内容
12	福岡	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・指定整備記録簿の一部記載誤り ・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責保険未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した	2年	10月24日	交付停止20日
13	長崎	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した ・指定整備記録簿の一部記載漏れ	2年	10月24日	交付停止40日 解任命令相当1名
14	熊本	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・指定整備記録簿の一部記載漏れ	2年	10月24日	文書警告
15	鹿児島	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・指定整備記録簿の一部記載誤り ・指定整備記録簿を2年間保存していない	2年	10月24日	交付停止30日
16	福岡	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した ・指定整備記録簿の虚偽記載 ・指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ・検査員が検査の一部未実施であるにもかかわらず適合証に証明した	2年	12月21日	交付停止25日 解任命令1名
17	福岡	専業	・不正改造状態で適合証を交付した ・自検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した	2年	12月21日	交付停止15日 検査員警告1名
18	福岡	専業	・指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責保険未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した	2年	12月21日	交付停止15日
19	熊本	専業	・指定整備記録簿の虚偽記載	2年	12月21日	交付停止20日
20	佐賀	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・過失により検査員の証明を誤って記載した	2年	1月17日	交付停止50日
21	福岡	専業	・福岡支局管内の指定取消と累積720点超	2年	1月30日	交付停止5日
22	福岡	専業	・福岡支局管内の指定取消と累積720点超	2年	1月30日	交付停止5日
23	福岡	専業	・福岡支局管内の指定取消と累積720点超	2年	1月30日	交付停止5日
24	福岡	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・指定整備記録簿の一部記載漏れ ・福岡支局管内の指定取消と累積720点超	2年	1月30日	交付停止5日

番号	支局	事業形態	違反事項	処分基準	処分日	処分内容
25	福岡	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した ・指定整備記録簿の一部記載漏れ ・指定整備記録簿の虚偽記載 ・福岡支局管内の指定取消と累積720点超 ・検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した	2年	1月30日	交付停止65日 解任命令1名
26	福岡	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・指定整備記録簿の一部記載漏れ ・福岡支局管内の指定取消と累積720点超	2年	1月30日	交付停止5日
27	福岡	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・指定整備記録簿の一部記載漏れ ・指定整備記録簿の虚偽記載 ・福岡支局管内の指定取消と累積720点超	2年	1月30日	交付停止45日
28	佐賀	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した ・指定整備記録簿の一部記載漏れ ・検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した	2年	1月30日	交付停止40日 解任命令1名
29	佐賀	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・指定整備記録簿の一部記載漏れ	2年	1月30日	文書警告
30	佐賀	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・指定整備記録簿の一部記載漏れ	2年	1月30日	文書警告
31	大分	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・保安基準不適合状態となるおそれがある状態で適合証を交付した ・点検の一部を実施せずに適合証を交付した ・故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した ・指定整備記録簿の一部記載漏れ	2年	1月30日	交付停止40日
32	宮崎	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・指定整備記録簿の一部記載漏れ	2年	1月30日	文書警告
33	佐賀	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・指定整備記録簿の一部記載漏れ	2年	1月30日	交付停止20日
34	大分	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した ・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した ・指定整備記録簿の一部記載漏れ ・指定整備記録簿の虚偽記載 ・検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した ・検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した	2年	1月30日	指定取消 解任命令1名
35	鹿児島	ディーラー	・適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった（事故を惹起）	2年	2月26日	交付停止20日
36	福岡	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・不正改造を実施	2年	3月19日	交付停止35日
37	福岡	専業	・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した。 ・指定整備記録簿の一部記載誤り	2年	3月19日	交付停止80日 検査員警告3名
38	長崎	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・点検整備の一部を実施せず適合証を交付した ・故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した ・指定整備記録簿の虚偽記載 ・検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した	2年	3月27日	指定取消 解任命令3名

２．「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱について

事　務　連　絡
平成２９年８月２５日

「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱について

指定自動車整備事業者に対しては、業務の重要性を鑑み、これまでも監査、研修会等を通じて法令遵守の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、依然として法令に違反する事例が発生しており、最近においては、不正行為が組織的に行われるなど、巧妙化、悪質化し、保安基準適合証等を不正に交付する行為が発生しています。

これらの行為は、指定自動車整備制度の根幹を揺るがし、国民の信頼を損なう重大かつ悪質な行為である。その再発防止が厳に求められることから、平成２９年８月２５日付け（九運技整第３９６号）をもって自動車技術安全部長から管内運輸支局長あて「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」により通知しているところです。

つきましては、指定自動車整備事業者が、国に代わり業務を遂行する任にある事を踏まえ、下記について関係者に対する指導の強化を図られたい。

記

１．指定自動車整備事業者や自動車検査員に対し指定自動車整備事業の社会的責務の重要性を再認識させるように監査、研修会等あらゆる機会を捉え指導すること。
２．指定自動車整備事業者に対して、別添の点検表を用いて点検を行うよう促すこと。また、監査等の機会を捉え点検表の実施内容を確認すること。
３．指定自動車整備事業者に対して、事業場にて点検、整備、及び検査を行った車両であることを明確にし保存すること。

令和3年3月31日改正

指定自動車整備事業　点検表

※実施者は役員又は役員に準ずる者（部門長＆事業場管理責任者等）

指定番号		点検日	令和　　年　　月　　日	実施者	
事業場名				条件	軸重 kg以下 / 車両重量・車両総重量 kg以下・未満 / 燃料等 / 大特 / その他条件

対象自動車	普通（大）	普通（中）	普通（小）	普通（乗）	小四	小三	小二	軽	大特

工員数（B）	名	内訳			整備士保有率（A）／（B）	自動車検査員	
			1級整備士※	名			
			2級整備士※	名			
			3級整備士※	名			
			小計（A）	名	%		
			1～3級整備士以外の工員	名	※（A）／（B）の値≧1／3以上必須		

※　2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する。

		確認項目	適　・　否	備考
Ⅰ 認証関係	1	整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか	適　・　否	
	2	整備主任者に選任している者に対して研修を受けさせているか	適　・　否	
	3	特定整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか	適　・　否	電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注（構内外注を除く）した場合を除く。
	4	認証工具等認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適　・　否	
	5	外注作業について適切に運用されているか	適　・　否	外注している場合に限る。 （電子制御装置整備を外注した場合は、作業を行った特定整備事業者が適切に特定整備記録簿を作成、交付しているか。（指定整備の場合は、できばえ確認が必要））
	6	電子制御装置整備に必要な整備技術情報を入手できる体制にあるか	適　・　否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	7	整備技術情報に基づく必要な電子制御装置整備が確実に実施されているか	適　・　否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	8	エーミング作業が適切に実施されているか	適　・　否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	9	電子制御装置点検整備作業場外でエーミング作業を行うことができる条件の違反はないか	適　・　否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	10	離れた電子制御装置点検整備作業場を有している場合、当該作業場への移動時における安全対策が確実に実施され、その保守管理が適切に行われているか	適　・　否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	11	電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有している場合、その管理体制は適切か	適　・　否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	12	完成検査場で窓ガラス、バンパ・グリルの取外し作業等が実施されていないか	適　・　否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。

		確認項目	適　・　否	備考
Ⅱ 事業場全般	1	指定基準（工員数（4名以上ただし、対象自動車に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合は5名以上）、整備士保有率（1／3））は適合しているか	適　・　否	
	2	屋内現車作業場、完成検査場等に変更はないか	適　・　否	
	3	検査用機器に変更はないか	適　・　否	
	4	整備・点検作業場として届け出ている作業場以外（通路・完成検査場・路上等）で特定整備作業を行っていないか	適　・　否	電子制御装置整備の一定条件のもと作業場以外で行うものを除く。
	5	事業場の体制が常に事業場組織図により明確化されているか	適　・　否	
	6	管理規程が実態に即応し、適切な管理下のもと業務が行われているか	適　・　否	
	7	事業場管理責任者、主任技術者の変更時の引継ぎ処理は適切か	適　・　否	
	8	事業場管理責任者等が講習会等へ出席し知識習得に努めているか	適　・　否	
	9	認証・指定標識を見易いように掲示してあるか	適　・　否	
	10	指定整備に関する資料等が保管・管理されているか	適　・　否	
	11	認証、指定の対象自動車（電子制御装置整備の対象車両を含む）以外の自動車が入庫していないか	適　・　否	
	12	事業場内（社用車、従業員のマイカー等）に不正改造車はないか	適　・　否	
	13	会社の休日及び営業時間外に、従業員が許可無く工場を使用していないか	適　・　否	
	14	主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか	適　・　否	
	15	指定整備において、自事業場以外の工員が作業していないか	適　・　否	自動車特定整備事業者等における事業者間の業務支援について（令和2年11月11日付け国自整第197号）に基づく業務支援を除く。
Ⅲ 保安基準適合証	1	事業場管理責任者自らが交付し、また代務交付の処理は適切か	適　・　否	
	2	指定整備の対象自動車以外の車両に交付していないか	適　・　否	
	3	書損等及び交付しない保安基準適合標章は朱抹し、編綴されているか	適　・　否	
	4	保安基準適合証（紙保適）及び保安基準適合標章（電子保適）の出納管理（授受出納帳、交付台帳の記載等）は適切に行われているか	適　・　否	
	5	保安基準適合証綴（紙保適）及び保安基準適合標章綴（電子保適）の保管は適切に行われているか	適　・　否	
	6	事業者印の管理体制は適切に行われているか	適　・　否	
	7	保安基準適合証の交付権限が明確に事業場管理責任者及び代務者へ委任されているか	適　・　否	
	8	検査員が休みの日に適合証の証明がされていないか	適　・　否	
	9	適合証が一度交付された車両に対し再度証明されていないか	適　・　否	
	10	保安基準適合証を交付した車両は、自賠責保険に適切に加入しているか	適　・　否	
	11	電子保安基準適合証システムのログインに必要なID及びパスワードが適正に管理されているか	適　・　否	
Ⅳ 指定整備の内容	1	受入点検の結果が記載されているか	適　・　否	
	2	保安基準に適合していない車両（不正改造を含む）が入庫した際に適切に対応しているか	適　・　否	
	3	作業指示は適正に行われ、確実に作業が実施されているか	適　・　否	
	4	完成検査が関係法令等に基づき確実に行われ、その記録が確実に指定整備記録簿に行われているか	適　・　否	
	5	完成検査は自工場で選任された自動車検査員が自ら行っているか	適　・　否	

		確認項目	適　・　否	備考
Ⅴ 自動車検査員	1	自動車検査員に変更があった時に適切な処理がなされているか	適　・　否	
	2	毎年、自動車検査員研修を受けさせているか	適　・　否	
	3	保安基準適合証に押印する印鑑の管理が確実に行われているか	適　・　否	
	4	職務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか	適　・　否	
	5	自工場以外で点検整備（一部も含む）をした車両の検査を行っていないか	適　・　否	
	6	自動車検査証と同一性の確認を行っているか、また、同一性が相違している車両に証明していないか	適　・　否	
	7	検査又は整備が完了していない車両に証明していないか	適　・　否	
	8	検査作業の実務の全過程を自ら行っているか	適　・　否	
	9	検査を行った自動車検査員自らが証明行為を行っているか	適　・　否	
	10	保安基準に適合していない車両（不正改造等）に証明していないか	適　・　否	
	11	検査の年月日を操作して証明していないか	適　・　否	
	12	検査用機器が故障等しているのに検査が行われていないか	適　・　否	
	13	検査用機器の能力を超えた車両を検査し、証明していないか	適　・　否	
Ⅵ 指定整備記録簿	1	指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか	適　・　否	
	2	保安基準適合証及び自動車検査証の記載事項との整合性はとれているか	適　・　否	
	3	点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか	適　・　否	
	4	電子制御装置整備の一部外注を行った場合、一部外注に関する必要事項が確実に記載されているか	適　・　否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	5	過去2年分の指定整備記録簿（電子制御装置整備の一部外注を行った場合は、外注作業実施書を含む）は適切に保管・管理されているか	適　・　否	
Ⅶ 検査用機械器具	1	1日1回の始業点検は確実に行われているか	適　・　否	
	2	社内規程に基づき検査用機械器具の定期点検が確実に行われているか	適　・　否	
	3	保守管理の記録は適切に行われているか	適　・　否	
	4	検査用機械器具の校正（検定）の有効期間は切れていないか	適　・　否	
	5	検査用機械器具の校正結果成績表は、適切に保存されているか	適　・　否	
	6	検査用機械器具の管理責任者が明確に任命されているか	適　・　否	
Ⅷ その他	1	苦情記録表、会議・教育記録表を備え付け、記載されているか	適　・　否	
	2	社内教育・研修を定期的に行っているか	適　・　否	
	3	整備主任者、自動車検査員等の従業員は自身が実施すべき業務、実施できない業務を把握しているか	適　・　否	
	4	検査作業と整備作業は分業化されているか	適　・　否	
	5	電子保安基準適合証を交付（保適情報を登録情報処理機関へ提供）することへの承諾書が2年間保存されているか	適　・　否	

３．ＯＢＤ検査対象者等における旧指定整備記録簿への記載方法について

事　務　連　絡
令和６年６月３日

自動車整備振興会
九州連合会専務理事　殿

九州運輸局自動車技術安全部
整備課長

ＯＢＤ検査対象車等における旧指定整備記録簿への記載方法について

平素より当課業務にご協力いただきありがとうございます。

標記につきまして、令和６年１０月１日からのＯＢＤ検査本格運用開始に伴い、指定自動車整備事業規則が改正されて指定整備記録簿の様式が変更されました。

これに伴い、新様式の指定整備記録簿作成については既にご対応いただいているところですが、旧様式の在庫を持つ指定整備事業者が想定されることから、旧指定整備記録簿を使用する際の記載方法を別紙のとおり整理いたしましたので、貴会傘下会員に対し周知いただきますようお願いいたします。

指定工場のみなさまへ

ＯＢＤ検査対象車等における旧指定整備記録簿への記載方法について

令和６年１０月１日から、ＯＢＤ検査が本格運用開始となり、指定整備記録簿の様式が変更されているところです。

旧様式の在庫をお持ちの指定工場で、令和６年１０月以降にＯＢＤ検査対象車や自動運行装置を備える自動車へ旧様式を使用される場合は、以下のとおり修正のうえ使用してください。

●ＯＢＤ検査対象車の場合

旧様式の「指示針の振れ」欄を利用してＯＢＤ検査の結果を記載します。

①指示針の振れ」と「ｋｍ／ｈ」の文字を取消線で消して「ＯＢＤ検査結果」の文字を追加記入してください。

②ＯＢＤ検査が適合であれば「良」の文字を記入してください。

【記載例】

ＯＢＤ検査対象車

ＯＢＤ検査対象車以外

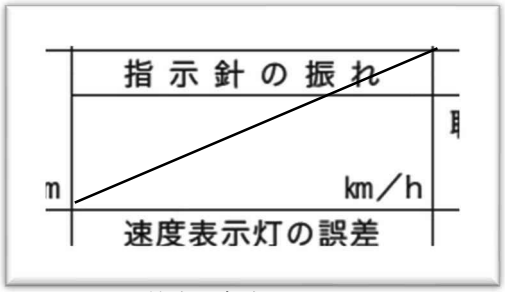

※ＯＢＤ検査対象車以外は、
斜線を記入してください。

●自動運行装置を備える自動車の場合

①旧様式の目視等による検査欄「⑳その他」の下に「自動運行装置　□」を追加記入してください。

②自動運行装置が保安基準に適合であれば追加記入した□の中に「レ」を記入してください。

【記載例】

■目視等による検査欄

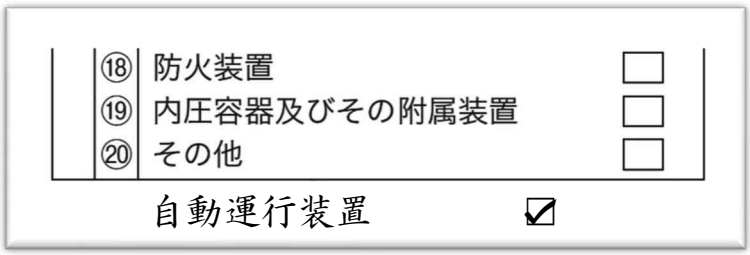

※自動運行装置備える自動車以外は、追加記入の必要はありません。

ご不明な点は、管轄の運輸支局整備部門へお尋ね下さい。

令和６年６月

九州運輸局自動車技術安全部　整備課

Ⅲ　検査業務関係

１．審査事務規程の第５１次改正概要

プレスリリース
令和 5 年 8 月 25 日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

― 審査事務規程の一部改正について（第 51 次改正）―

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 5 年 9 月 1 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　歩行者保護に係る協定規則へ ARHSS（Adjustable Ride Height Suspension System）を備えた自動車に対する基準及び試験方法が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-33]

○　乗車定員 10 人の乗用車に適用する運転者の視野に係る基準を変更します。[6-41、7-41、8-41]

○　乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物車には、運転者からの死角となる当該自動車の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できるよう、ミラー、カメラ又は検知装置を備えなければならないものとして、審査方法等を規定します。[7-107、8-107]

２．OBD 検査に係る取扱い等の新設 [4-10、9-15 等]

OBD 検査（※）の対象となる自動車及び審査方法等を規定します。

※目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査すること。

３．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
7-107　直前及び側方の視界 **7-107-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において、次に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。 ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第44条第5項関係、細目告示第146条第8項関係、適用関係告示第52条第11項第12項関係） (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（三輪自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のもの（三輪自動車を除く。）にあっては、次のいずれかの障害物 ①　視認により確認する場合は、当該自動車の前面及び側面（車室外に備えられた7-106に適合する後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より前方の範囲に限る。）に接する高さ1m直径30cmの円柱とする。 ただし、次に掲げる範囲は除くものとする。 ア　運転者席側の車体前面の側端部より外側の範囲 （参考図）アの範囲を除いた視界の範囲 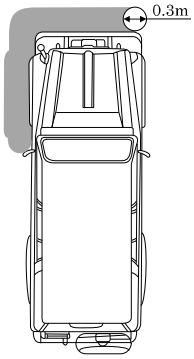 イ　車室外に備えられた7-106に適合する後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあっては、当該後写鏡側の車体前面の側端部より外側の範囲 （参考図）ア及びイの範囲を除いた視界の範囲 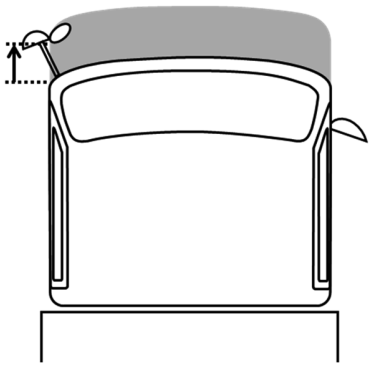 ②　検知装置により確認する場合は、UN R166-00の15.3.に定める範囲に設置したUN R166-00附則12の1.1.に定めるテスト対象物とする。	**8-107　直前及び側方の視界** **8-107-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において、次に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。 ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第44条第5項関係、細目告示第224条第8項関係、適用関係告示第52条第11項第12項関係） (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（三輪自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のもの（三輪自動車を除く。）にあっては、次のいずれかの障害物 ①　視認により確認する場合は、当該自動車の前面及び側面（車室外に備えられた8-106に適合する後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より前方の範囲に限る。）に接する高さ1m直径30cmの円柱とする。 ただし、次に掲げる範囲は除くものとする。 ア　運転者席側の車体前面の側端部より外側の範囲 （参考図）アの範囲を除いた視界の範囲 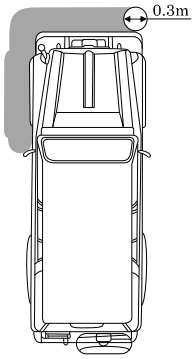 イ　車室外に備えられた8-106に適合する後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあっては、当該後写鏡側の車体前面の側端部より外側の範囲 （参考図）ア及びイの範囲を除いた視界の範囲 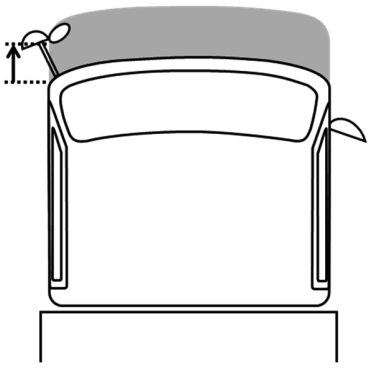 ②　検知装置により確認する場合は、UN R166-00の15.3.に定める範囲に設置したUN R166-00附則12の1.1.に定めるテスト対象物とする。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
（参考図）検知範囲 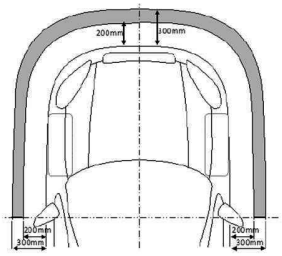 (2) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（(1) 及び (3) の自動車並びに三輪自動車を除く。）にあっては、当該自動車の前面及び左側面（左ハンドル車にあっては右側面）に接する高さ 1m 直径 30cm の円柱とする。 ただし、(1) の自動車（指定自動車等に限る。）と運転者席からの運転者の視野に係る性能が同一の自動車にあっては、(1) ①又は②に掲げる障害物であってもよい。 （参考図）視界の範囲 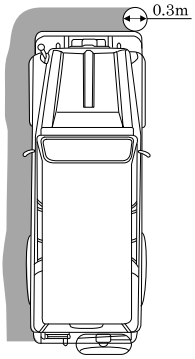 (3) 車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員 11 人以上の自動車、その形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。）にあっては、当該自動車の前端から 2m 前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては右最外側面）から 3m の距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1m 直径 30cm の円柱とする。 （参考図）視界の範囲 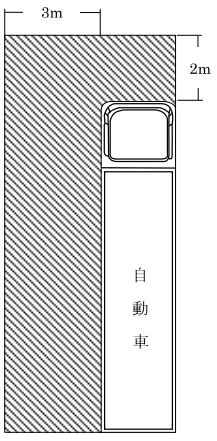 **7-107-2　性能要件** 7-107-1 の鏡その他の装置は、7-107-1 (1) から (3) ま	（参考図）検知範囲 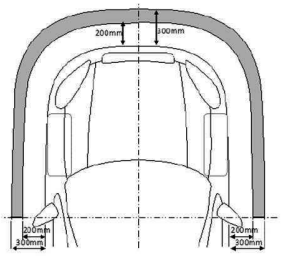 (2) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（(1) 及び (3) の自動車並びに三輪自動車を除く。）にあっては、当該自動車の前面及び左側面（左ハンドル車にあっては右側面）に接する高さ 1m 直径 30cm の円柱とする。 ただし、(1) の自動車（指定自動車等に限る。）と運転者席からの運転者の視野に係る性能が同一の自動車にあっては、(1) ①又は②に掲げる障害物であってもよい。 （参考図）視界の範囲 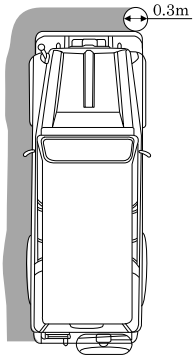 (3) 車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員 11 人以上の自動車、その形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。）にあっては、当該自動車の前端から 2m 前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては右最外側面）から 3m の距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1m 直径 30cm の円柱とする。 （参考図）視界の範囲 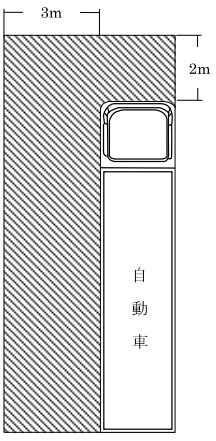 **8-107-2　性能要件（視認等による審査）** 8-107-1 の鏡その他の装置は、8-107-1 (1) から (3) ま

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
でに掲げる障害物を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、7-107-2-1 又は 7-107-2-2 に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 6 項関係、細目告示第 146 条第 9 項第 12 項関係）	でに掲げる障害物を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1) から (3) まで又は (4) の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 6 項関係、細目告示第 224 条第 9 項第 12 項関係）
7-107-2-1　視認等による審査	
(1) 運転者が①から⑤までに掲げる状態の自動車の運転者席において座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で 7-107-1 (1) ①、(2) 又は (3) に掲げる障害物の少なくとも一部（A ピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を鏡その他の装置（検知装置を除く。）により確認できるものであること。 ただし、運転者が運転者席において、当該障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる範囲にあっては、この限りでない。 ① 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態とする。 ② 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。 ③ 車高調整装置が装着されている自動車にあっては、標準（中立）の位置とする。 ただし、車高を容易に任意の位置に保持することができる車高調整装置にあっては、車高が最高となる位置とする。 ④ 運転者席の座席は、次のとおりに調節した位置とする。 ア 前後に調節できる場合には、中間位置とする。 ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 イ 上下に調節できる場合には、中間位置とする。 ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 ウ 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に 25° の位置とする。 ただし、鉛直面から後方に 25° の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に 25° の位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 ⑤ 運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、取除いた状態とする。	(1) 運転者が①から⑤までに掲げる状態の自動車の運転者席において座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で 8-107-1 (1) ①、(2) 又は (3) に掲げる障害物の少なくとも一部（A ピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を鏡その他の装置（検知装置を除く。）により確認できるものであること。 ただし、運転者が運転者席において、当該障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる範囲にあっては、この限りでない。 ① 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態とする。 ② 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。 ③ 車高調整装置が装着されている自動車にあっては、標準（中立）の位置とする。 ただし、車高を容易に任意の位置に保持することができる車高調整装置にあっては、車高が最高となる位置とする。 ④ 運転者席の座席は、次のとおりに調節した位置とする。 ア 前後に調節できる場合には、中間位置とする。 ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 イ 上下に調節できる場合には、中間位置とする。 ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 ウ 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に 25° の位置とする。 ただし、鉛直面から後方に 25° の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に 25° の位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 ⑤ 運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、取除いた状態とする。
(2) 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。	(2) 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。
(3) カメラ及びカメラからの画像情報を運転者に表示する画像表示装置にあっては、次の要件に適合するものであることを確認すること。 ① 運転者が (1) の状態で画像表示装置に表示された画像により 7-107-1 (1) ①、(2) 又は (3) に掲げる障害物の少なくとも一部（A ピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を確認できるものであること。 ② 直接又は鏡により視認できない範囲の全てを同時に表示することができない画像表示装置は、運転者が	(3) カメラ及びカメラからの画像情報を運転者に表示する画像表示装置にあっては、次の要件に適合するものでなければならない。 ① 運転者が (1) の状態でカメラから得られる画像を表示することができるものであること。 ② 直接又は鏡により視認できない範囲の全てを同時に表示することができない画像表示装置は、運転者が

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
運転者席において、カメラ又は画像表示装置を操作することにより運転者が確認しようとしている範囲を表示することができるものであること。	運転者席において、カメラ又は画像表示装置を操作することにより運転者が確認しようとしている範囲を表示することができるものであること。
(4) 次に掲げる鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) から (3) までの基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置 ② 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置 ③ 法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた直前直左右確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた直前直左右確認装置	(4) 検知装置にあっては、運転者が確認しようとするときは、確実に機能するものであること。 (5) 次に掲げる鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) から (4) までの基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置 ② 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置 ③ 法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた直前直左右確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた直前直左右確認装置
7-107-2-2　書面等による審査 (1) 7-107-1 (1) の自動車又は7-107-1 (2) ただし書きの自動車について、7-107-1 (1) ②に掲げる障害物を検知装置により確認する場合は、UN R166-00 の 15.3.、15.4.及び17.（17.3.を除く。）に適合するものでなければならない。 (2) 7-107-1 (1) の自動車又は7-107-1 (2) ただし書きの自動車について、7-107-1 (1) に掲げる障害物を視認による確認と検知装置による確認を組み合わせて確認する場合は、UN R166-00 の 15.、16.（16.8.を除く。）及び17.（17.3.を除く。）に適合するものでなければならない。 (3) 次に掲げる鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置 ② 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置 ③ 法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた直前直左右確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた直前直左右確認装置	
7-107-3　取付要件（視認等による審査） (1) 7-107-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるいずれかの構造を有するように取付けられなければならない。（保安基準第44条第7項関係、細目告示第146条第10項関係） ① 鏡体部及びその支持部により構成される装置は、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより自動車の外側の表面上（バンパを除く。）に直接取付けられており、かつ、取付部附近の自動車の最外側より突出しない構造。 ただし、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であっ	**8-107-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 8-107-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるいずれかの構造を有するように取付けられなければならない。（保安基準第44条第7項関係、細目告示第224条第10項関係） ① 鏡体部及びその支持部により構成される装置は、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより自動車の外側の表面上（バンパを除く。）に直接取付けられており、かつ、取付部附近の自動車の最外側より突出しない構造。 ただし、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であっ

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
て運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの（キャブと荷台が分離しているものに限る。）及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの並びにこれらの形状に類する自動車に限る。）にあっては、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられている構造であればよいものとする。	て運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの（キャブと荷台が分離しているものに限る。）及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの並びにこれらの形状に類する自動車に限る。）にあっては、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられている構造であればよいものとする。
②　カメラ及び画像表示装置により構成される装置並びに検知装置は、確実に取付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造	②　カメラ及び画像表示装置により構成される装置並びに検知装置は、確実に取付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造
(2) 取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、(1)、7-107-2-1 (1) から (3) まで並びに 7-107-2-2 (1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（(3) に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。（細目告示第 146 条第 11 項関係）	(2) 取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、(1) 及び 8-107-2 (1) から (3) までの基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（(3) に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。（細目告示第 224 条第 11 項関係）
①　取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの	①　取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの
②　貼付けられたシート等の上に接着固定等されているもの	②　貼付けられたシート等の上に接着固定等されているもの
③　手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの	③　手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの
④　当該装置を取付けた状態のままで、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの	④　当該装置を取付けた状態のままで、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの
⑤　延長器具を介して取付けられているもの（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの（キャブと荷台が分離しているものに限る。）、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの又はこれらの形状に類する自動車に限る。）に取付けられているものを除く。）	⑤　延長器具を介して取付けられているもの（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの（キャブと荷台が分離しているものに限る。）、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの又はこれらの形状に類する自動車に限る。）に取付けられているものを除く。）
⑥　カメラ又は検知装置の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの	⑥　カメラ又は検知装置の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの
(3) 次に掲げる鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 146 条第 12 項関係）	(3) 次に掲げる鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 224 条第 12 項関係）
①　指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置	①　指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置
②　法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置	②　法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置
③　法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた直前直左右確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた直前直左右確認装置	③　法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた直前直左右確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた直前直左右確認装置
7-107-4　適用関係の整理	**8-107-4　適用関係の整理**
(1)昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、	(1)昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、

4-10　車載式故障診断装置を活用した検査（OBD 検査）

細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」4.の「独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法」とは、次の①から⑥までの手順による方法とする。

① 自動車検査証等の備考欄に OBD 検査の対象である旨が記載又は記録された自動車について、OBD 検査が必要かどうかを、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。

② 照会の結果、OBD 検査が必要と判定された場合は、原動機が停止し、かつ、電源がオフの状態で、OBD 検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続する。

③ 原動機を始動する。（電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し走行可能状態（READY の状態）にする。）

④ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。

なお、照会中、原動機は停止せず、アイドリング状態（電気自動車又はハイブリッド自動車にあっては走行可能状態（READY の状態））を維持する。

⑤ OBD 検査用サーバが分析及び照合した検査結果の応答を待ち、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリで確認する。

⑥ 原動機を停止し、かつ、電源がオフの状態でデータリンクコネクタから検査用スキャンツールを取外す。

プレスリリース
令和 5 年 11 月 30 日

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

― 審査事務規程の一部改正について（第 54 次改正）―

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 5 年 12 月 21 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　空気入りゴムタイヤに係る協定規則へ摩耗状態でのウエット路面上の摩擦力に係る基準が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-11]

○　高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）体系下で行われる容器検査等（容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査をいう。）と同等の安全性の担保が可能となる技術基準等が規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[4-25、7-25、8-25、様式 16]

○　二輪自動車へ後面衝突警告表示灯を備えることができることに伴う改正を行います。[7-95、8-95]

○　細目告示別添 129「後方視界看視装置の技術基準」及び細目告示別添 130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」が規定されたことに伴い、当該装置の審査方法等を規定します。[6-108、7-108、8-108、別添 2]

２．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

4-25　圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験

(1) 7-25 又は 8-25 に規定するガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準への適合性について、次に掲げる試験機関が発行した様式 16 によるガス容器等再試験結果証明書の提出を求め審査するものとする。(道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準（平成 19 年国土交通省告示第 857 号）関係)

① 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 49 条第 1 項及び第 49 条の 4 第 1 項に規定されている試験機関

② ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる試験機関

(2) 次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱うものとする。

① 審査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の 1 年 1 か月後の日とする。）を経過していないこと

② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること

③ ガス容器及びガス容器附属品（目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面）が著しく損傷していないこと

(3) 型式指定自動車について法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。）であって、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、有効なガス容器等再試験結果証明書の提出に代えることができる。

① 完成検査終了証（審査当日において発行後 9 か月を経過していないものに限る。）の提示があること

② 型式の指定を受けた状態から、ガス容器及びガス容器附属品に変更がないこと

(4) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 5 年 12 月 20 日以前のものについては、(1) の規定にかかわらず、7-25 に規定するガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準は適用しない。(適用関係告示第 13 条第 25 項関係)

様式 16（4-25 関係）

年　　月　　日

ガス容器等再試験結果証明書

次の自動車のガス容器及びガス容器附属品は、1.に掲げる技術基準のうちレ点を付した基準に適合していることを証明いたします。

車名：　　型式：　　車台番号：

1. 適合している技術基準（ガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る部分に限る。）

	技術基準
□	細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
□	細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
□	細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」

2. ガス容器等再試験結果証明書の有効期限

有効期限:　　年　　月　　日　※ガス容器等再試験を実施した日の１年１か月後の日とする。

3. ガス容器一覧

	容器の製造番号又は容器の記号及び番号		容器の製造番号又は容器の記号及び番号
1		3	
2		4	

※記載欄が不足する場合は、必要に応じ欄を追加し記載すること。

4. ガス容器等再試験結果

○証票

容器証票に記載された車台番号の確認	適　・　否
車載容器総括証票に記載された充填可能期限の確認	適　・　否

○ガス容器

外観試験	適　・　否
漏えい試験	適　・　否
断熱性試験（液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器に限る。）	適　・　否

○ガス容器附属品

外観試験	適　・　否
漏えい試験	適　・　否

5. 技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言

(1) 本証明書は、道路運送車両法施行規則第 36 条第 14 項、第 37 条の 2 第 1 項、第 37 条の 2 の 2 第 3 項、第 38 条第 9 項又は第 42 条第 1 項に定める書面であり、虚偽記載等記載内容に相違はありません。

(2) 本則 4-25 (1) に掲げる試験機関に該当し、ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有しています。

上記内容に相違ありません。

試験機関等の名称及び所在地　：

確認者の氏名　　：

高圧ガスの燃料装置に係る審査方法が変更になります

令和5年10月20日に公布された道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1048号）により、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品については、令和5年12月21日以降、当該告示に定めるガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準に適合しなければならないと改正されたことに伴い、審査方法を以下のとおり変更します。

◆圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えられたガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準への適合性について、次に掲げる試験機関が発行した審査事務規程様式16による「ガス容器等再試験結果証明書」により審査します。

① 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第49条第1項及び第49条の4第1項に規定されている試験機関

② ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる試験機関

◆次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱います。

① 審査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。）を経過していないこと

② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること

③ ガス容器及びガス容器附属品（目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面）が著しく損傷していないこと

◆この取扱いは、令和5年12月21日から適用します。

■様式16「ガス容器等再試験結果証明書」ダウンロードURL

https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html

トップページを
下方にスクロール

左から2番目の
アイコンをクリック

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲示期限　令和6年11月30日

プレスリリース
令和 6 年 3 月 28 日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第 56 次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるものの排出ガス試験サイクルとして、過渡試験サイクル（LSI-NRTC）及び定常試験サイクル（7M-RMC）に係る基準が追加され、排出ガス規制値が強化されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-58、9-6]

○　ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるものについて、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けが規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-60、8-60]

○　自動車には、車両後退通報装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-105 の 2、7-105 の 2、8-105 の 2]

２．新車の指定自動車等について、第 7 章の規定によらず第 6 章の規定のみで審査ができるよう構成を見直します。[6-14、6-35、6-37、6-38、6-41、6-99、6-100、6-106、6-107、6-109、6-110、6-114、6-115]

３．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
7-105の2　車両後退通報装置 **7-105の2-1　装備要件** 自動車（次に掲げる自動車を除く。）には、車両後退通報装置を備えなければならない。（保安基準第43条の10関係） ①　専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車 ②　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの ③　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車 ④　①から③までの自動車の形状に類する自動車 ⑤　二輪自動車及び側車付二輪自動車 ⑥　三輪自動車 ⑦　大型特殊自動車 ⑧　被牽引自動車 **7-105の2-2　性能要件（書面等による審査）** (1)車両後退通報装置の通報音発生装置は、UN R165-00の6.6.に適合するものでなければならない。（細目告示第145条の6第1項関係） (2) 車両後退通報装置は、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第145条の6第2項関係） ①　車両後退通報装置の音の大きさは、細目告示別添128「車両後退通報装置の通報音の測定方法」により測定した値が、77dB以上112dB以下であること。 この場合において、車両後退通報装置に損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。 ②　車両後退通報装置は、自動車が後退することを歩行者等に注意喚起するものであり、かつ、サイレン又は鐘でないこと。 ③　車両後退通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。 ただし、7-108に適合する後退時車両直後確認装置を備えた自動車に備える車両後退通報装置にあっては、次に掲げる基準に適合する場合に限り、当該装置の作動を一時的に停止させることができる機能を有してもよい。 ア　運転者が運転者席において操作できるような位置にあるもの イ　運転者が運転者席において車両後退通報装置が作動しない状態を確認できるもの ウ　原動機の再始動時にその都度、自動で解除されるもの ④　車両後退通報装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間に取付けられていること。 ⑤　車両後退通報装置は、原動機の操作装置が始動位置にあり、かつ、変速装置を後退位置にした場合に連動して、作動を開始するものであること。 (3) 次に掲げる車両後退通報装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。（細目告示第145条の6第4項関係） ①　指定自動車等に備えられている車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置 ②　法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両	**8-105の2　車両後退通報装置** **8-105の2-1　装備要件** 自動車（次に掲げる自動車を除く。）には、車両後退通報装置を備えなければならない。（保安基準第43条の10関係） ①　専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車 ②　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの ③　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車 ④　①から③までの自動車の形状に類する自動車 ⑤　二輪自動車及び側車付二輪自動車 ⑥　三輪自動車 ⑦　大型特殊自動車 ⑧　被牽引自動車 **8-105の2-2　性能要件（視認等による審査）** (1) 車両後退通報装置の通報音発生装置は、正常に作動するものでなければならない。（細目告示第223条の6第1項関係）

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
後退通報装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退通報装置 ③　法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた車両後退通報装置を有する自動車に取付けられた車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退通報装置	
7-105の2-3　欠番	**8-105の2-3　欠番** **8-105の2-4　適用関係の整理** 7-105の2-4の規定を適用する。

7-105の2-4　適用関係の整理

(1) 次に掲げる自動車には、車両後退通報装置の基準は適用しない。(適用関係告示第51条の6関係)

①　令和7年1月18日（輸入自動車にあっては令和8年1月18日）以前に製作された自動車

②　令和7年1月19日から令和9年1月18日（輸入自動車にあっては令和8年1月19日から令和10年1月18日）までに製作された自動車で、次に掲げるもの

ア　令和7年1月18日（輸入自動車にあっては令和8年1月18日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車

イ　令和7年1月19日（輸入自動車にあっては令和8年1月19日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和7年1月18日（輸入自動車は令和8年1月18日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と車両後退通報装置に係る性能が同一のもの

ウ　指定自動車等以外の自動車

③　使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録された保安基準適用年月日が令和9年1月18日（輸入自動車は令和10年1月18日）以前のもの

National Agency for Automobile and Land Transport Technology　独立行政法人 自動車技術総合機構

OBD検査の概要

独立行政法人 自動車技術総合機構

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

National Agency for Automobile and Land Transport Technology　独立行政法人 自動車技術総合機構

1．OBD検査とは

Point　**自動車の検査に電子制御装置の検査を導入する**

OBD検査とは、従来の自動車の検査では発見できなかった電子制御装置の故障に対応する電子的な検査です。現在の自動車の検査では検出できない不具合をシステムを利用して検査することができます。

車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）とスキャンツールを接続することで、車両に記録されたDTC（故障コード）を読み取り合否判定を行います。

OBD検査の対象となる車両は、国産車は令和3年10月1日以降の新型車、輸入車は令和4年10月1日以降の新型車です。 ※ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除きます。

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法

①運転支援装置 ※1
　アンチロックブレーキシステム（ABS）、横滑り防止装置（ESC）、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報
②自動運転機能 ※1
　自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など
③排ガス関係装置

※1 保安基準に規定があるものに限る。

OBDに記録されたDTC（故障コード）を読み取る。

検査用スキャンツールで読み取ったDTCに特定DTC（※2）が含まれる場合、不適合と判定する。
※2 特定DTCとは、保安基準に不適合となる故障コードです。

対象車両	・国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車） ・輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

2. OBD検査導入スケジュールの紹介

OBD検査の導入スケジュールは以下のとおりです。

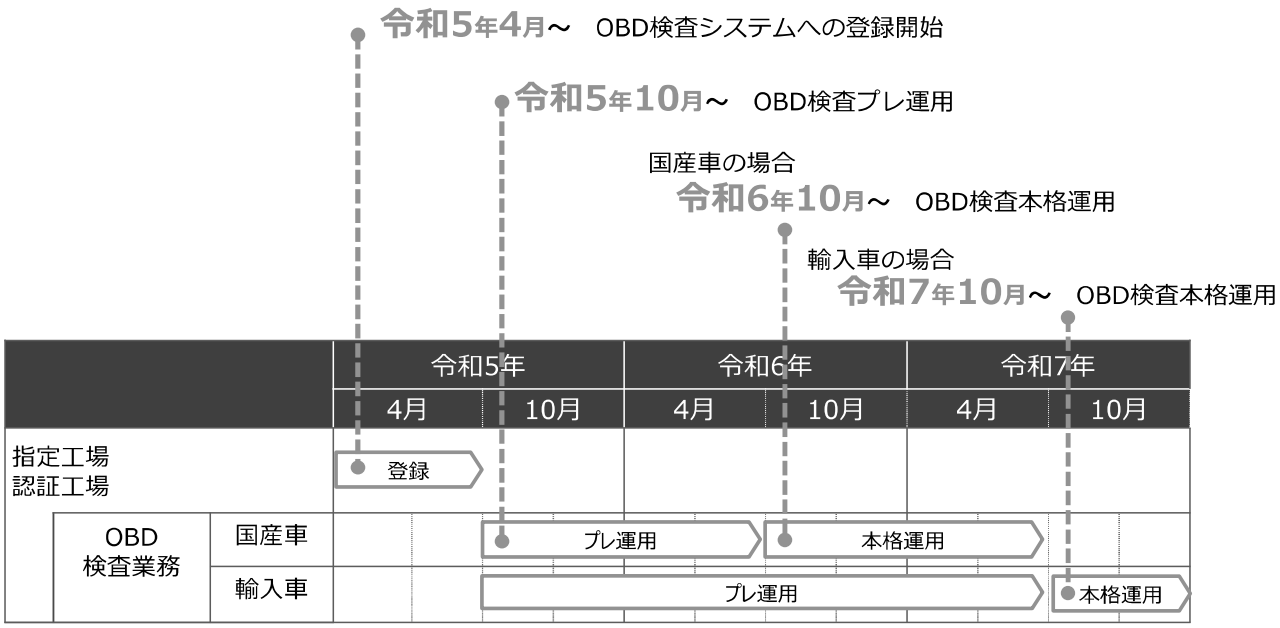

※プレ運用ではOBD検査の合否判定は必須ではありませんが、本格運用に向けて、この期間に操作習熟をお願いします。
本格運用開始以降では合否判定が必須となります。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3. OBD検査導入背景の紹介

Point **電子制御装置の誤動作による事故を防ぐための機能確認としてOBD検査を導入**

近年、運転支援等の技術の進化・普及が急速に進展する中、自動ブレーキや自動車間距離制御（ACC）装置が搭載された自動車が増えています。それに伴い、それらの電子装置の不具合による事故も発生しています。
これら運転支援等を制御する電子装置に誤作動が発生した場合、重大事故等につながるおそれがあることから、電子装置に関する機能検査の必要性が高まっていますが、現在の自動車の検査では電子装置の機能確認には対応していません。

最近の自動車には、電子制御装置の状態を監視して、故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）が搭載されています。OBDにスキャンツールを接続することで、OBDに記録されたDTC（故障コード）を確認することができます。

この技術を活用し、DTC（故障コード）確認による合否判定を行うOBD検査を自動車の検査に導入し、運転支援等の技術に用いられる電子装置に対する機能確認を行うことになりました。
OBD検査の適用開始は令和6年10月以降です。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

4. 関係法令の紹介

Point OBD検査の導入にあたり関係法令が改正

OBD検査の導入に向けて、以下のように法令が改正されました。

平成31年3月	OBD検査手法の導入に向けた今後の方向性についての最終報告書	国土交通省の「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」でとりまとめられた
令和元年5月	道路運送車両法	OBD検査に必要な技術情報の管理に関する事務（審査用技術情報管理事務）を自動車技術総合機構が行うこととなった
令和2年8月	道路運送車両法関係手数料令	同事務の手数料の額が400円と定められた（大型特殊自動車および二輪小型自動車は0円）
令和3年10月	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示	OBD検査の対象車両および対象装置が規定されるとともに、対象装置から必要な情報を読み出した際の満たすべき基準が規定された
	道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示	同基準の適用期日・適用対象車が定められた
	指定自動車整備事業規則	指定自動車整備事業者と軽自動車検査協会に対し、新たに電子的な検査を行うための機器（検査用スキャンツール）を備えなければならないこととされた
	自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準	指定自動車整備事業者と軽自動車検査協会にて備えるべき検査用スキャンツールの技術基準が定められた

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

5. OBD検査システムの紹介

Point OBD検査システムは３つのシステム・アプリで構成される

OBD検査に関連する業務として、以下があります。

- OBD検査を実施する事業場や利用者の登録・管理（検査実施前に行う業務）
- OBD検査の実施
- OBD検査結果の確認

これらの業務は、OBD検査業務のために開発されたOBD検査システムを利用して行います。OBD検査システムは、インターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続して利用することができます。
OBD検査システムは、以下のシステムとアプリで構成されています。

OBD検査システム

利用者管理システム	OBD検査システムの利用申請や利用者を登録・管理するためのシステムです。
特定DTC照会アプリ	車両がOBD検査の対象であるか確認を行い、車両と通信してOBD検査の合否を判定するためのアプリケーションです。
OBD検査結果参照システム	OBD検査の結果を確認して出力したり、OBD検査の対象であるかどうかを車両情報から確認するためのシステムです。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

自動車製作者等から提出された技術情報や事業場で実施した過去のOBD検査結果は、セキュリティを担保したうえでOBD検査用サーバーで管理されます。事業場からはインターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続し、以下のシステムとアプリを利用してOBD検査を実施します。

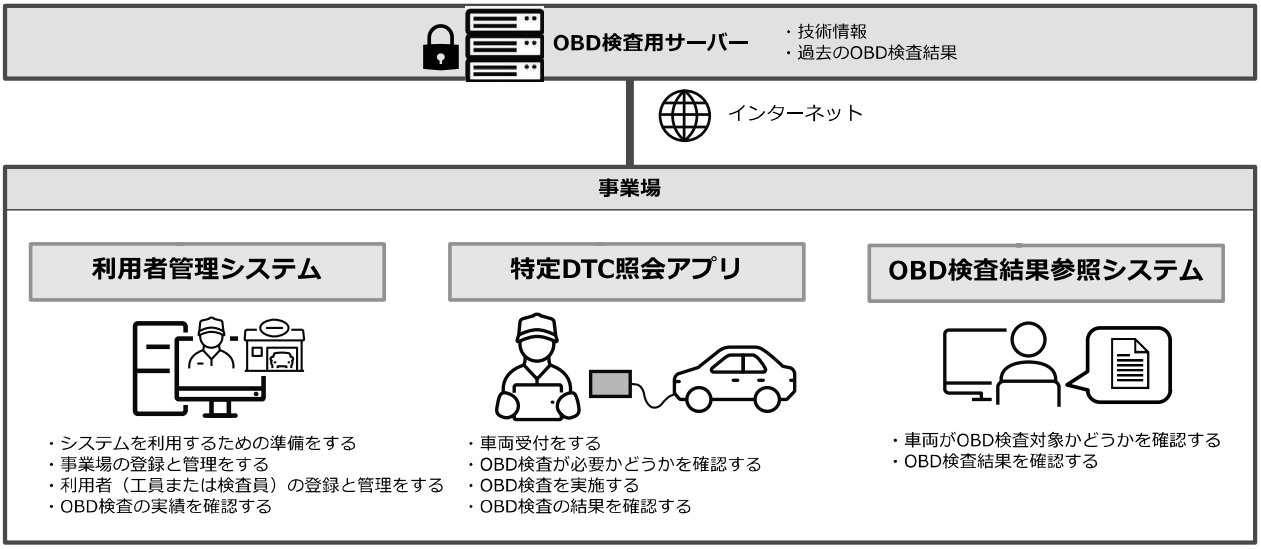

6. マニュアルの紹介

Point **OBD検査ポータルよりOBD検査業務実施時に参照するマニュアルをダウンロードできる**

OBD検査で利用するアプリおよび各システムの操作を説明した、以下のマニュアルを用意しています。
操作に困ったときなどにマニュアルを参照してください。

利用者管理システム操作マニュアル

OBD検査業務開始前の事前準備の際の事業場や利用者（工員または検査員）、OBD検査業務開始後の事業場や利用者（工員または検査員）の管理について説明しています。

特定DTC照会アプリ操作マニュアル

車両のOBD検査の要否確認、OBD検査の実施手順、OBD検査結果の確認について説明しています。

OBD検査結果参照システム操作マニュアル

OBD検査の前後に検査結果を確認したり、問い合わせに応じてOBD検査の対象型式かどうかを確認する操作について説明しています。

マニュアルは、OBD検査ポータルよりダウンロードができます。または、各システムにログイン後、「FAQ（よくあるご質問）」より確認できます。

7. OBD検査の開始にあたり準備するもの

Point 事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定DTC照会アプリの準備が必要

環境・機器の準備

通信環境および検査で使用するPCまたはタブレット、検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。
PCまたはタブレット、検査用スキャンツールには、クライアント証明書をインストールする必要があります。また、検査用スキャンツールには、特定DTC照会アプリをインストールする必要があります。OBD検査の導入スケジュールに合わせて、ご準備ください。

令和5年4月～

利用者管理システム／OBD検査結果参照システムで必要なもの

インターネット環境　PC

※1

Windows 10以上

令和5年10月～

特定DTC照会アプリで必要なもの

インターネット環境

検査用スキャンツール※

VCI

Windowsがインストールされたタブレット

二次元コードリーダ　ICタグリーダ

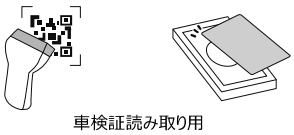

車検証読み取り用
手入力も可能なため、必要に応じて準備

※検査用スキャンツールは、OBD検査に対応した機器を使用する必要があります。
対象機器の詳細については、日本自動車機械工具協会のホームページを参照のうえ各自ご準備ください。

※1：1台の端末で特定DTC照会アプリ／利用者管理システム／OBD検査結果参照システムを使用することもできます。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

8. OBD検査対象の車両について

Point OBD検査対象車かどうかを車検証や電子車検証で確認

以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

車検証

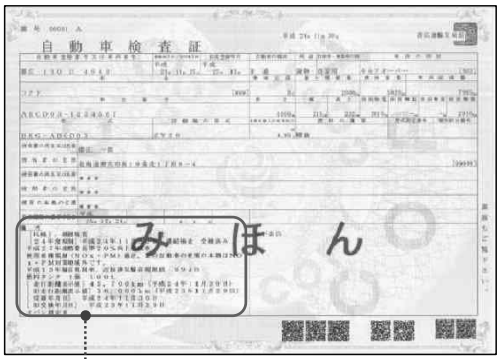

備考
OBD検査対象車

電子車検証

備考
OBD検査対象

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

9. OBD検査の事前準備、業務の流れ

Point OBD検査の事前準備⇒OBD検査の実施

OBD検査の事前準備の流れ

OBD検査の事前準備は、利用者管理システムを利用して行います。

普段の業務（OBD検査）の流れ

OBD検査は、特定DTC照会アプリを利用して行います。

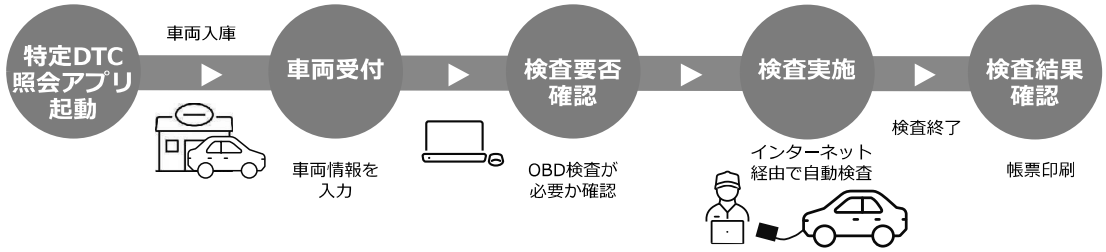

▶ OBD検査結果参照システムを利用して、OBD検査結果を確認します。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

10. OBD検査の実施概要

Point DTC（故障コード）を読み取り、サーバーで判定した結果を確認する

OBD検査は、車両に検査用スキャンツールを接続し、特定DTC照会アプリを利用して行います。車両から読み出したDTC（故障コード）を特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバーに送り、OBD検査用サーバーが合否を自動判定します。その後、検査結果を特定DTC照会アプリで確認します。

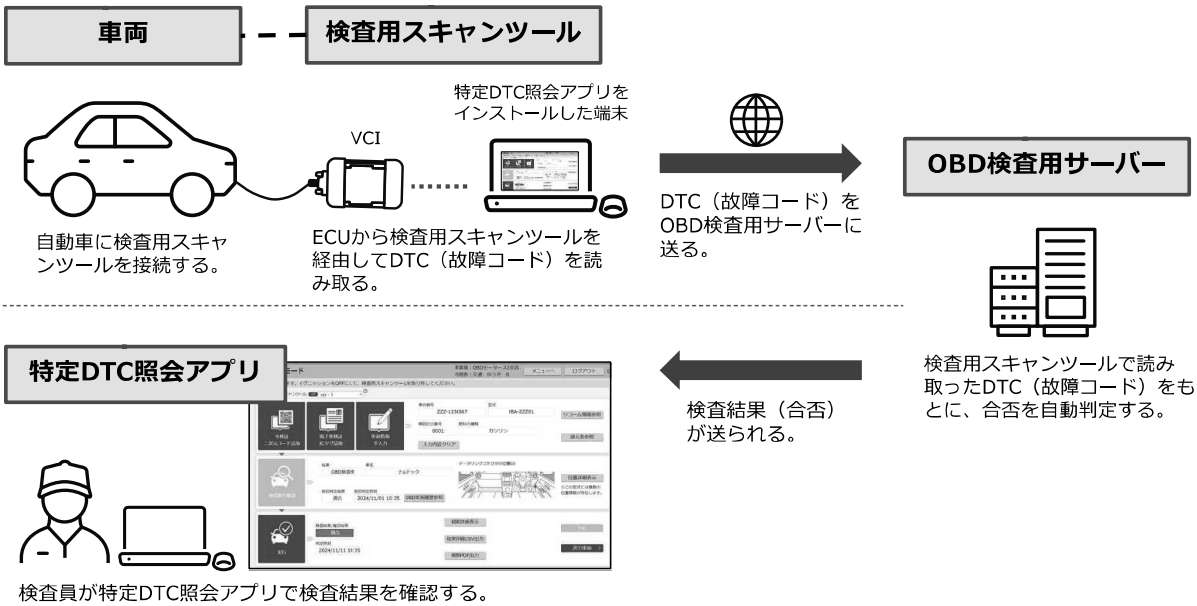

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

11. ポータルの紹介

Point OBD検査システムへのログインやOBD検査に関する情報の閲覧ができる

OBD検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBD検査ポータル」を設置しています。
OBD検査ポータルでは、OBD検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学習、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

https://www.obd.naltec.go.jp

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

12. まとめ

本研修でご紹介した内容をまとめます。

- 運転支援技術等の普及に伴い、電子制御装置が適切に機能しているかを確認するためのOBD検査が必要となりました。
- OBD検査の導入スケジュールは以下のとおりです。
  - 令和5年4月～OBD検査システムへの事業場情報登録開始
  - 令和5年10月～OBD検査プレ運用
  - 令和6年10月～OBD検査本格運用
- OBD検査は、OBD検査システムを利用して行います。OBD検査システムは、事業場からインターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続し利用することができます。
- OBD検査システムを利用して、OBD検査を行う事業場および利用者（工員または検査員等）を登録・管理します。また、特定DTC照会アプリを利用してOBD検査を実施します。
- 以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。
  - 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
  - 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

Ⅳ　Q&A

1．指定関係

（1）設備・管理組織等

Q１．事業場管理責任者を工員の数に含めてもよいか。

Ａ１．
工員としての要件「常時、点検及び整備作業に直接従事している者」に該当すれば工員５名または、４名に含めても構いません。

Q２．指定工場の工員数で、フロント（整備士有資格者含む）を工員数に含めてもよいか。

Ａ２．
当該事業場の職務規程等において、フロントマンが受入点検、日常点検等を実施することが定められており、かつ、実際に同業務を行うことが明らかな場合には、工員と認めて差し支えないが、直接自動車の整備作業に従事しない専従フロントは工員とみなされません。

Q３．自動車検査員は何名でも選任できるか。

Ａ３．
何名でも選任することができます。
ただし、選任されている自動車検査員は検査員研修を受講しなければなりません。

Q４．同一敷地内に完成検査場を設置することができない場合は、他の場所に設置することはできるか。

Ａ４．
作業場は、原則として整備中の自動車が、道路上を移動することがないよう配置されていることが求められています。
ただし、完成検査場及び車両置場については、やむをえない場合に限り「検査設備の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない」と規定されています。
なお、有効期間が満了している車両は、市町村の臨時運行許可番号標等の使用により移動することとなります。

Q５．保安基準適合証を自動車整備振興会から購入した際に持参する保安基準適合証の授受出納簿の取扱印（工場）は誰の印か。
また、使用が終わった際の印は誰が押印するのか。

Ａ５．
保安基準適合証の管理は、事業場管理責任者ですので必ず事業場管理責任者が購入後直ちに確認し、押印して保管しておいて下さい。
また、使用終了時においても交付枚数、書損枚数、残冊数等を確認した上で事業場管理責任者が押印して下さい。

Ｑ６．自動車検査用機械器具の校正において、不合格となった場合はどのようにすればよいか。

Ａ６．
すべての完成検査業務はできません。
また、運輸支局に速やかに電話等により連絡するとともに次の書類を提出して下さい。
① 自動車検査用機械器具校正不適合報告書
② 自動車検査用機械器具校正結果通知書（薄いピンク色の用紙）
※再校正の結果適合した場合
① 自動車検査用機械器具校正適合報告書
② 自動車検査用機械器具校正結果通知書（写し）

Ｑ７．既存の指定工場で、対象とする自動車が普通（大）の工場の場合、工員を５人以上から４人にしたいが可能か。

Ａ７．
対象とする自動車について、「普（大）」から「普（中）」への変更手続が必要となる。
※ 変更に必要な書類
① 申請書（第１号様式（指定））
② 旧指定書（正本）紛失した場合は顛末書
なお、「普（中）」で「大型特殊」も指定整備の対象としている場合には、車両総重量８トン、最大積載量５トン以上又は乗車定員３０人以上の大型特殊自動車の指定整備は実施できません。超えるものは、検査場に持ち込んで検査を受けることとなります。

Ｑ８．既存の指定工場で、対象とする自動車が「大型特殊」及び「普（中）」の工場の場合、工員を５人から４人にしたいが可能か。

Ａ８．
可能である。
ただし、工員が４人の場合は、車両総重量８トン、最大積載量５トン以上又は乗車定員３０人以上の大型特殊自動車の指定整備は実施できません。超えるものは、持ち込み検査を受けることとなります。

Ｑ９．騒音計の検定日を、他の自動車検査用機械器具の校正時にできるか。

Ａ９．
騒音計の規定は、計量法により検定の期間は５年となっており、指定検査機関も異なりますのでできません。
なお、音量計は指定自動車整備事業規則第１２条の規定にある自動車検査用機械器具のため１年毎に校正が必要となります。

（２）完成検査関係

Ｑ１．二輪自動車で前照灯を２個有する場合（両方とも走行用前照灯が点灯するものに限る）、指定整備記録簿にはどのように記載すればよいか。

Ａ１．
左右それぞれ（１灯づつ）記載して下さい。
なお、測定光度について、左右それぞれ１５，０００ｃｄ以上必要です。

Ｑ２．ＬＰＧ車の気密試験について、気密試験合格前に保安基準適合証は交付できるか。

Ａ２．
気密試験合格証を参考に保安基準第１７条の適合判定を行う場合は、気密試験合格後でなければ、保安基準適合証への証明はできません。

Ｑ３．黒煙の測定は全車、検査機器を使用する必要があるか。

Ａ３．
規制値が２５％以下（型式ＫＥ－、ＫＦ－、ＫＧ－等）については、目視による判断が難しいことから全車テスターを用いての測定をしてください。その記録用紙はいずれの場合も指定整備記録簿に貼付しておいて下さい。
また、規制値が５０％及び４０％以下の車両については、従来どおり目視による検査でも可能ですが目視により判断が出来ない場合は検査機器を用いての判定をして下さい。
なお、オパシ認定車については、すべてオパシメータを用いての測定をしてください。（Ｑ９及び別紙フローチャート等を参照してください。）

Ｑ４．特定期日を超えた特定地域のＮＯｘ・ＰＭ法不適合車について、継続検査と管轄変更入りを同時に行う場合、関係書類が完備していれば先に保安基準適合証を交付することはできるか。

Ａ４．
完成検査を実施する際に、管轄変更前であれば保安基準不適合の状態なので保安基準適合証の交付はできません。
先に管轄変更入りの手続きをするか、若しくは持ち込み検査を受検して下さい。

Ｑ５．同一の自動車を複数の自動車検査員で完成検査を実施する場合の取扱いはどのようにしたらよいか。

Ａ５．
分担して行う作業を適正に実施し、かつ、実施後に個々の自動車検査員の担当した項目が明確にできるよう、予め社内規程（業務処理規程）等に点検・検査作業を行う際の作業区分を定めておくことが必要です。
指定整備記録簿への記載は、実施した自動車検査員の氏名、作業区分及び実施日を記載します。
保安基準適合証への証明は、検査の実務に携わった全ての自動車検査員が証明します。
この場合において検査が複数日に渡る場合は、最終的に検査の実務を行った年月日を記載します。
また、証明欄に全ての自動車検査員が記名できない場合は、最終的に検査の実務を行った自動車検査員の署名及び押印に続き外何名と記載し、外の自動車検査員については余白部に署名及び押印をします。

Ｑ６．登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）を紛失した場合は登録部門の不審案件の決裁文書により処理されるが、これをもって保安基準適合証扱いとできるか。

Ａ６．
登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）でないと保安基準適合証扱いはできません。
不審案件処理のため、必ず現車の持ち込み検査が必要になります。

Ｑ７．車軸昇降装置付きトレーラのブレーキの完成検査判定及び指定整備記録簿の記載方法はどうすれば良いか。

Ａ７．
自動車検査証の軸重欄に車軸上昇時の重量、備考欄に車軸下降時の重量が記載されています。車軸を上昇させた状態、強制的に下降させた状態、共にブレーキ判定を行い、指定整備記録簿には軸重、測定制動力及び判定結果をそれぞれ、車軸を下降させた状態を記入欄に、車軸を上昇させた状態を走行テスト欄等に記入する。

Ｑ８．オパシメータを備えていないが、オパシ認定車の完成検査の際、排出ガス検査判定を黒煙測定器で検査して良いか。

Ａ８．
オパシメータでなければ排出ガス検査判定ができません。よって、オパシメータを備えていなければ持ち込み検査となります。

Ｑ９．電気自動車（排気管を有しない自動車）の完成検査において、排気騒音の取扱い、指定整備記録簿の記載方法はどのようにすればよいか。

Ａ９．

排気騒音については、審査事務規程にあるとおり、排気管を有しない自動車は除かれていますので、指定整備記録簿の該当項目の欄には、斜線「／」を記載してください。

電気自動車（排気管を有しない自動車）
指定整備記録簿の記載例

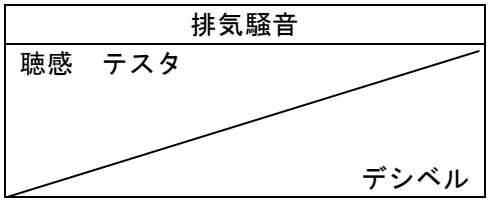

Ｑ１０．完成検査時の同一性の確認は、なにをもって行えばよいか。

Ａ１０．

〇行ってよいもの

①自動車検査証（紙）の原本
②限定自動車検査証の原本
③登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）の原本
④自動車検査証返納証明書の原本
⑤今回の完成検査の際に事業場においてオンラインモードにより電子車検証から読み取った車検証閲覧アプリの画面
⑥今回の完成検査の際に事業場においてオンラインモードにより車検証閲覧アプリから印刷した自動車検査証記録事項

×行ってはならないもの→上の①～⑥以外の書面（以下が行ってはならないものの例）

・自動車検査証（紙）の写し
・限定自動車検査証の写し
・登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）の写し
・自動車検査証返納証明書の写し
・自動車予備検査証（原本、写し共に）
・登録事項等証明書
・電子車検証券面記載事項
・前回の車検時の自動車検査証記録事項や依頼者が持参した自動車検査証記録事項など、上の⑥以外の自動車検査証記録事項

電子車検証

自動車検査証記録事項

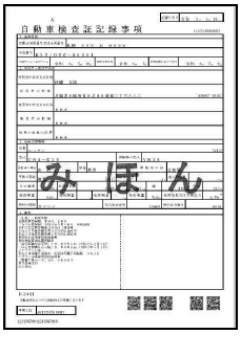

車検証閲覧アプリ

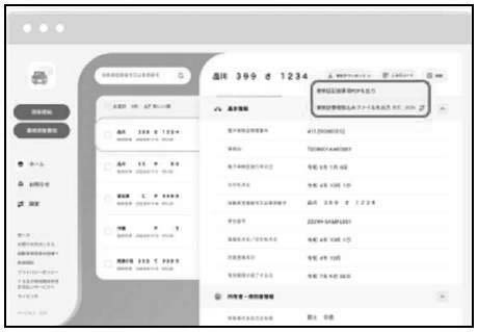

（３）保安基準適合証等関係

Ｑ１．登録番号標を紛失し、かつ、自動車検査証の有効期間が満了している車両に保安基準適合証を交付する場合はどのようにすればよいか。

Ａ１．
支局等まで臨時運行許可番号標等で現車を持ち込むなどにより、新たに登録番号標の交付を受け封印を済ませたあと、事業場で保安基準適合証に証明を行い交付して下さい。

Ｑ２．保安基準適合証および保安基準適合標章を書損した場合はどのように処理すればよいか。

Ａ２．
記載面（標章は表裏とも）を朱抹し保安基準適合証綴りに保管し、保安基準適合証等交付台帳に書損理由を記載して下さい。

Ｑ３．ＯＡ機器の導入に伴い、保安基準適合証を作成するため綴りより切り離してよいか。

Ａ３．
電算処理を行う場合は保安基準適合証を切り離しても構いません。
保安基準適合証綴りの使用が終了した時点で、確実に編綴し５０枚あるか確認のうえ保存して下さい。

Ｑ４．　保安基準適合証の有効期間前に自賠責保険の期間が終了するとき「最終の検査申請日」の記載がない保安基準適合証は交付できるか。

Ａ４．
自賠責保険の期間と保安基準適合証の有効期間の最終日に更新されるべき自動車検査証有効期間の全部と重複しないときは、保安基準適合証の交付はできません。
ただし、保安基準適合証の有効期間内であって自賠責保険期間の終了日を最終の検査申請日として、明りょうに記載することを条件に特例措置として保安基準適合証の交付が可能となります。

Ｑ５．「最終の検査申請日」を経過した場合、保安基準適合証の有効期間内（検査を行った日から１５日間）であれば継続検査申請はできるか。

Ａ５．
継続検査申請はできます。
ただし、このとき保険期間を１ヶ月分追加契約した自賠責保険証明書の原本を検査申請窓口に提示しなければなりません。
この場合、保安基準適合証及び保安基準適合標章の訂正は不要です。

Ｑ６．保安基準適合証交付後、事故等で廃車することとなり、有効期間の更新手続きを行わなかった場合、どのように処理すればよいか。

Ａ６．
保安基準適合証は書損扱いとせずに「事故により有効期間切れ」等の処理をし、保安基準適合証綴りに編綴しておいて下さい。なお、保安基準適合証等交付台帳の備考欄等にその旨を記載しておいて下さい。

Ｑ７．保安基準適合証綴（５０枚）を紛失（盗難等）した場合の処理はどのようにすればよいか。

Ａ７．
紛失（盗難等）の事実が判明した場合は、警察に届出（盗難届、紛失物届）後、運輸支局に連絡し、運輸支局に書面で報告して下さい。
なお、このような場合は不正使用を防止するため運輸局より全国に連絡をしています。

Ｑ８．保安基準適合証等への車台番号記載（入力）要領について。（紙・電子ともに同じ。）

Ａ８．
自動車検査証のとおり記載して下さい。
従来、保安基準適合証等への車台番号の記載（入力）については、現車のとおり記載または入力するようお願いしておりましたが、車台番号が職権打刻の場合は、漢字を除いた数字部分のみ、また、－（ハイホン）の有り無しについては**自動車検査証のとおり**記載または入力していただくこととしました。

自動車検査証	福〔９１〕１２３４福	適合証	９１１２３４
自動車検査証	国（０１）５６１２３４	適合証	０１５６１２３４
自動車検査証	ＡＢ－０００１２３４	適合証	ＡＢ－０００１２３４
自動車検査証	ＡＢ０５６１２３４	適合証	ＡＢ０５６１２３４

Ｑ９．保安基準適合証等の使用者欄の記載（入力）について。（紙・電子ともに同じ。）

Ａ９．
自動車検査証のとおりに記載または入力して下さい。（使用者名、使用者住所ともに。）

使用者名については、(株)や(有)など**省略せず**、自動車検査証のとおりに**株式会社**や**有限会社**と記載（入力）して下さい。
住所については、市、郡からではなく、自動車検査証のとおりに**県名から全て**記載（入力）して下さい。

Ｑ１０．市町村合併で住居表示が変更となり、自動車検査証の使用者の住所と異なる場合に保安基準適合証の住所記載はどのようにしたら良いか。

Ａ１０．
自動車検査証のとおりに記載（入力）して下さい。

Ｑ１１．整備命令の交付を受けている車両について、車検整備後保安基準適合証の交付ができるか。

Ａ１１．
保安基準に適合すれば交付は可能ですが、整備命令書の整備すべき事項等の適合確認が完了しないと自動車検査証有効期間の更新はできません。現車提示が必要な場合もありますので、運輸支局整備部門へ問合せ下さい。

Ｑ１２．官公庁などが使用する手数料が免除される車両に対しＯＳＳにより保安基準適合証を交付するにはどのようにしたら良いか。

Ａ１２．
官職証明書もしくは職責証明書による電子署名が付与された電子委任状が必要となります。
詳しくは自動車保有関係手続のワンストップサービスポータルサイトをご参照下さい。

＜https://www.oss.mlit.go.jp/portal/tetsuduki/kouyousha/index.html＞

この電子委任状が無いと手数料免除によるＯＳＳでの手続きを行うことができません。

Ｑ１３．特定記録等事務代行制度とは何ですか？

Ａ１３．
特定記録等事務代行制度とは、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務等を国土交通大臣が一定の要件を備えるものに委託する制度になります。
この制度を利用すれば、今まで各種申請の際は必ず運輸支局や検査登録事務所に来訪する必要がありましたところ、一部申請（ＯＳＳによる継続検査）で、運輸支局や検査登録事務所に来訪不要となり、オンラインで申請が完結するといったものです。
指定整備事業者がこの制度を利用するために、まずは運輸支局に委託を受けるための申請が必要になります。
申請はオンラインで記録事務代行ポータルサイトより行っていただく必要があります。

特定記録等事務代行制度については、以下の記録事務代行ポータルサイトをご参照下さい。

＜　https://www.kirokujimu-portal.mlit.go.jp/#/　＞

Ｑ１４．保安基準適合証交付時の記載内容等の確認は、なにをもって行えばよいか。

Ａ１４．

〇行ってよいもの

①自動車検査証（紙）の原本

②限定自動車検査証の原本

③登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）の原本

④自動車検査証返納証明書の原本

⑤今回の完成検査の際に事業場においてオンラインモードにより電子車検証から読み取った車検証閲覧アプリの画面

⑥今回の完成検査の際に事業場においてオンラインモードにより車検証閲覧アプリから印刷した自動車検査証記録事項

×行ってはならないもの→上の①～⑥以外の書面（以下が行ってはならないものの例）

・自動車検査証（紙）の写し

・限定自動車検査証の写し

・登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）の写し

・自動車検査証返納証明書の写し

・自動車予備検査証（原本、写し共に）

・登録事項等証明書

・電子車検証券面記載事項

・前回の車検時の自動車検査証記録事項や依頼者が持参した自動車検査証記録事項など、上の⑥以外の自動車検査証記録事項

電子車検証

自動車検査証記録事項

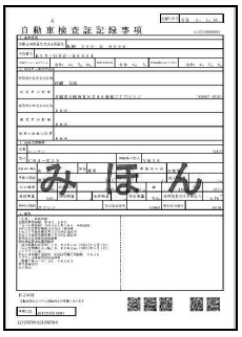

車検証閲覧アプリ

２．研修関係

Ｑ１．自動車検査員研修の受講対象者は誰か。

Ａ１．

選任自動車検査員及び自動車検査員有資格者で受講を希望する者です。

Ｑ２．選任自動車検査員が研修を受講しなかった場合どうなるのか。

Ａ２．

正当な理由がなく欠席した場合は、行政処分の対象となります。

Ｑ３．選任された自動車検査員で整備主任者としても選任されている場合、自動車検査員研修及び整備主任者研修の両方を受講しなければならないか。

Ａ３．
検査員研修は必ず受講して下さい。
整備主任者研修の法令研修は、自動車検査員研修を受講すれば整備主任者研修（法令）を受講したものとみなされますが、技術研修は受講して下さい。
技術研修については当該事業場において１名以上が受講していれば受講しなくてもよいこととなっています。この場合、事業場内教育を行うこととなります。

３．整備関係

Ｑ１．小型四輪の認証で小型四輪の貨物車であって最大積載量が３トンの車両の整備ができるか。

Ａ１．
小型貨物自動車（４ナンバー）であれば最大積載量が３，０００ｋｇであっても整備できます。（従来は「新型自動車の審査基準」により小型貨物自動車の最大積載量は２，０００ｋｇ以下となっていました。）また、５ナンバーの１２人乗りも可能です。

Ｑ２．検査対象軽自動車について
（１）軽貨物自動車運送事業の自動車の点検時期は「別表３」か「別表６」か。また、点検整備記録簿の様式はどれを使用すればよいか。
（２）検査対象軽自動車のレンタカーは点検基準のどの表の適用となるのか。また、点検整備記録簿の様式はどれを使用すればよいか。
（３）軽自動車の福祉タクシーの点検時期は「別表３」か「別表６」か。

Ａ２．
（１）軽貨物自動車運送業の用に供する自動車は、道路運送車両法では自動車運送事業の用に供する自動車としては除かれています。従って点検時期等は「別表６」となり、点検整備記録簿の様式も自家用乗用等の点検整備記録簿となります。
（２）「別表５」により行い、点検整備記録簿の様式は貨物用の点検整備記録簿を使用します。
（３）軽自動車の福祉タクシーは「別表３」により行います。

Ｑ３．登録番号「００」「９９」「８８」で有効期間が２年のもので点検が６ヶ月となっているのはなぜか。

Ａ３．
自動車点検基準第２条第１項第２号により大型特殊自動車（８トン未満）、特種用途自動車（８トン未満）は、別表第５（自家用貨物自動車等の点検基準）により実施するようになっており有効期間とは関係ありません。

Ｑ４．ブレーキ・ドラムを取り外して点検だけを行う行為は、自動車特定整備の定義に抵触しないのではないか。

Ａ４．
「点検」とは、自動車の構造又は、装置の機能が正常であるかどうかを確認することであり、「整備」とは、給油脂、調整、部品交換、修理、その他自動車の構造又は、装置の機能を正常に保ち、又は正常に復するための行為をいいます。
従って、ブレーキ・ドラムを取り外した後にドラムを再度「組み付ける」という作業は、機能回復又は機能を正常に保つという「特定整備」に該当することとなります。

Ｑ５．マイクロバスを改造したキャンピング車は、普通（小）の認証で整備ができるか。

Ａ５．
乗車定員が１０人以下、車両総重量８トン未満であれば整備できます。
なお、その場合でも屋内作業場に入庫できリフトアップが可能な場合に限られます。

Ｑ６．４トン車を改造し車両総重量が８トン以上の車両は、普通(中)の認証で整備ができるか。

Ａ６．
車両総重量が８トン以上、最大積載量が５トン以上、乗車定員が３０人以上の車両は、普通（大）の認証が必要であり整備をすることはできません。

Ｑ７．ごく親しいユーザーや顧客に対しても概算見積書は必要か。

Ａ７．
必要です。
ただし、ユーザーが不要とした場合は当該見積書を工場に保存しておいて下さい。

Ｑ８．概算見積書（工場控）の保存期間はどのくらいか。

Ａ８．
特に規定はありませんが、ユーザーとのトラブル防止の観点から次回の継続検査までは保存しておいた方がよいでしょう。

Ｑ９．登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）と諸元に変更がある新規検査で不合格になった場合は、限定自動車検査証の交付が受けられますか。

Ａ９．
限定自動車検査証の交付は受けられませんので、最初から受けなおすこととなります。なお、限定自動車検査証の交付が受けられない車両は以下のとおりです。
・新車の新規検査及び予備検査
・登録識別情報通知書（旧：抹消登録証明書）の車両諸元に変更がある新規検査及び予備検査
・構造等変更検査

Ｑ１０．特定整備とは何ですか。分解整備とは何が違うのですか。

Ａ１０．

特定整備とは、これまでの分解整備と、以下の「電子制御装置整備」を総称した自動車の整備又は改造をいいます。

◯「電子制御装置整備」の内容

① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造

② 衝突被害軽減制動制御装置（いわゆる「衝突被害軽減ブレーキ」）、自動命令型操舵機能（いわゆる「レーンキープ」）に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等を取り外して行う整備・改造

③ 上記に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着【その後、カメラ等の機能調整が必要となるため】

その他、特定整備制度については、以下の国土交通省ホームページをご参照下さい。

（電子制御装置整備の対象車両の見分け方、整備用スキャンツールの情報、特定整備記録簿の書き方の例、など）

＜ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html ＞

Ｑ１１．整備主任者が行うべき業務とは何ですか。

Ａ１１．

道路運送車両法施行規則第６２条の２の２第１項第７号の整備主任者が行う統括管理は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備主任者制度等の取扱いについて」（平成１０年１１月１９日付け、自技第２３２号、自整第１７７号）により、特定整備に関する保安基準適合義務及び特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理するために行う次の業務が例示されております。

（１） 特定整備後のできばえ確認業務
道路運送車両法施行規則第３条（特定整備の定義）に規定する特定整備を行う場合、整備内容の実施状況、保安基準適合性の確認作業

（２） 特定整備の作業管理に関する業務
作業指示、作業割当て、部品調達、作業の進展状況の把握等

（３） 特定整備記録簿の記載及び保存に関する業務
特定整備を行ったときの特定整備記録簿への確実な記載と依頼者（使用者）への写しの交付、２年間の保存がなされていることの管理作業

４．検査申請（窓口）手続き関係

Ｑ１．職権打刻された車台番号のＯＣＲシートへの記載はどのようにすればよいか。

Ａ１．

（例） 自動車検査証 福〔９１〕１２３４福 又は 国（０１）５６１２３４
現 車 示１２３４示（打刻） 又は 国５６１２３４（プレート H21.7 から）

ＯＣＲシートの車台番号欄への記載は、１２３４（数字のみ）を記載して下さい。

Q&A について

Ｑ１：運転席と助手席の窓ガラス部にカーテンを取り付けたいのですが？

Ａ：審査事務規程　７－５５窓ガラス貼付物　等

窓ガラス貼付物等の規程では、定められたもの以外のものが装着され、はり付けられ、塗装され、または刻印されてはならないとされています。

装着とは、窓ガラスに一部または全部が接触または密着している状態を含みます。

よってカーテンが窓ガラスに装着されていると判断された場合は、不適合となります。

Ｑ２：テールレンズユニットを社外品に交換、方向指示器点灯時に光が制動灯器部分に漏れ、赤色に点滅してしまう

Ａ：審査事務規程　７－８１尾灯、７－８８制動灯
７－９０後退灯、７－９１方向指示器　等

テールレンズに仕切りが無いものや灯火の光が他の灯火に光漏れするもので、灯色の基準に接触するものについては不適合となります。

また、平成１８年１月１日以降製作車については、灯火器の視認要件が適用されるため、社外品のテールレンズユニットに変えてある場合、視認要件にも注意する必要があります。

Ｑ３：自動車の前方左側に備えている補助ミラーを取り外ししたのですが？

Ａ：審査事務規程　７－１０７直前及び側方の視界　等

自動車の前方左側に備えてある補助ミラーについては、従来大型貨物車及び乗車定員１１人以上のバスに適用されていた基準でしたが、平成１７年1月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車を含む）及び、平成１９年1月1日以降に製作された小型自動車、軽自動車及び普通自動車にも適用範囲が広げられることになりました。

よって基準が適用される自動車については、直前及び側方の視界の基準を満足する必要があります。

例えば小型自動車の場合、高さ１ｍ直径３０ｃｍの円柱を、当該自動車の前面から０．３ｍ前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面から０．３ｍの距離にある鉛直面との間に設置し、かつ当該自動車に接している状態において、運転者が直接または後写鏡等により円柱の一部が目視確認出来なくてはならないとされており、直前直左鏡等を取り外した結果、円柱の一部が目視確認出来ない場合には不適合となります。

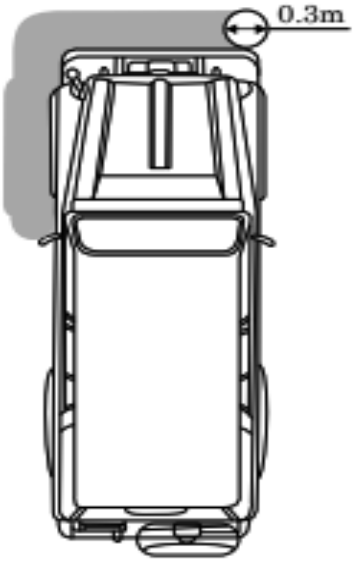

Ｑ４：二輪車のマフラーを社外品に交換しているのですが？

Ａ：審査事務規程　７－５６騒音防止装置、７－５７排出ガス等発散防止装置、
７－５８排気管からの排出ガス発散防止性能、
７－５９排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持　等

平成１１年排出ガス規制等の排出ガス規制が適用される二輪自動車には、排出ガス発散防止装置が消音器内に内蔵されているのもがあり、その場合は排出ガス試験成績表の提示が必要となります。

また平成２２年４月以降の製作車については、加速騒音規制対象車両になりますので、加速騒音規制対応のプレート又は騒音試験成績表がないもの等については、審査継続又は不適合となる場合があります。

Ｑ５：車検対応と表示されたフォグランプを取り付けたいのですが？

Ａ：審査事務規程　７－７０前部霧灯　等

フォグランプは点灯している場合に車幅灯が消灯できない構造である他、光度や取付位置なども基準に適合させる必要があります。

また、車両の製作年によっては点灯操作状況を運転者に表示する装置を備えることが必要となります。

「車検対応」と表示されてあるものが見受けられますが、あくまで車両に取り付けた状態での判断になりますので注意が必要です。

Ｑ６：補強のためトラックの荷台に鉄板を張り付けたいのですが？

Ａ：審査事務規程　４－１９　自動車検査証記録事項の変更等に関わる
保安基準適合性の審査、
７－４　車両総重量　等

トラックの荷台補強の目的で、荷台に鉄板を取り付けしてある車両については、自動車車検証と現車の重量の差が小型車の場合５０キロを超えるもの、普通車の場合１００キロを超えるものについては、自動車検査証記録事項の変更手続きが必要となります。
その場合重量等を測定し、新たに最大積載量の算定を行うことになりますが、その際に最大積載量に変更がある場合には、構造等変更検査となります。
記録事項の変更、構造等変更検査については、ナンバーを管轄する事務所での手続きとなりますのでご注意ください。

Ｑ７：社外のヘッドライトに交換したのですが？

Ａ：審査事務規程　７－６５走行用前照灯、
７－６６すれ違い用前照灯　等

ヘッドライトを交換した場合、光軸、光量の基準に適合している他、ヘッドライトの色及び配光にも注意する必要があります。
車検対応として販売されているものであっても、ライトの色や配光で不適合になるケースが多く発生していますので注意が必要です。
あくまでも車両に装着した状態での判断になります。

Q８：側面の方向指示器を流れるウインカーに交換したいのですが？

A：審査事務規程　１－３　　用語の定義、
　　７－９１　方向指示器　等

【連鎖式点灯】とは

連鎖式点灯 一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす 方向指示器（自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向 指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む。）又は補助方向指示器の場合に、 それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。

① 各光源は、その点灯後、全ての光源が点灯するまで点灯し続けるもの であること。
② 全ての光源は、同時に消灯するものであること。
③ 光源の一連の点灯は、観測方向からの見かけの照明部の最内縁から最 外縁に向かって又は中心から放射状に広がって均一的かつ連続的に点灯 するものであること。
④ 各光源は、垂直方向に反復して変化しないものであること。
⑤ 方向指示器（③において照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものに限る。）の照明部に外接する長方形は、その長辺が H 面に平行で あるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は 1.7 以上であること。

と規程があり、前面、後面及び補助方向指示器のみ取り付けが認められています。
側面については、取り付けが認められていないので、側面のウインカーが流れた場合不適合となります。

Ⅴ　参考資料

1．自動車検査証の有効期間及び定期点検時期早見表

対象車種 ＼ 点検区分等			定期点検の間隔						検査証の有効期間		備考（主な車種等）
			3ヶ月（別表3）	3ヶ月（別表4）	6ヶ月（別表5）	6ヶ月（別表5の2）	1年（別表6）	1年（別表7）	初回	2回目以降	
運送事業用	旅客	普通・小型	○						1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽	○						2年	←	福祉タクシー
	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	貨物運送事業者のトラック（三輪を含む）
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満	○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
		軽自動車					●		2年	←	
		二輪						●	3年	2年	
	霊柩	通常タイプ	○						2年	←	霊柩
		定員１１名以上	○						1年	←	霊柩車バス形状
		軽自動車					●		2年	←	霊柩
レンタカー	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	トラック（三輪を含む）
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満	○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
		軽自動車			○				2年	←	
	定員１１名以上		○						1年	←	マイクロバス
	幼児専用車		○						1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型			○				2年	1年	マイカー型
		軽自動車			○				2年	←	
		三輪	○						2年	1年	
	二輪	小型				○			2年	1年	250ｃｃを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車				○			無	←	126ｃｃ以上250ｃｃ以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種	普通・小型	○						2年	1年	キャンピング車
		貨物 GVW8トン以上	○						1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車
		貨物 GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		貨物 GVW8トン未満	○						2年	1年	
		貨物 GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
		軽自動車			○				2年	←	
	大特	GVW8トン以上	○						2年	1年	ホイール･クレーン
		GVW8トン未満	○						2年	1年	フォーク・リフト
		貨物 GVW8トン以上	○						1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ
		貨物 GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		貨物 GVW8トン未満	○						2年	1年	
		貨物 GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
	検査対象外軽自動車		○						無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車
自家用自動車	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	トラック（三輪を含む）
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満			○				2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年	
		軽自動車					●		2年	←	
	定員１１名以上		○						1年	←	マイクロバス
	幼児専用車				○				1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型					●		3年	2年	一般の乗用車（マイカー）
		軽自動車					●		3年	2年	
		三輪			○				2年	←	
	二輪	小型						●	3年	2年	250ｃｃを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車						●	無	←	126ｃｃ以上250ｃｃ以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種※☆	普通・小型	○8t以上		○8t未満				2年	←	キャンピング車、教習車（乗用）、消防車
		貨物 GVW8トン以上	○						1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリート・ミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
		貨物 GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		貨物 GVW8トン未満			○				2年	1年	
		貨物 GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年	
		軽自動車					●		2年	←	
	大特※	GVW8トン以上	○						2年	←	ホイール･クレーン
		GVW8トン未満			○				2年	←	フォーク・リフト
		貨物 GVW8トン以上	○						1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ
		貨物 GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		貨物 GVW8トン未満			○				2年	1年	
		貨物 GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年	
	検査対象外軽自動車				○				無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車

（注）1．点検整備記録簿の保存期間は　●印：２年　　○印：１年

2．GVW：車両総重量

※印　積載量が指定されていて物を運搬することが目的とされる為に、これまで貨物車として取り扱われ、有効期間が１年であったものにおいては、車両総重量８トン未満について初回のみ２年となる。

☆印　ただし、次の形状の特種自動車は最大積載量が５００ｋｇ以下でも２回目の有効期間は１年となる。（用途区分通達4-1-3(1)の自動車）

・タンク自動車、ボートトレーラ、冷蔵冷凍車、現金輸送車、販売車等特殊な物品を運搬するための特殊な物品積載装置を有する自動車

２．定期点検項目数・走行距離項目数一覧

別　表	車　　種	点検時期	点検項目数	走行距離加味項目数	加味走行距離数
別表3	①事業用 （貨物、乗合、乗用、特種） ②自家用 （車両総重量8t以上の貨物及び特種、大型特殊、乗合） ③レンタカー（貨物、乗合、特種、大型特殊）	3か月	51	16	直近3か月間で2,000km以下
		12か月	101	16	
別表4	被牽引自動車（トレーラ）	3か月	23	6	直近3か月間で2,000km以下
		12か月	36	6	
別表5	①自家用 （車両総重量8t未満の貨物及び特種、大型特殊） ②レンタカー（軽貨物、乗用、軽乗用）	6か月	24	5	直近6か月間で4,000km以下
		12か月	86	7	
別表5の2	レンタカー（二輪）	6か月	35	11	直近6か月間で1,500km以下
		12か月	54	11	
別表6	①事業用（軽貨物）	1年	29	11	直近12か月間で5,000km以下
	②自家用（軽貨物、乗用、軽乗用）	2年	60	18	
別表7	二輪自動車	1年	35	11	直近12か月間で1,500km以下
		2年	54	11	

対　象　車　種			新車として登録した日から定期点検の間隔及び検査証の有効期間
事業用自動車	旅客自動車		❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸
	貨物自動車	車両総重量8t以上	❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸
		車両総重量8t未満	❸ ❸ ❸ ⓬ ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸
	軽自動車		⓬ 24検 ⓬
	二輪車（250cc超）		⓬ ⓬ 24検
自家用自動車	定員11名以上		❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸
	乗用自動車	普通自動車、小型自動車、軽自動車	⓬ ⓬ 24検
	貨物自動車	車両総重量8t以上	❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸
		車両総重量8t未満	❻ ⓬ ❻ 12検 ❻ ❻ 12検
		軽自動車	⓬ 24検 ⓬
	二輪車（250cc超）		⓬ ⓬ 24検
レンタカー	乗用車・二輪車		❻ ⓬ ❻ 12検 ❻ ❻ 12検
	貨物（車両総重量8t未満）		❸ ❸ ❸ ⓬ ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸ ❸ 12検 ❸ ❸
二輪車（250cc以下）			⓬ ㉔ ⓬

❸❻⓬㉔：３ヵ月点検、６ヵ月点検、12ヵ月点検　㊎：検査

３．保安基準適合証の余白に記載する保険会社名の略称表

令和2年4月1日　施行

保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	ＡＤ損保
アクサ損害保険株式会社	アクサ
アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ	ゼネラリ
アドリック損害保険株式会社	アドリック
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Ａホーム
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン
AIG損害保険株式会社	ＡＩＧ
旧　AIU損害保険株式会社	ＡＩＵ
旧　富士火災海上保険株式会社	富士
SBI損害保険株式会社	ＳＢＩ
共栄火災海上保険株式会社	共栄
ｻﾞ・ﾆｭｰ・ｲﾝﾃﾞｨｱ・ｱｼｭｱﾗﾝｽ・ｶﾝﾊﾟﾆｰ・ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	インディア
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	ジェイアイ
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ
セコム損害保険株式会社	セコム
セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン
旧　そんぽ24損害保険株式会社	そんぽ２４
ソニー損害保険株式会社	ソニー
損害保険契約者保護機構	保護機構
損害保険ジャパン株式会社	損保ジャパン
旧　損害保険ジャパン日本興亜株式会社	ＳＪＮＫ
大同火災海上保険株式会社	大同
Chubb損害保険株式会社	Ｃｈｕｂｂ
旧　エース損害保険株式会社	エース
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	チューリヒ
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動
日新火災海上保険株式会社	日新
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保
楽天損害保険株式会社	楽天
旧　朝日火災海上保険株式会社	朝日

保険会社名	略称
全国共済農業協同組合連合会	ＪＡ全共連
同上○○(都道府県名)本部 (○○(都道府県名)共済農業協同組合連合会)	ＪＡ○○ (都道府県名)
○○○農業協同組合	ＪＡ○○○
日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
東北交通共済協同組合	東北交通共済
新潟地方交通共済協同組合	新交協
長野県トラック交通共済協同組合	長交協
関東交通共済協同組合	関交協
神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
中部交通共済協同組合	中交協
三重県交通共済協同組合	三交協
近畿交通共済協同組合	近畿共済
兵庫県交通共済協同組合	兵交協
岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
四国交通共済協同組合	四交協
九州トラック交通共済協同組合	九ト協
南九州交通共済協同組合	南九共済
全国自動車共済協同組合連合会	全自共
北海道自動車共済協同組合	北自共
東北自動車共済協同組合	東北自共
関東自動車共済協同組合	関自共
中部自動車共済協同組合	中部自共
近畿自動車共済協同組合	近畿自共
西日本自動車共済協同組合	西自共

４．ディーゼル自動車の排出ガス測定について

オパシメータ測定車・ディーゼル黒煙測定車[継続検査等]

ディーゼル自動車のうち、オパシメータにより測定しなければならない車（排出ガスの光吸収係数規制対象車）については、各研修会において周知を図っているところでありますが、自動車検査証の見方等について、多数の質問が寄せられていることから、改めて確認方法をお知らせいたします。

九州運輸局

1．オパシメータによる測定対象車

・軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、次の**いずれかに該当するもの**

①車検証に記載されている型式指定番号が「16000」以降の自動車

②車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された自動車

③原動機のヘッドカバーに装置型式指定番号「（自）G－2001」以降のラベルが貼付けされている自動車

④平成21年以降の排ガス規制が適用される自動車

（車検証の排出ガス記号が（LOO・FOO・MOO・ROO・QOO・SOO・TOO・2～7OO・YOO）の自動車）

※排出ガス記号は令和5年4月現在のものです。今後さらに追加されますので注意してください。

2．ディーゼル黒煙測定器（DSテスター）による測定対象車

・上記1．以外の軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車

ただし、DSテスターで測定する前にオパシメータで測定した値が適用する光吸収係数（規制値）を超えないものはDSテスターによる測定を省略することができます。

自動車検査証の確認方法と測定方法

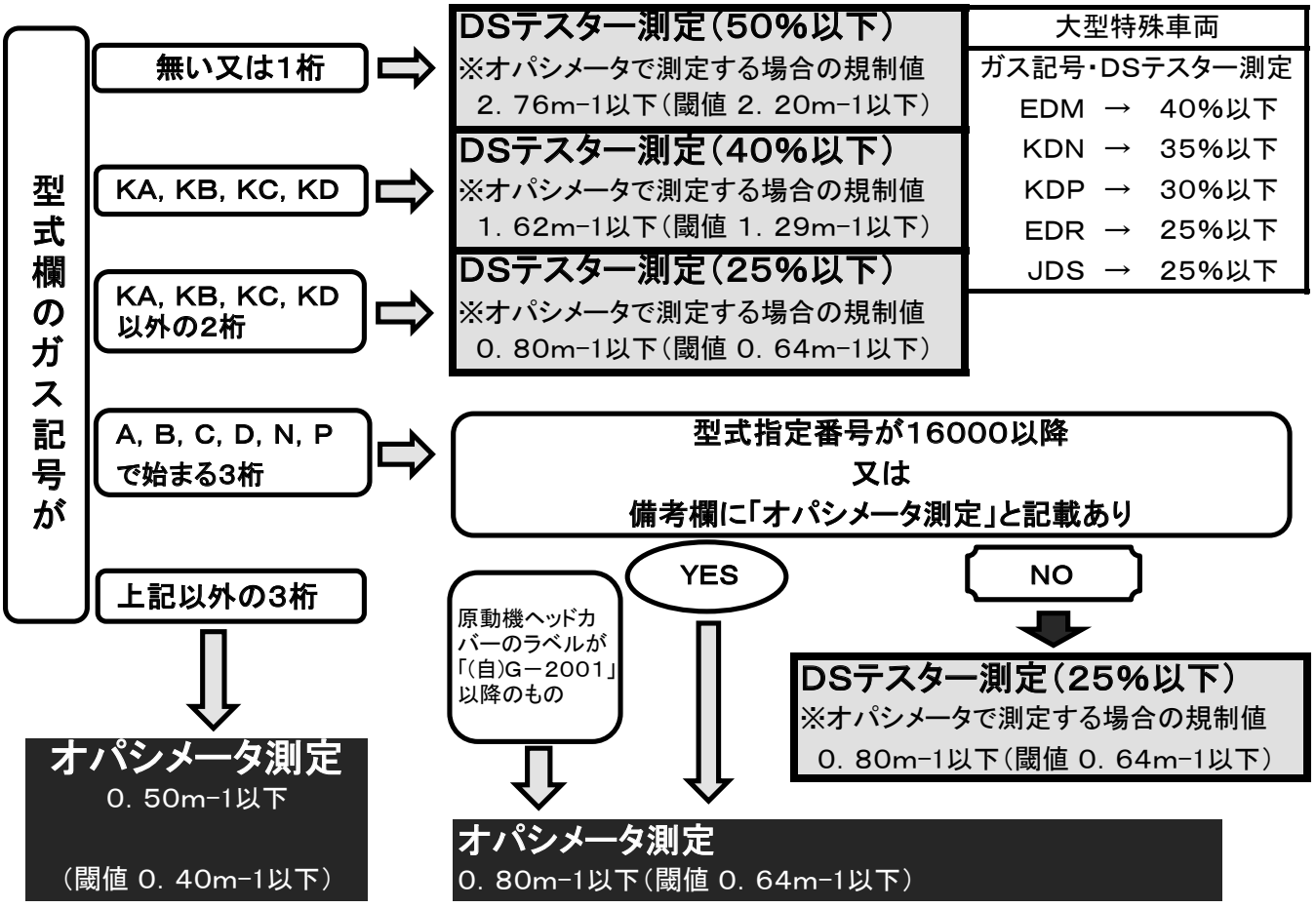

自動車検査証の記載例

1．車検証に記載されている型式指定番号が「16000」以降の自動車

※構造変更等を行った場合
型式指定番号が備考欄に記載されている場合がありますので、注意してください。

2．車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された自動車

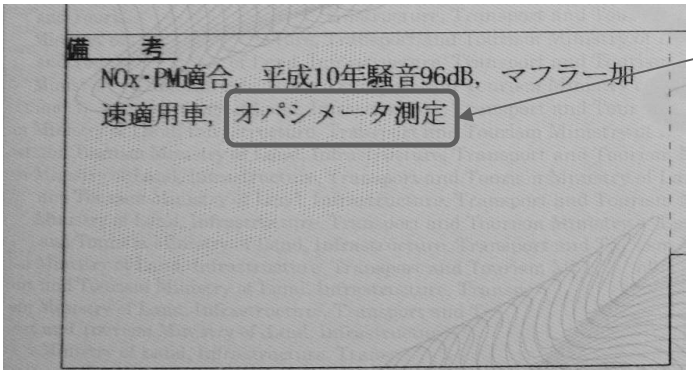

※平成17年規制適用のディーゼル車のうち、オパシメータ測定対象車の備考欄に記載されますので、注意してください。

（注）
　備考欄への「オパシメータ測定」の記載は、平成17年規制車のうち、オパシメータ測定対象車に記載されます。
　記載が無い場合は、必ず、型式の頭に付く排気ガス記号や、型式指定番号等を確認して判断してください。

3．平成21年以降の排ガス規制が適用される自動車

（車検証の排出ガス記号が（LOO・FOO・MOO・ROO・QOO・SOO・TOO・2～7OO・YOO）の自動車）

※型式の頭に付く、3桁のガス記号

3桁の頭の文字を確認してください

平成21年以降の規制車については、車検証の備考欄に「オパシメータ測定」の記載がない場合があります。
記載がない場合は、必ず、型式の頭に付く排気ガス記号や型式指定番号等を確認して判断してください。

検査の方法 （黒煙測定車の検査の方法・・・黒煙測定器のほか、オパシメータによる検査も可能です。）

黒煙測定車の検査のフローチャート

黒煙測定車は、これまでどおり黒煙測定器により検査しますが、オパシメータにより検査することも認められています（スクリーニング検査※）。規制値に応じ、それぞれ以下のフローチャートをご参照ください。また、それぞれの場合における指定整備記録簿の記載例は、 次ページをご覧ください。

黒煙25%規制車

○ 黒煙25%規制車については、これまで原則として、視認ではなく、黒煙測定器による測定を求めてきました。
○ このため、機器の使用を基本としつつ、適切な整備を前提として、視認による合格判定を可能とします。

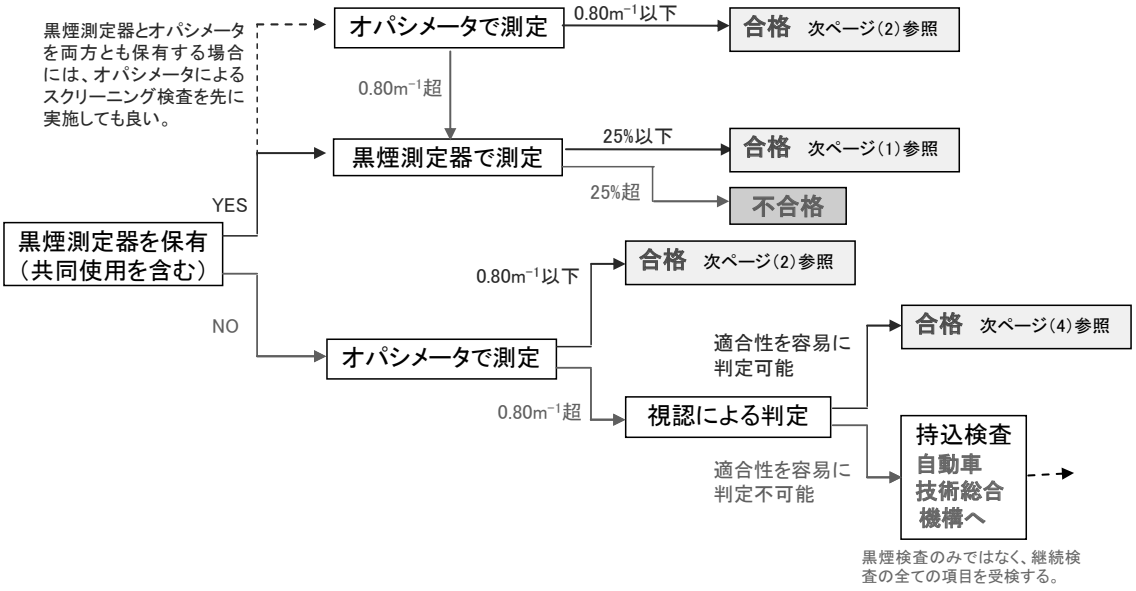

黒煙40%、50%規制車

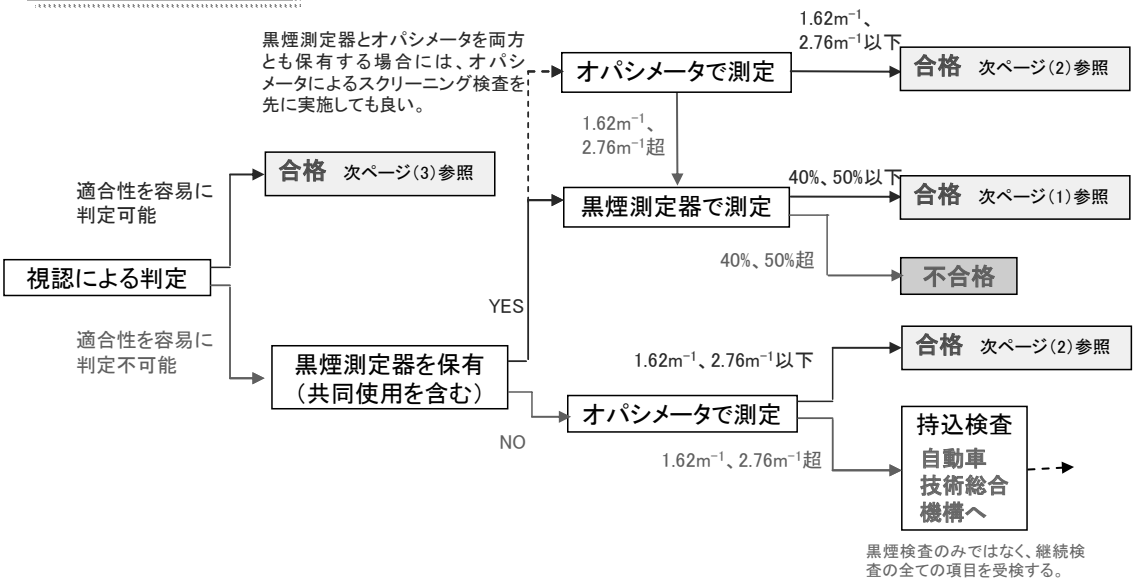

※ スクリーニング検査： 黒煙測定車をオパシメータを使用して検査すること。その際の判定値を「スクリーニング値」といいます。スクリーニング値は、黒煙の規制値に応じ下表の通りです。（例えば、黒煙 25%規制車は光吸収係数が 0.80m⁻¹ 以下であれば基準適合となります。）

黒煙規制値		スクリーニング値
黒煙 25%	⇒	光吸収係数 0.80m⁻¹
黒煙 30%（特殊自動車に限る）	⇒	光吸収係数 1.01 m⁻¹
黒煙 35%（特殊自動車に限る）	⇒	光吸収係数 1.27 m⁻¹
黒煙 40%	⇒	光吸収係数 1.62 m⁻¹
黒煙 50%	⇒	光吸収係数 2.76 m⁻¹

検査の方法　（指定整備記録簿への記載・・・使用した機器により記載方法が異なります。）

指定整備記録簿の記載例

自動車の種類、使用した検査機器により、指定整備記録簿の記載の方法が異なります。

◆ 黒煙測定車の検査について

（1） 黒煙測定器を用いて判断した場合

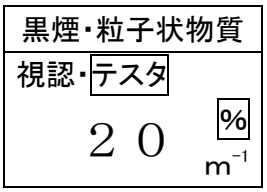

（2） オパシメータを用いて判断した場合

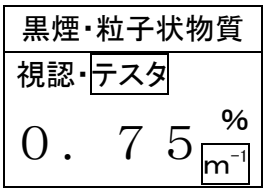

（3） 最初から視認により判断した場合
（40%、50%規制車に限る。）

（4） オパシメータを用いた測定においてスクリーニング値を超え、視認により判断した場合 （25%規制車に限る。）
別途、備考欄にオパシメータによる測定値[m^{-1}]を明確に記載する。

◆ オパシメータ測定車の検査について

（5） オパシメータを用いて判断した場合

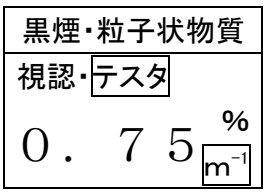

５．指定整備記録簿の「目視等による検査」欄と保安基準の対照表

No	構　造	保　安　基　準		参　　考
①	最低地上高	第 3 条	最低地上高	・「最低地上高９㎝以上」等
②	最大安定傾斜角度	第 5 条	安定性	・規定角度傾斜で転覆しないこと
③	最小回転半径	第 6 条	最小回転半径	・最外側のわだちについて１２ｍ以下

No	装　置	保　安　基　準		参　　考
①	原動機及び動力伝達装置	第 8 条	原動機及び動力伝達装置	・エンジンオイル、冷却水、クラッチ等 ・速度抑制装置
②	走行装置	第 9 条	走行装置等	・タイヤ、ホイールベアリング、アクスル等
③	操縦装置	第 10 条 第 11 条 第 11 条の 2	操縦装置 かじ取装置 施錠装置	・各種操縦装置の位置及び識別表示等 ・ハンドル、パワーステアリング等 ・ステアリングロックの機能等
④	制動装置	第 12 条 第 13 条	制動装置 けん引自動車の制動装置等	・ブレーキホース、レバー、慣性ブレーキ等 ・けん引自動車のブレーキ等
⑤	緩衝装置	第 14 条	緩衝装置	・バネ、スタビライザ、ショックアブソーバ等
⑥	燃料装置及び電気装置	第 15 条 第 16 条 第 17 条 第 17 条の 2	燃料装置 ガス発生炉等 高圧ガスの燃料装置等 電気装置	・燃料タンク、配管等 ・ガス発生炉、配管等 ・高圧ガスタンク、配管等 ・電気配線等
⑦	車枠及び車体	第 18 条 第 18 条の 2	車わく及び車体巻込防止装置等	・タイヤの突出、リヤオーバハング、車体表示等 ・貨物車の巻込防止装置、突入防止装置等
⑧	連結装置	第 19 条	連結装置	・けん引自動車及び被けん引自動車の連結装置等

No	装　置	保 安 基 準		参　　考
⑨	乗車装置及び物品積載装置	第 20 条	乗車装置	・車室、荷室、インストルメントパネル等
		第 21 条	運転者席	・視野の確保、バスの運転者席仕切棒等
		第 22 条	座席	・座席の大きさ、間げき、強度等
		第 22 条の 2	補助座席等	・補助座席の定員数等
		第 22 条の 3	座席ベルト等	・ベルトの取付等
		第 22 条の 4	頭部後傾抑止装置等	・ヘッドレストの取付等
		第 22 条の 5	年少者用補助乗車装置	・幼児用シートの取付等
		第 23 条	通路	・バスの通路幅等
		第 24 条	立席	・バスの立席等
		第 25 条	乗降口	・乗降口の安全の確保等
		第 26 条	非常口	・貨物車の荷台構造寸法、ダンプ車のベッセル比等
		第 27 条	物品積載装置	
		第 28 条	高圧ガス運送装置	・高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置等
⑩	前面ガラスその他の窓ガラス	第 29 条	窓ガラス	・安全ガラスの透過率、損傷等 （可視光線透過率７０％以上）
⑪	騒音防止装置	第 30 条	騒音防止装置	・マフラーの取付、騒音等
⑫	ばい煙等の発散防止装置	第 31 条	ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	・触媒、ブローバイガス還元装置、排気管の開口方向等
⑬	灯火装置及び反射器	第 32 条	前照灯	・作動状況、個数、色、光度、取付位置等
		第 33 条	前部霧灯	・作動状況、個数、色、光度、取付位置等
		第 33 条の 2	側方照射灯	・作動状況、色、光度、取付位置等
		第 34 条	車幅灯	・作動状況、色、光度、取付位置等
		第 34 条の 2	前部上側端灯	・作動状況、色、光度、取付位置等
		第 35 条	前部反射器	・被けん引自動車の反射器の形、色、反射部面積、取付位置等
		第 35 条の 2	側方灯及び側方反射器	・作動状況、色、光度、反射器の形、色、反射部面積、取付位置等
		第 36 条	番号灯	・作動状況、色等
		第 37 条	尾灯	・作動状況、色、光度、取付位置等
		第 37 条の 2	後部霧灯	・作動状況、個数、色、光度、取付位置等
		第 37 条の 3	駐車灯	・作動状況、色、光度、取付位置等
		第 37 条の 4	後部上側端灯	・作動状況、色、光度、取付位置等
		第 38 条	後部反射器	・形、色、反射部面積、取付位置等
		第 38 条の 2	大型後部反射器	・個数、色、反射部及び蛍光部面積、取付位置等
		第 39 条	制動灯	・作動状況、色、光度、取付位置等
		第 39 条の 2	補助制動灯	・作動状況、個数、色、光度、取付位置等
		第 40 条	後退灯	・作動状況、個数、色、光度、取付位置等
		第 42 条	灯色の色等の制限	・各種灯火の色等
⑭	警報装置	第 43 条	警音器	・音の大きさ、音色等
		第 43 条の 2	非常信号用具	・取付、有効期限等
		第 43 条の 3	警告反射板	・備付等
		第 43 条の 4	停止表示器材	・備付等
⑮	指示装置	第 41 条	方向指示器	・作動状況、色、光度、取付位置等
		第 41 条の 2	補助方向指示器	・作動状況、色、光度、取付位置等
		第 41 条の 3	非常点滅表示灯	・作動状況、色、光度、取付位置等
⑯	視野を確保する装置	第 44 条	後写鏡等	・傷、取付位置
		第 45 条	窓拭器等	・ブレードの機能、サンバイザー状態等
⑰	走行距離計その他の計器	第 46 条	速度計等	・作動状況、取付位置等
⑱	防火装置	第 47 条	消火器	・消火器の性能、取付位置等
⑲	内圧容器及びその附属装置	第 47 条の 2	内圧容器及びその附属装置	・容器及び附則装置の状態等 （空気ブレーキ・自動ドア等に使用する圧縮ガスの容器）
⑳	自動運行装置	第 48 条	自動運行装置	・自動運行装置の機能、性能等
㉑	その他	第 48 条の 2	運行記録計	・記録計の性能等
		第 48 条の 3	速度表示装置	・表示装置の機能、取付位置等

６．保安基準適合証の交付の可否等について

検査の種類							適合証の交付（可否）	標章の交付（可否）	限定適合証の交付 ※5（可否）	適合証による現車提示の省略（可否）	
新規・予備検査	新車						×	×	×	×	
	中古車	構造等が同一 ※1	下記以外（変更無し）	乗用・二輪・軽自動車			○	×	○	○	※3
				貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車		○	×	○	○	
				特種	軽自動車のみ		○	×	○	○	
				上記以外			○	×	○	×	
			自家用 ↑↓ 事業用	乗車定員11人以上（乗合等）			×	×	×	×	
				乗車定員11人未満（上記以外）	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○	
					貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○	
					特種	軽自動車のみ	○	×	○	○	
					上記以外		○	×	○	×	
			貸渡 ↑↓ 自家用 事業用	乗用・二輪・軽自動車			○	×	○	○	
				貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車		○	×	○	○	
				特種	軽自動車のみ		○	×	○	○	
				乗合のみ	貸渡←→自家用のみ		×	×	○	×	
					貸渡←→事業用のみ		×	×	×	×	
				上記以外			×	×	○	×	
		構造等に変更 ※2					×	×	×	×	
継続検査 ※4							○	○	○	○	
構造等変更検査 ※4							×	×	×	×	
臨時検査							×	×	×	×	

※1 道路運送車両法施行規則第43条の2に規定する長さ、幅、高さ等について登録識別情報等通知書等に記載されている事項と現車が同一（自家用、事業用、貸渡の変更を除き）であること。 なお、軽自動車にあっては、自動車検査証返納証明書により確認のこと。

※2 構造等が変更されている場合は、自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第5項の規定により、当該車両が保安基準に適合する旨の証明をおこなうことはできない。

※3 中古新規検査、予備検査の適合証による現車提示の省略については、道路運送車両法第7条第3項第3号、道路運送車両法施行規則第2条の3の規定により、「乗用車（二輪含む）」、「軽自動車」、「小型貨物で最大積載量1トン以下かつバン型又は三輪バン」については現車提示の省略ができるが、「乗合等（乗車定員11人以上）」、「幼児専用車」、「三輪の小型自動車」、「特種用途の普通自動車・小型自動車」、「大型特殊」は、現車提示の省略はできない。

※4 使用過程車への指定部品取り付けによる長さ、幅及び高さ等の変更については、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて」（平成7年11月・依命通達）により取り扱う。

※5 限定適合証の交付については、道路運送車両法第94条の5の2の規定により、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車について、保安基準に適合しない部分を整備し、検査員が保安基準に適合すると証明した時に交付できる。

7．【整備工場コード】お知らせ

持ち込みにより継続検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車（予備）検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

■

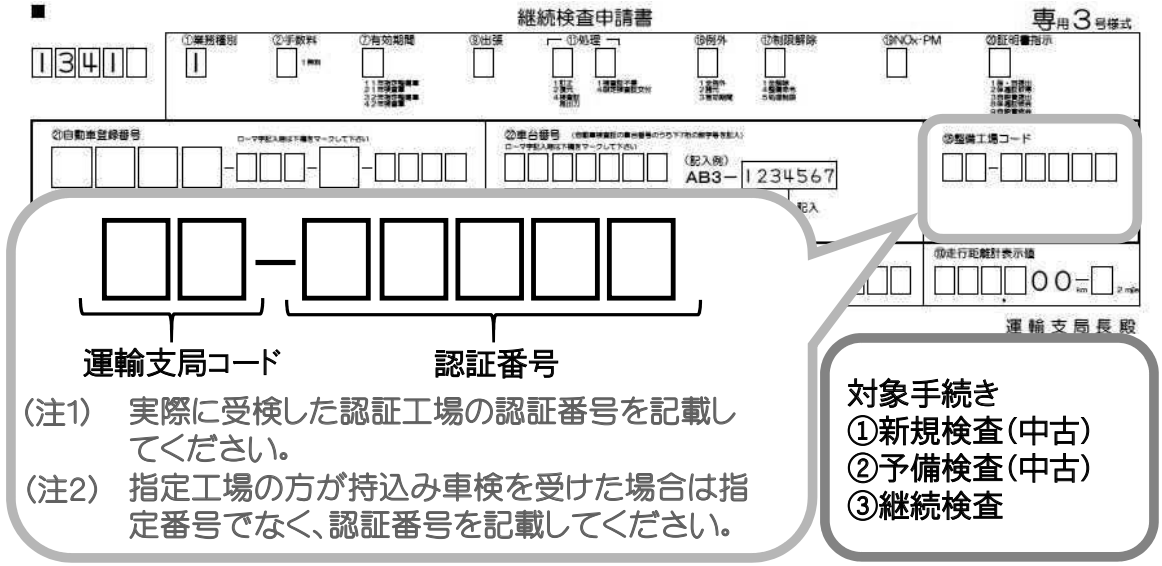

□□－□□□□□

運輸支局コード　　認証番号

（注1）　実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
（注2）　指定工場の方が持込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。

対象手続き
①新規検査（中古）
②予備検査（中古）
③継続検査

国土交通省

※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

持ち込みにより新規・予備検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車（予備）検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

■

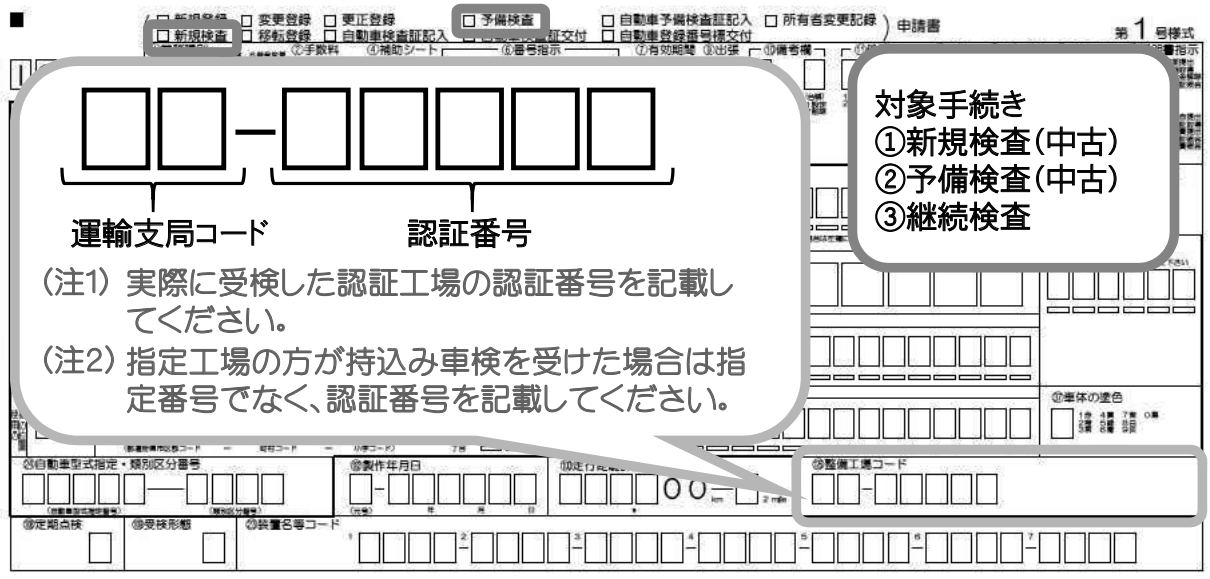

□□－□□□□□

運輸支局コード　　認証番号

（注1）実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
（注2）指定工場の方が持込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。

対象手続き
①新規検査（中古）
②予備検査（中古）
③継続検査

国土交通省

※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

８．重量税額照会システムのお知らせ

次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

～平成30年4月2日より、次回自動車重量税額照会サービスを開始しました。～

google、yahoo、等で次回自動車重量税額照会サービスと検索
又は、URL「 https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/ 」にアクセス。

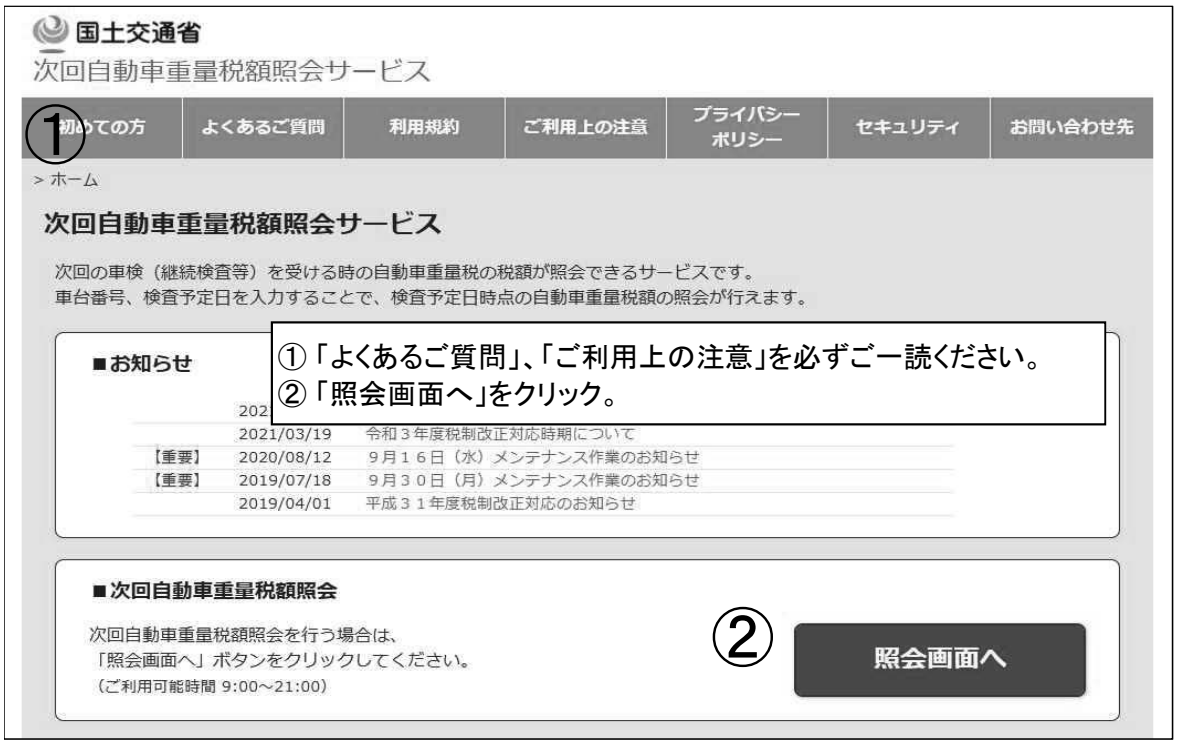

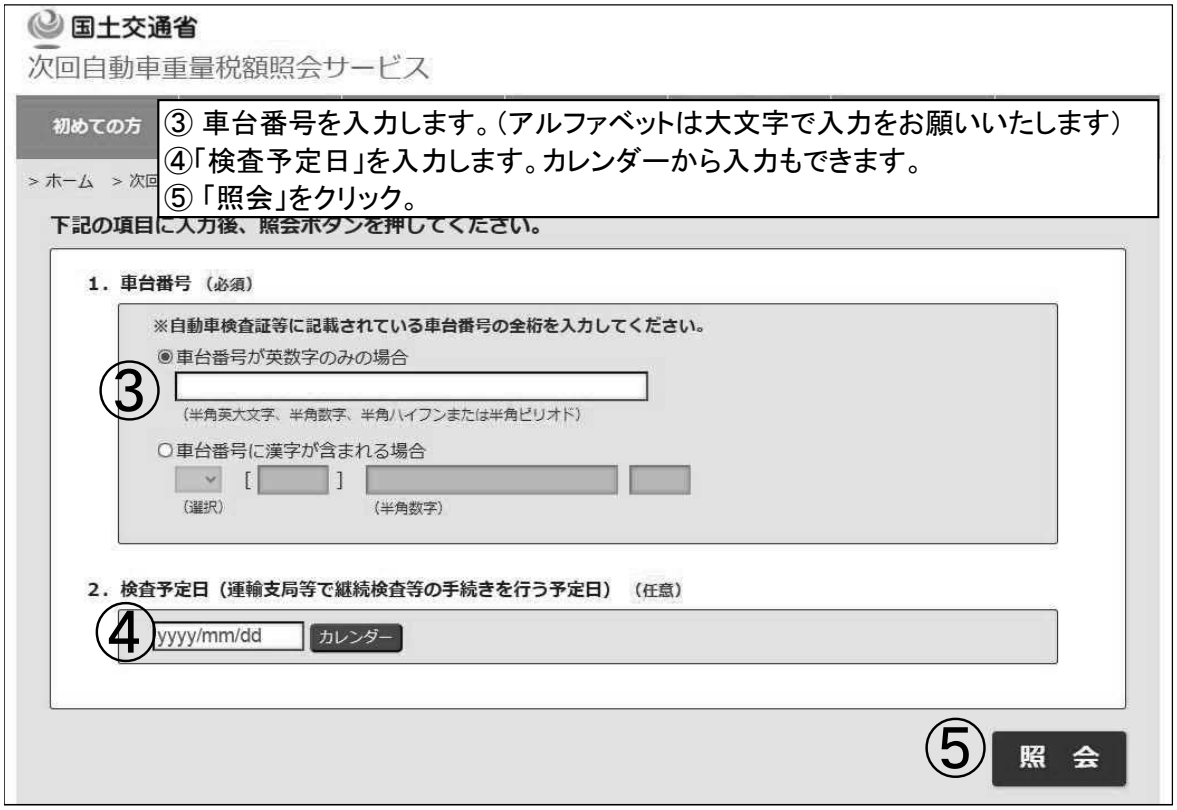

⑥車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
⑦検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。
⑧重量税額が表示されます。

ご利用について

・軽自動車の自動車重量税額の照会はできません。
・土日祝日を含め、9:00～21:00の時間帯でご利用可能です。（年末年始、メンテナンス時除く）
・当サービスは、Windowsのみの対応となっております。その他のOSからの照会の動作保障はしていません。
・当サイトに記載されている情報の正確さについては万全を期していますが、国土交通省は、利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。

国土交通省
九州運輸局

９．自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて

１．自動車検査証の記載事項の変更の取扱い

車両法第６７条第１項に規定する「自動車検査証の記載事項について変更があったとき」に該当するかどうかの判断及び指定規則第７条第２項に規定する「当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第３５条の３各号（第３号から第５号まで、第１６号、第２０号、第２１号を除く。）に掲げる事項について事実と相違がある」との判断のうち、施行規則第３５条の３第８号（長さ、幅及び高さ）、第１４号の２（けん引自動車にあっては、けん引重量）、第１７号（最大積載量に限る。）、第１８号（車両重量及び車両総重量）及び第１９号（空車状態における軸重）に係るものについては、以下により行うものとする。

（１） 用語

１．に用いる用語の定義は次によるものとする。

① 「簡易な取付方法」とは、手で容易に着脱できる取付け方法のものをいう。

② 「固定的取付方法」とは、簡易な取付方法又は恒久的取付方法以外の取付方法をいう。

③ 「恒久的取付方法」とは、溶接又はリベットで装着される取付方法をいう。

④ 「指定部品」とは、ユーザーの嗜好により追加、変更等する蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障か少ないエア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める自動車部品（以下「指定部品」という。）をいう。

⑤ 「指定外部品」とは、指定部品以外の自動車部品をいう。

主な指定部品の例

機能的部品	アクセサリー的部品
身体障害者用操作装置 エア・バッグ けん引用トレーラーヒッチ ショックアブソーバ マフラー、排気管 タイヤ、タイヤ・ホイール　等	ルーフ・ラック、キャリア エア・スポイラ、エア・ダム グリル・ガード、ドア・プロテクタ オーディオ類、ナビゲーションシステム アンテナ、ラダー、トウバー　等

（２） 次の各号の一に該当する場合には、車両法第６７条第１項の適用については施行規則第３５条の３第１項第８号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第７条第２項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第３５条の３第１項第８号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合

② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合

③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅又は高さが自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

項　　目	範　　囲
長さ	±３ｃｍ
幅	±２ｃｍ
高さ	±４ｃｍ

（３） 次の各号の一に該当する場合には、車両法第６７条第１項の適用については施行規則第３５条の３第１項第１４号の２、第１７号（最大積載量に限る。）、第１８号及び第１９号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第７条第２項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第３５条の３第１項第１４号の２、第１７号（最大積載量に限る。）、第１８号及び第１９号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合

② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合

③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の車両重量が自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

種　　別	範　　囲
検査対象外軽自動車、小型自動車	±５０ｋｇ
普通自動車、大型特殊自動車	±１００ｋｇ

『電子制御装置整備』、『OBD検査』、『OBD確認』、『OBD点検』、違いは？

電子制御装置整備	OBD点検		OBD検査	OBD確認
特定整備	定期点検	制度	検査（車検）	任意（実施義務なし）
令和2年4月1日	令和3年10月1日	開始時期	令和6年10月1日 ※輸入車は令和7年10月1日	ＯＢＤ検査が必要な自動車に対し、次の目的で実施 １．完成検査時以外での適否の確認 ２．持込検査での省略
対象装置を備える車両全て（大特、被けん引車、二輪を除く）	対象装置を備える車両全て（大特、被けん引車、二輪を除く）	対象自動車	令和3年10月1日以降の新型車 ※輸入車は令和4年10月1日以降の新型車	
保安基準に規定されている ・衝突被害軽減制動制御装置 ・自動命令型操舵機能 ・自動運行装置 の ●センサー（前方のカメラ、レーダー、レーザー等） ●ECU ●センサーの取り付けられている車体前部（バンパ、グリル、窓ガラス）※1 ※1 直接センサーと接していなくとも、センサーの検知に影響を及ぼすものを含む	下記の識別表示（警告灯） ・原動機、制動装置、ABS、エアバッグ ・衝突被害軽減制動制御装置※2 ・自動命令型操舵機能※2 ・自動運行装置※2 （年式にかかわらない） ※2 保安基準に規定のあるものに限る	対象装置	・運転支援装置 （ABS、ESC、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報装置） ・自動運行装置 ・排ガス関係装置	
適宜	12カ月ごと	実施時期	車検時 指定：完成検査時 持込：持込検査時	
対象装置の取り外し、取付位置・取付角度の変更、機能調整には電子制御装置整備の認証が必要	整備用スキャンツールを用いて点検又は識別表示（警告灯）を用いて目視による点検	方法	機構サーバーに接続して合否判定 OBD検査　（自動判定）　OBD確認	
認定は不要	認定は不要	スキャンツール	認定を受けた「検査用スキャンツール」	

受検者の皆様へ（事故注意喚起）

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構

受検者の皆様へ

トラックのキャビンの落下による事故が発生しています！

【事故事例】

外観検査時、キャビンの固定が不十分なまま原動機型式等を確認しようとした為、頭部にキャビンが落下してきた。

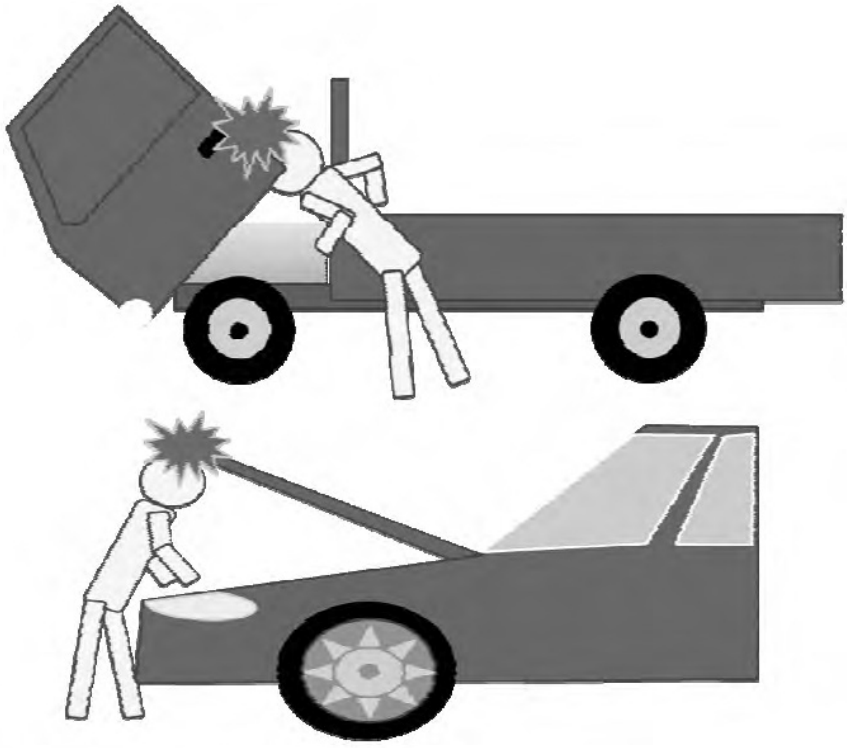

【注意徹底をお願いします】

☞原動機型式等の確認時には

キャビンやボンネットの確実な固定！

皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。